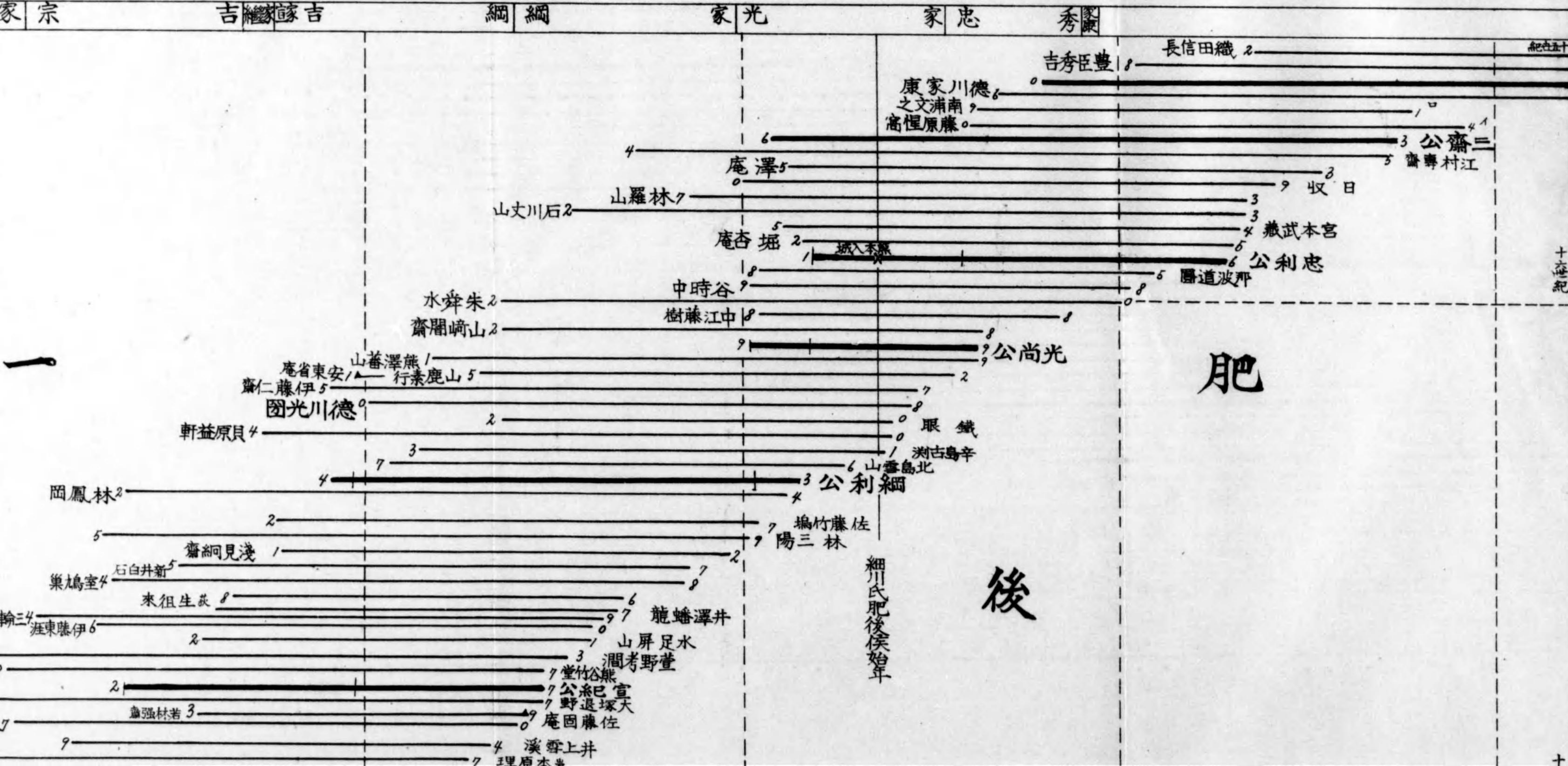


## 追記

過ぐる初夏の頃、本章の起草を依頼された時、筆者が断つて之れを辞退したのは、決してお世辭でも何でもなかつた。それは淺學非才の身を以て、二千年の肥後の教育史を、簡潔に手際よくやつてのけるだけの自信が少しもなかつたからである。併しながら、事情已むを得ず之を受諾はしたものの、空しくその構想に時を費し、到底筆を染むる決心もつかず、幾度か長大息を漏らしたものだ。かくて長期の休暇も讀書も思索とに過ぎて了つた。筆者は心私に焦慮し出した。そして多年蒐集して來たところの幾百冊かの刊本稿本を、切めてもの唯一の支持者ともし、鞭撻者として、九月一日の震災記念日を卜して、愈々筆を下した。固より筆は遅々として進まぬ。筆者は文字通りに、夜を日に繼いで秃筆を驅つた。然るに編輯の方からは、荐りと催促を受ける。もう絶体絶命である。筆者は度胸を据ゑて稿を急いだ。そして脱稿と共に之を印刷に付することとなり、何等推蔽の道もなく、従つて出來榮えのよからう道理は更になく、省みてひたすら慚愧たるものがあるのは、當然すぎる程當然なことだ。之に依りて鼎の輕重を問はるゝのは、固より之を甘受するとしても、動もすれば事實を誤まり傳へ、若くは本末を轉倒した所も必ずや少くないであらう。少しでもその缺點を少くしたい爲に、夫々向々の先輩各位の校閱を経た上では、起稿前より考へて居たのに、今は早やそれさへ出來なくなつてしまつた。筆者は果して何の顔あつてか江湖に見えんとするか。而して他日果して何物を以て之を償はんとするのか。良工ならぬ拙工の苦しみを、果して誰が察して呉れるのだらうか。九月卅日深更迂軒子又記す。

肥後細川氏時代思想界並學校設立

2400	90	80	70	60	50	40	30	20	10	2300	90	80	70	60	50	40	30	2220	90	80
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗



朝 歷  
紀 皇  
號 年  
紀 西  
校學之要主  
軍 將

公齋幽

此ノ表ハ筆者ノ創意ニ出テ其ダ苦心ノ存スル所  
爲ニ生卒年月等ヲ詳悉シ得ザリシトハ洵ニ遺憾  
ノ西紀ト相聞スルモノナリ。學校名ハ餘白無キヲ

肥

後

細川氏肥後侯始年

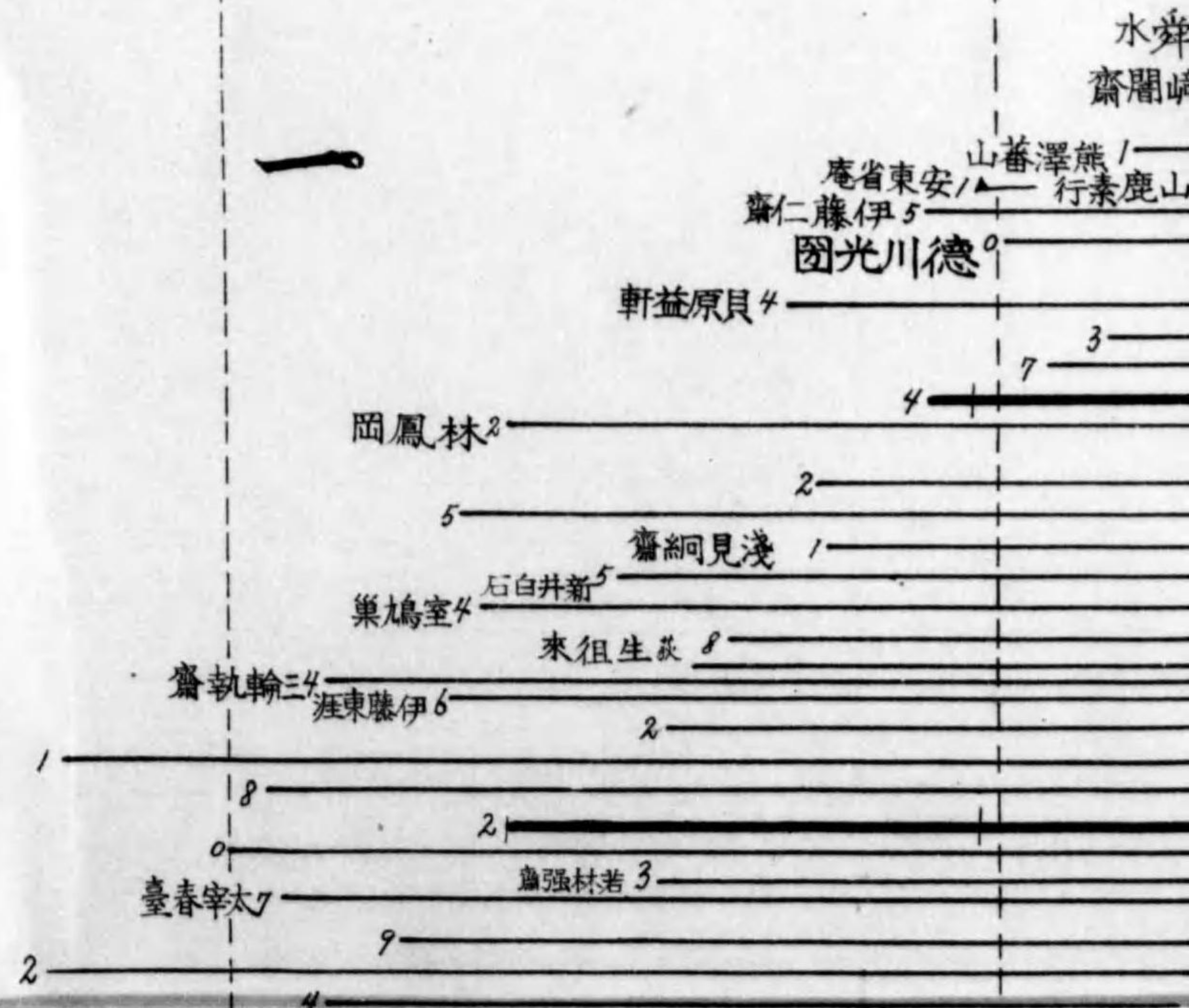
後細川氏時代思想界並學校設立鳥瞰表

正大	治	明	明	孝	孝	仁	格	光	園	桃	後	町	櫻	門	御	中	山	東																
70	60	50	40	30	20	10	2500	90	80	70	60	50	40	30	20	10	2400	90	80	70	60	50												
正大	治	明	應	隆	治	文	治	天	政	文	和	政	寬	明	天	永	安	和	明	曆	寶	延	享	隆	文	元	保	享	德	正	永	寶	祿	元
10	1900	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1800	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1700	90												

慶長家 慶安家 定家 茂家 齊家 治家 重家 宗家 吉家 吉家

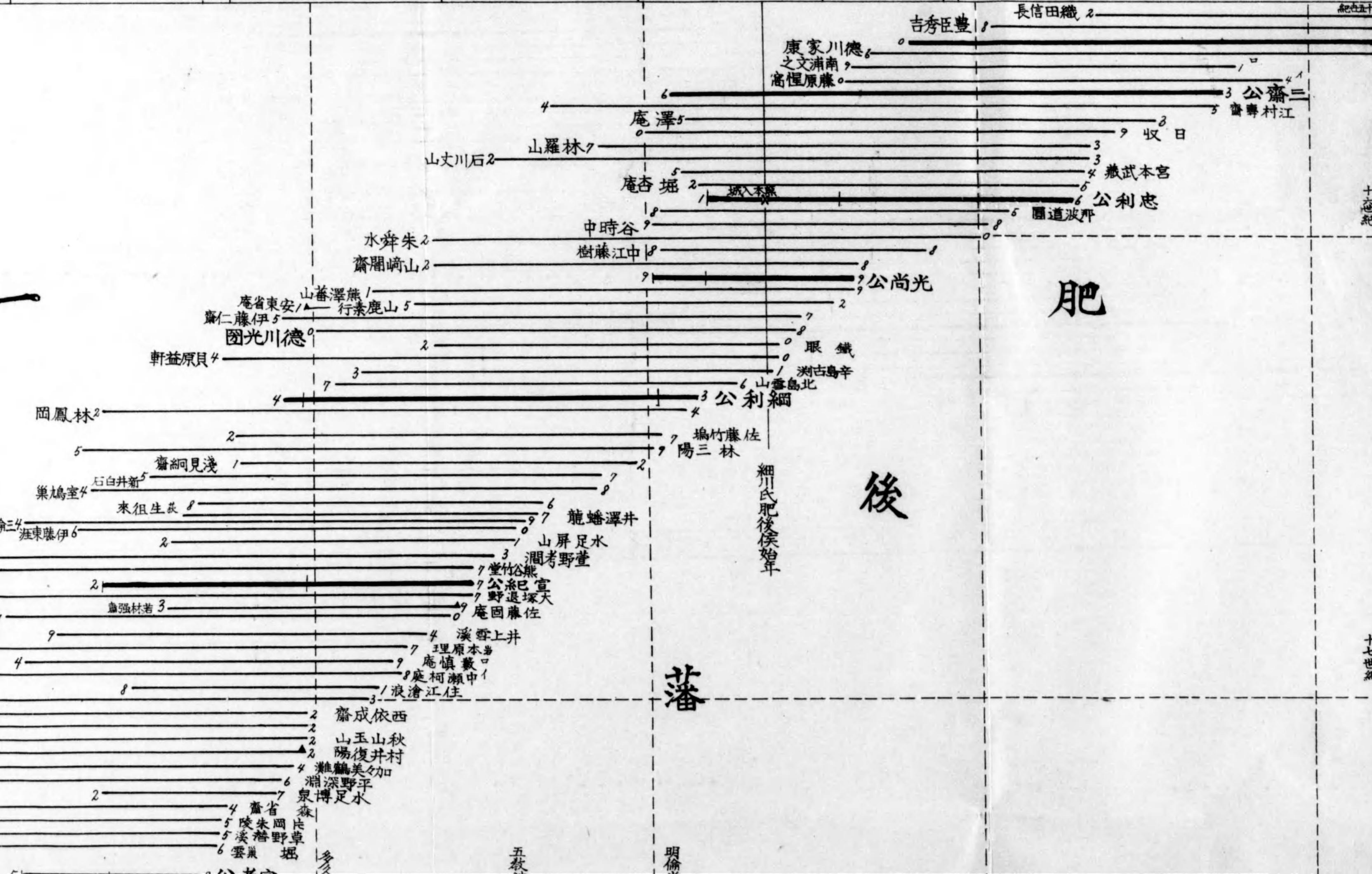
永祿—元龜—天正—文祿—慶長—元和—寬永—正保—慶安—永應—安永—天明—寬政—享和—文化—文政—天保—弘化—嘉永—安政

般



肥後細川氏時代思想界並學校設立

町櫻	門	御	中	山	東	元	靈	院西後	明光後	正明	尾水後	成陽後	町親正	良奈後	朝	歷				
2400	90	80	70	60	50	40	30	20	10	2300	90	80	70	60	50	40	30	2220	90	80
延元	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保
40	30	20	10	1700	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1600	90	80	70	1560	50	40
宗	吉	吉	吉	綱	綱	家	光	家	忠	秀	長	信	田	織	紀	五				



幽齋公

此ノ表ハ筆者ノ創意ニ出テ甚ダ苦心ノ存スル所ナレドモ、紙面ノ都合  
 爲ニ生卒年只等ヲ詳悉シ得ザリシトハ、洵ニ遺憾ナリト雖モ、要ハ本  
 紀ヲ切望スル所以ナリ。而シテ人物ノ如キモ、或ハ氏名ヲ以テ稱シ、或ハ法  
 ノ西紀ト相關スルモノナリ。學校名ハ餘白無キヲ以テ九州ニ於ケル著

十世紀

十七世紀

細川氏肥後侯始年

藩

明倫

五教

表職鳥立設校學界想思代時氏

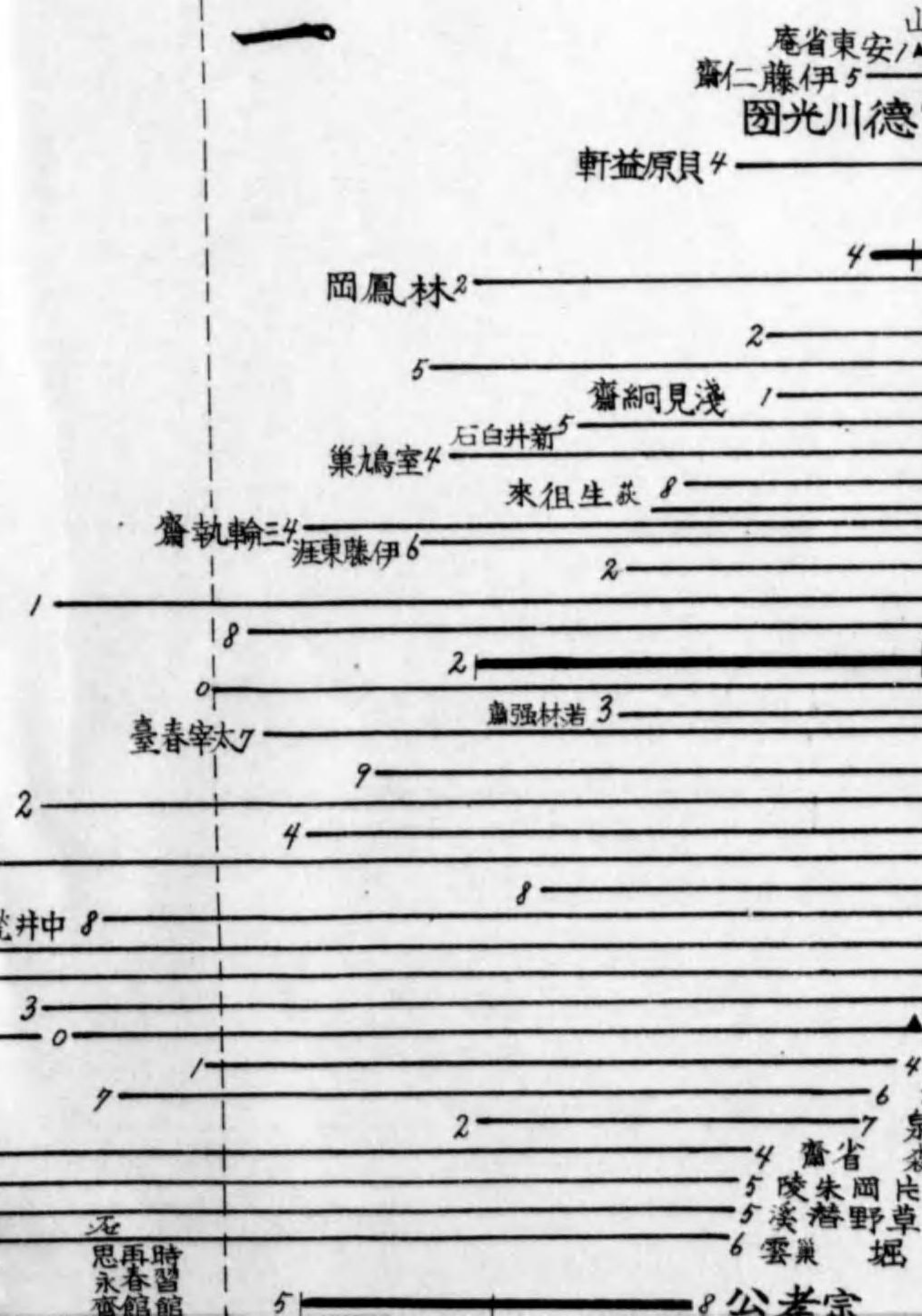
正大	治	明	明	孝	孝	仁	格	光	園	桃	後	町	櫻	後	園	桃	町	櫻	門	御	中	山																			
70	60	50	40	30	20	10	2500	90	80	70	60	50	40	30	20	10	2400	90	80	70	60																				
正大	治	明	應	隆	興	文	治	安	永	嘉	弘	保	天	政	文	化	文	享	政	寬	明	天	永	安	和	明	曆	寶	延	享	隆	文	元	保	享	德	正	永	寶	祿	
10	1900	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1800	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1700	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1700	90	80	70	60	50	40	30	20	10	1700

慶家定家茂家 齊家 治家 重家 宗家 吉家 吉家

永祿—元龜—天正—文祿—慶長—元和—寬永—正保—慶安—永應—明曆—萬治—寬文—  
 安永—天明—寬政—享和—文化—文政—天保—弘化—嘉永—安政—萬延—文久—元治—

般

之



無逸館

咸宜園

明善  
 忠  
 興  
 博  
 留  
 休  
 飲  
 館  
 弘  
 道  
 橋  
 古  
 橋  
 堂  
 館  
 廣  
 業  
 館  
 石  
 再  
 春  
 館  
 思  
 永  
 館  
 泉  
 省  
 陵  
 朱  
 岡  
 溪  
 裕  
 野  
 草  
 雲  
 兼  
 掘  
 公  
 孝  
 宗

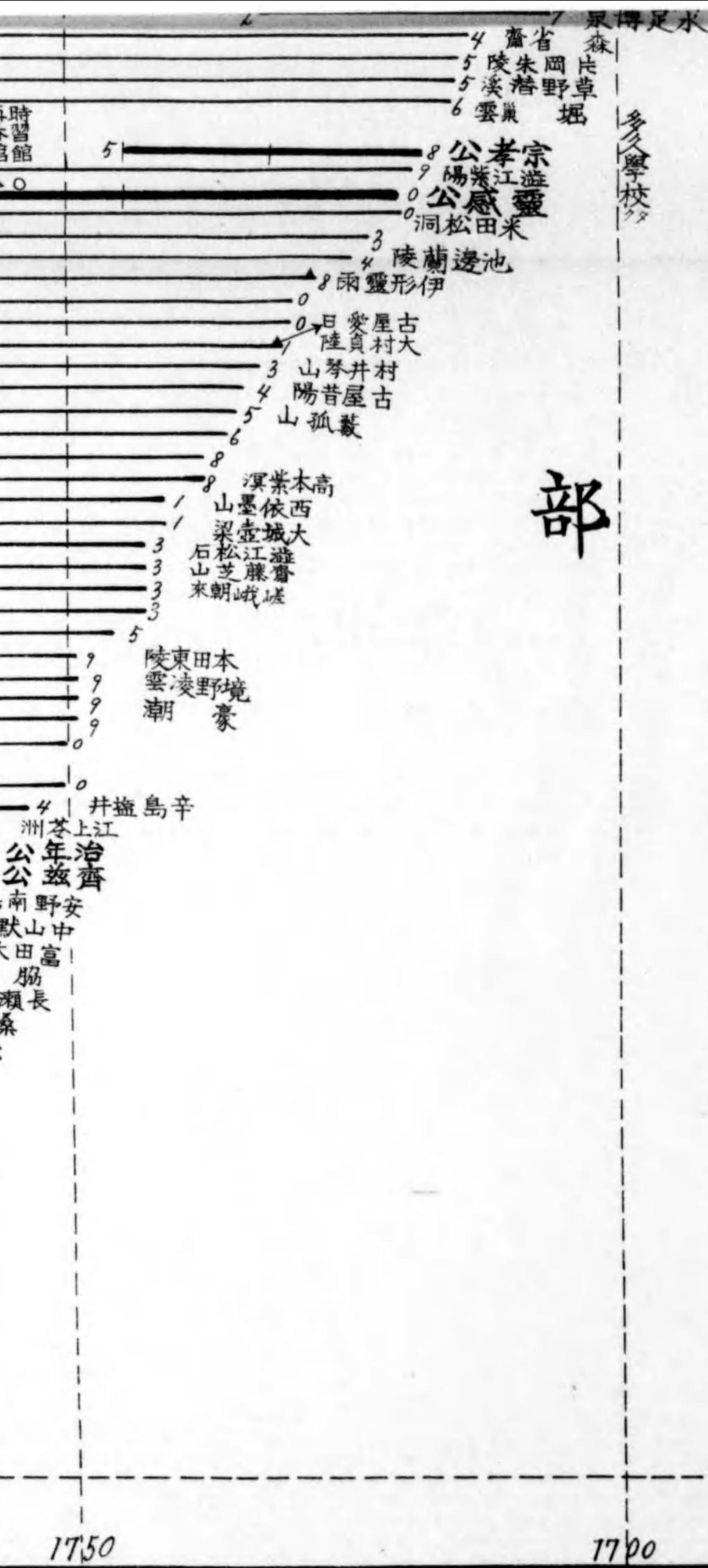
田ノ都合ニ依リ、人物並ニ學館ヲ網羅スルコト能ハザリシト、刊行ノ旨時迫切セル  
 要ハ本章叙述ノ粗漏ヲ補ハムガ爲ニ附録セルモノナルヲ以テ、敢テ大方ノ海  
 シ、或ハ法謚字號ヲ用ヒタルアリ、必ズシモ一律ナラズ。各線左右ノ數字ハ上欄  
 於ケル著明ノモノヲ列舉セシニ過ギズ。昭和六年十月廿日 高森良人記ス

十八世紀  
 十九世紀

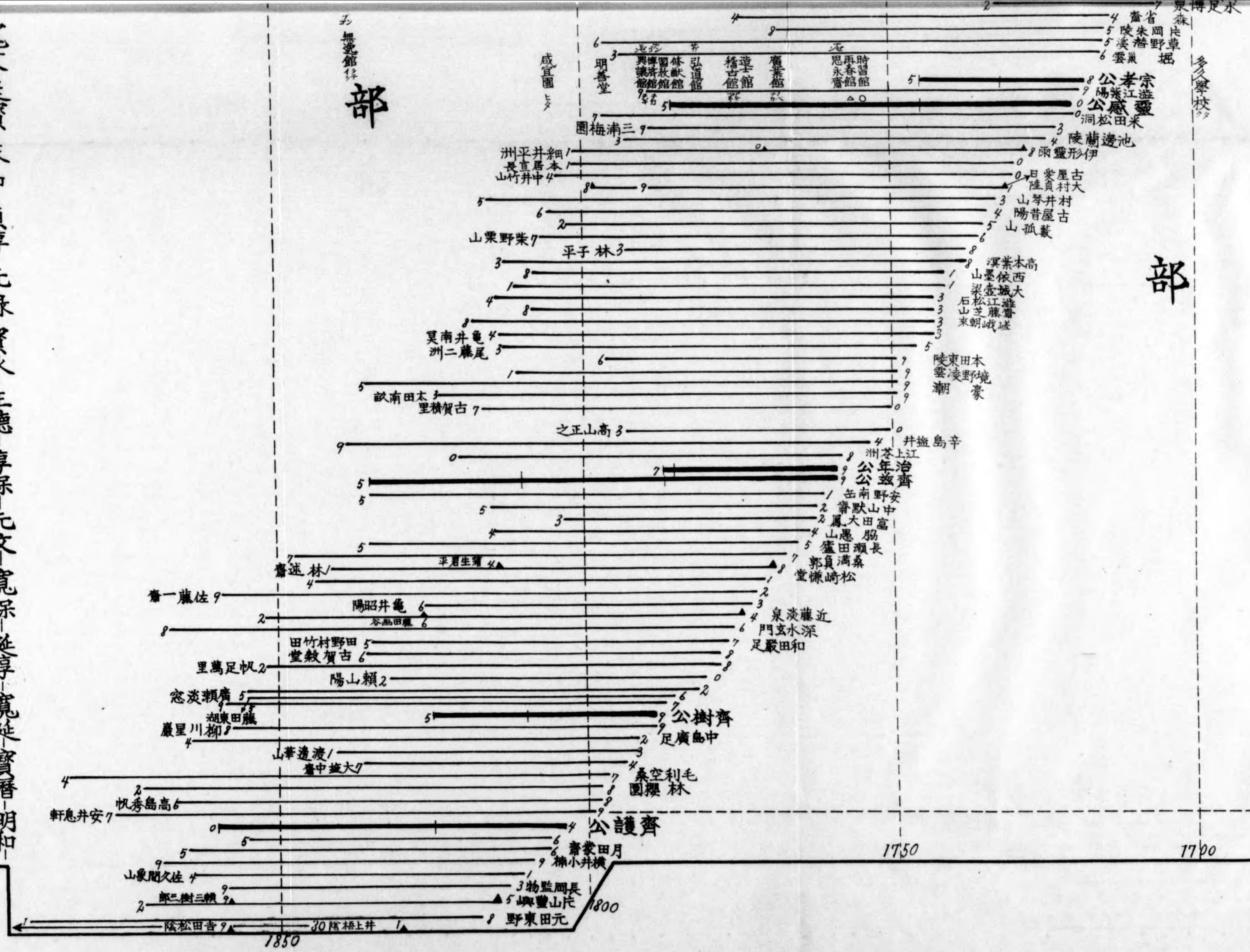
明倫堂稿

五教館  
 之

部



寬文延寶天和貞享元祿寶永正德享保元文寬保延享寬延寶曆明和  
 元治慶應明治大正昭和



部

部

1750

1790

1800

1850

肥後教育大家略傳 其 一

一 細川重賢公  
 二 秋山玉山  
 三 高本紫溟

第二章は第五高等学校高森教授に御執筆を御願ひしたものであることは凡例に述べた通りであるが、同章中の人物に就ては特に其の教育意見を述べていたしたので、茲には其の中の三大人物につき略傳を掲げて参考に供することとした。尙元田永孚、井上毅に就ては第六章に掲ぐることにした。編者

肥後教育大家略傳 其 一

- 一 細川重賢公
- 二 秋山玉山
- 三 高本紫溟

第二章は第五高等学校高森教授に御執筆を御願ひしたものであることは凡例に述べた通りであるが、同章中の人物に就ては特に其の教育意見を述べていたいたので、茲には其の中の三大人物につき略傳を掲げて参考に供することとした。尙元田永孚、井上毅に就ては第六章に掲ぐることにした。編者

一 細川重賢公

細川氏家譜 細川氏は清和天皇の第六皇子貞純親王から出で、其の第六世は源義家である。義家の孫を義康と云ひ、其の曾孫義季初めて參河國額田郡細川邑に居城し、細川を姓とし、此れ即ち細川氏の始祖である。義季四世の孫頼之は世に有名なる人で、其の弟頼有の八世の孫を元常と云ひ、元常は其の弟晴員の子義孝を養ふて嗣とし、此れ即ち藤孝公である。

藤孝公 は細川氏中興の初代で、幽齋と稱し、有名なる君で、足利將軍義昭を輔佐し、更に織田信長、



豊臣秀吉、徳川家康とも親近し、足利氏滅亡後は山城國長岡の地を領して、長岡姓を稱し、後丹後國宮津城に移る。

藤孝公の子を忠興と稱し、關原の役後豊前豊後の内三十萬石を領し、中津に居り、後、小倉に移る。此れより又細川姓に復す。世に三齋と稱するは此の君である。

忠興公の子忠利、寛永九年肥後國十二郡及豊後三郡、五十四萬石を賜り、熊本城に移り、歴代相嗣ぎ、忠利から光尙、綱利、宣紀、宗孝公を経て重賢公に至る。

重賢公は細川歴代の中最も有名なる賢君で、肥後寶曆の改革を爲し、藩學時習館を建てた君侯で、靈感公と世に稱せられた方である。其の頃江戸に於て

桐の葉のしげれる國もあればある

紀州に麒麟肥後に鳳凰

と云ふ歌が流行した。此の麒麟とは紀州の明君徳川治貞にして、鳳凰とは此の靈感公のことを云つたので、共に當時其の領土内に善政を敷いたのを賞讃した流行謠である。

少壯・部屋住 重賢公は享保五年十二月二十六日(皇紀二、三八〇年)江戸龍口の細川藩邸に生る。

資性英敏夙達、家臣愛甲十右衛門景甫師傳となつて、文武の道を教授指導す。殊に景甫の補翼に最も嚴格を加へたと云ふ。

重賢公は又力量衆に勝れ、劍・槍・弓・馬の道に練達せられ、中にも弓馬の道に勝れ給へり、或は射的の

時、八寸的を射て矢數百五十節の中纒に一矢の過があつたのみ。此の時重賢公の俳句に

暮近く矢取の聲の枯れにけり。

と咏ぜしは、矢の命中するときは矢取りが一々其の命中を叫ぶを以て遂に聲も枯れたる實詠である。

文武の諸藝に夙夜日課を立てて勉強し給ひ、又閑暇あるときは散樂をも學び、蹴鞠の道に熟し誠に多藝多能にして、威稱に堪へざるのである。

重賢公が未だ部屋住の頃は細川藩の財政は最も窮乏を極め、其の居間の疊の如きも破れ損じ、公の袴の着替さへ無く、夏の頃蚊帳の破綻を手自ら糸を以て補綴せられ、甚しきは或時所用の品を購求し給ふ其の料金なく、用人平野新兵衛なるものが召料の羽織を質入れて料金と代へて献上せしこともあり、水泳練習の時の禪の替へ品なく其の乾くを待つて常に歸邸せられたと云ふほどである。五十四萬石の連枝の境遇としては實に驚くべき困窮であつた。

重賢が他日賢明の君と仰かれるは此の窮乏の中に養はれたものであらう。

襲封・入國 延享四年十月、細川宗孝の跡を嗣ぐ、將軍徳川家重の偏諱を賜つて、越中守重賢と改稱した、時に年二十八である。

寛延元年五月、初めて肥後國に下向し 政治を見るに至つた。是れより先き重賢の襲封せらるべしとの風評あるや、高瀬町肥前屋に麴を買はんとて來りし一農夫が『今度の殿様はエジイ、エエゲナバイ』と

談つたことが遺秉集に載つてゐるほどで、重賢肥後國の君となつて領内の人民歡喜し、皆安堵して業に就くに至つた。

重賢入國以來銳意治を計り、多年の藩政の宿弊を察し、入國の年十二月、自筆を以て五條の訓諭を發した。

第一 家中の者諸事清廉を旨とすべし。まゝ不正直の輩あるは今後充分之れか取締を爲すべし。國政の儀は貴賤一和を以て第一と爲すべし。

第二 當今國內一統困窮の由なるは、諸士俸祿渡方の淹滯及び無益の物入り等を爲し、且農商は租税、懸り物等多き故である。小身の者共は殊に困難なるべきを以て先づ之れより救ふべき事。

第三 困窮の内に於ても文武の心懸は決して忘却すべからず。

第四 諸役人が事實を隱蔽して率直に申出ざるは甚だ宜しくない。

第五 右の條々今年始めて入國につき其の心得として訓諭するものである。

斯くて不正不義の有司を戒め、事實を有りのまゝに申告せしめ、下情上達し、積年の宿弊は漸く革まつたのである。

人材の登用 治國の要は人材を得るにあり、人材を得ざれば國決して治まらず、故に明君は必ず賢才を求むるのである。

重賢公就封するや、補弼の人材を得るに苦心し、寶曆二年七月竹原玄路の推薦によつて、堀平太左衛門

勝名を登用して、大奉行に任じ國政の樞機に參與せしめた。

勝名人と爲り明敏にして思慮深く、氣魄強く膽大に、實に非凡の人物であつて、重賢公の英邁なる賢君と所謂水魚の間にあつて、細川藩の世に有名なる寶曆の改革を爲したのも偶然にあらずである。

堀勝名大奉行に初めて任ぜられたる時は年齒三十六歳、壯齡英才、畫策周匝、苦心慘憺、多年の宿弊を改革し、着々其の功を畢り、四十歳で中老となり、四十九歳で家老に進んだ。

従來公職に任用せられるものは多くは門地ある者か、或は其門閥者の推舉による者であつて、人材本位で採用せられることは少いのであるが、重賢の人物を任用するは全く門地の如何、祿の高下、族の貴賤等を問ふ所にあらず、唯々國政を掌るに有用の人材であるか否かを辨別するのみであつた。

財政の整頓、儉約の獎勵 我が肥後の地は遠く鎮西にあつて、當時徳川將軍のある江戸へ參觀交代するには經費甚だ多端にして、且藩主在京の費用其の他も本國より支辨せざるべからざるを以て、年々多額の費用を要したのである。

加ふるに綱利時代より、一朝有事の時に備へんとて、多くの藩士を扶持したる上に、當時天下の痛弊として奢侈増長し、諸侯の邸宅の華麗は素より、日常の生活に至るまで贅費多く、其の上徳川幕府の政策としては、諸侯の富むを制するの方針を取り、且近年凶稔瀕りに到りたるを以て、細川藩の財政の窮乏甚しく、寶曆二年の決算によれば藩の實收入三十六萬石に對して、支出は四十二萬九千三百石の米高に等しき状態で、著しく收入不足であつた。

重賢公此の窮迫せる財政を整理せんとて、自ら進んで自己の諸調度に非常の儉約を示し、藩の諸費用に對しても徹底的に節減を計り、且日常諸臣に諭して曰く、『予が所領は五十四萬石である、之を以て平素二十萬石の大名と思ひ諸事を辨じ、有事の日に備へざるべからず』と、此れより細川藩の財政は全く整理せられ、後年に至り有用の事業に經費を投じ得るに至つた。

寶曆五年二月衣服の制度を定め、且つ領内に布告し、大に儉素の風を獎勵せられた。其の制度の主要を述べれば、

- 一、士席以上の衣服、裏付上下、羽織袴等惣て表は縮木綿を用ふべし。裏は勝手たる事
- 一、獨禮以下諸役人段以上は 衣類羽織袴等表裏共惣て布木綿を用ゆる事
- 一、足輕以下、衣服帯に至るまで總て布木綿を用ゆる事
- 一、夏服冬服に應じ質素相心得べき事
- 一、獨禮以下は越後縮帷子、絹の紋紗の羽織絹平類の袴等禁する事
- 一、陪臣知行取は士席に準し、中小姓以下は獨禮以下に準すべき事
- 一、商家は獨禮以下に準すべき事
- 一、七十歳以上、十歳以下、並醫師諸出家は御制外の事
- 一、農家の衣服は今迄の通り葛布木綿を用ゆる事
- 一、金拵の刀脇差、獨禮以下は禁する事
- 一、農家の妻子は純子縵子の類帯は勝手たる事

- 一、鼈甲、象牙、金銀の櫛笄、國中制禁の事
- 一、武器薬器の外、雜器に金銀用ゆまじき事

此の外微細の點に至るまで、一々制規があつた。此の新令は俄に之を従はしめんには、諸人の困難少からざるべしとて、發令後三箇年間は猶豫期限内として此の令に遵據せしめられた。

**文武の獎勵・醫學の振興** 重賢公就封の初めより、學校を設け、文武を獎勵し、人材を養成し、國家有事の用に供せんとの意があつたが、庶政略々緒に就いたので、寶曆四年十二月、熊本城内二丸（現今の陸軍教導學校の所在地）に時習館を設けて講文所とし、東西兩榭を設けて講武所とし、一族長岡忠英を總教とし、秋山定政を教授とした。

時習館に訓導、句讀師等の教師拾數名を用ゐ、東西榭に諸武藝師範數十名を置き、士席の子弟は悉く此れに入り文武の道を學び、又學生中特に優秀なるものは居寮生と稱し、公費を以て館中に寄宿せしめた。或は農工商庶民の子弟にても俊秀で特志のものは館榭に入ること許された。

寶曆五年正月四日、重賢親臨して開館式を擧げ、爾來在國の年頭には必ず親臨して獎勵を加へられた。（尙時習館の事は別項に詳記す）

藩學創立せられてから、學校の成績により、其の性行才幹の如何、文武技能の如何を考査して官職に登用する法を設けられた。

尙熊本城下のみならず八代・鶴崎等の領内にも文武の稽古所を設立し、且つ文武の家塾を獎勵し、大に

文武の振興を計られた。

抑も當時天下の文運大に戦し、徳川幕府の昌平黌を始め、諸藩にも藩學少からざるに、就中我が時習館は最も天下に知られた。因て他藩より視察に來り、又は書生が來りて留學するものもあつた。斯くて肥後藩は文運彬々として起り、武道も亦隆々として盛に人材の輩出尠からざるのである。

寶曆六年九月、醫業監察と云ふものを置いて、領内の醫士を統督し、又再春館と云へる醫學校を古町村（今の二本木町）に設け、村井見朴、岩本原理を教授となし、醫學を教授せしめられた。後明和八年山崎町に移り明治維新まで繼續した。これが幾變遷して今日の熊本醫科大學となつたのである。再春館の創設又大に意義があつたと言ふべしだ。

醫學の進歩を助くるには藥物の研究を必要なりとし、竹部に繁滋園と稱する藥物園を設け、種々の藥草を栽培せしめ再春館の附屬となした。

#### 政治の改善

刑法改正 重賢公は又政治上に改善施設せられること少からず。即ち刑法の改正を爲し、從來刑罰は死刑、追放の二法のみであつたが、死刑の範圍を縮め、更に徒、墨答の三刑を加へた。然して成るべく勸化遷善の法を講ぜられた。

奉行所の設置 此れより先き、家老月番なるものがあつて、其月の番に當つたものは、其月の國政を掌り、藩主在國の時は花畑藩邸に出仕するも、藩主江戸參勤の節は、其の私邸に於て國政を行ひしかば、

賄賂行はれ弊害百出して居たが、重賢公は寶曆六年、斷然此の積弊を改革し、城内に奉行所なるものを設け、家老、中老、大奉行、奉行等皆此に列し、大目附、目附等も列席して政を議し、君公の裁可を得て施行することとなつた。

税制の整理 重賢公以前は一定の納税の外に、所謂かかり物と稱せられる賦課せられるものが少くなかつた。公は斷然之を廢し、且檢見（ケンミ）と稱し正税を納むるに年の豊凶を檢ずる者を設けて納税の正確を期せられた。

當時徳川幕府及び各藩諸侯は、其の税率 五公五民と云つて、收穫物の半分づゝ納米する制度であつたが、重賢公は之れは人民に對して過重とし四公六民即ち收穫物の四割を納税せしむることとされて、民力の休養を計られた。

其他職制の改正、兵備の整頓等改善せられたるもの少からず。其の爲め仁政四境にあふれ、上下喜んで業に服するに至つた。菊池風土記に「一國の風和らかに、誠實をたふとむことになり、耆徳孝相あらはれ、御仁政天下第一の稱あり、誰すすむるとなく寶曆の頃より殿様祭といふこと始る」と記せるは、其の仁政の洋々たることが窺はれる。

産業の獎勵 重賢公は母藩内に各種産業の獎勵を行はせられた。

肥後に御入國の翌年榎方（ハゼカタ）を置き榎樹栽培を獎勵せられた。又御山仕立方（オヤマシタカタ）主任に水足至房と云ふものを命じ、四時領内を巡回せしめ、地味によりて適應の樹木を栽培せしめ、間

地には茶・楮・榎等を植ゑ、傍ら、製茶・製紙・製蠟等の事業を督勵せられた。又桑樹を増植せしめ、大に養蠶製絲の業を起さしめ、島巳<sup>しまい</sup>分<sup>わけ</sup>を京都・近江等の蠶業地に派遣し、且數人の工女を雇入れ、領内の民に傳授せしめ、大に産業の興隆を見るに至つた。

重賢公が勸業に最も意を用ひられたことは、左の郡地政令の一を見ても知られる。

農は國の大本なり、歲時農桑を勸課し、租税を正しく、力田孝悌を激勸し、風俗を勵まし、本業に敦うし、遊手苟簡を戒め、地利を興し、徭役を均しくし、饑窮鰥寡孤獨を賑恤し、蓄積に厚く、水旱に備へ、水利を導修し、農器を貯へ、民を導くに善を以てし、其の姦匿心を糾し、訴訟留滯すべからず。

萩原堤防の修築 重賢公は以上各種の政治上の改善、産業上に於ける獎勵等に偉大の力を盡し、其の功績顯著たるものがあるが、茲に尙一つ公の治世中に大なる出來事があつた。

寶曆五年六月朔日より淫雨濛々として止む時なく、同九日葦北郡瀬戸石山崩壊して、球磨川に落ち、激浪山の如く遂に下流萩原の大堤防數十町決潰し、田畑三萬三千町を荒廢せしめ、溺死せる男女五百〇六人の多きに上り、其の慘狀言語に絶する有様であつた。重賢公は在江戸の留主中であつたが、藩中の老臣鳩首相議して、今後尙ほ降雨あらんか、其の慘害一層甚しかるべく、直に堤防の復舊を計らざるべからず。さて如何にして此の堤防を修築復舊せんか、抑も此の堤防は加藤右馬允の造築によれるものにて今の世に加藤右馬允ほどの者なく、如何致すべきかと相議する所に、時の郡目附稻津彌右衛門頼勝自ら

進んで『某不肖なりとも此れに當らん、加藤なくとも其功を奏せざることやある』と申し出たので、遂に此れに命ずることとなつた。

此の大任を蒙りた頼勝は、此の水害危急の際、尋常の手段では到底築造出來難きを察し、松尾常太郎といふものが献ぜし七百貫目の現錢を始めとして、數十個の大桶に盛り、土功を爲す人夫に一握りづゝ、掴みどりに取らせ、男女十五歳以上は出でて役に服すべしと令し、頼勝自ら駒に跨り、披身の槍を持たせ、激流の中を乗り入り、縦横に馳驅して指揮したので、諸民踊躍して役に就き、其の役夫等口々に

あのや稻津様は佛か神か

死ぬるいのちをたすけたも

の歌を謠ひて土石を運びしかば、水際より高さ三十尺、基礎の廣さ二十五間、堤上の幅七間、延長二十餘町の大堤防も見事完成するに至つた。

後に重賢公は頼勝が最も急速に大工事を竣工したことを聞いて大いに嘉賞せられ、或時の小宴に公自ら『あのや稻津様は』の歌を謠はれたと。頼勝之を傳承して感激し、主君をして様といはせ奉つたのは恐らく自分一人であらうと、暗涙に咽んだとの事である。

今尙萩原の堤防として、球磨川の下流八代町の巖然たる大堤防が存し、稻津彌右衛門の苦心の跡が偲ばれるのである。

修養・人格・臨終 重賢公は常に自ら文武の修養を怠らなかつた。其の政治上の劇務の餘暇に於ても、

熱心に勉強修養を怠らなかつた。江戸に参観交代の往復の途次、或は船中、或は旅館の中に、附添の儒臣に屢々經史を講せしめられた。又月に六回近侍の人々を召集して必ず會讀せしめられた。重賢公一代の間の會讀には十三經廿一史及諸子百家數百卷に及んだ。公は苟且にも經書を疊の上に置きしことなく必ず机上に整然と置かれたとのことである。

公は又詩歌俳句に巧みであつた。今一二を誦すれば

海樓朝望

飛閣岩堯曉色催。海天朝望彩雲隈。

波間日傍扶桑出。空際鴻凌碣石回。

霧散鮫人潛水窟。風高蜃氣起樓臺。

雪山倒自寒霄落。忽見驚濤壓檻來。

野遊到暮

歸るさもおもはず野べにまどわして驚かさるるいりあいの鐘

梅か香や乞食の家も覗かるる

公は又博物を研究し、珍木奇草を集めて之を寫生し、其の生地、性質等を附記せられた。今尙細川家は公自ら寫生せられたる精巧美麗なる画が存してゐる。又書道に巧みであつた。今尙筆力勗勁氣韻縹緲なるの遺墨が存してゐるのを見ても、公が何事にも堪能であつたことが知られる。

公は人と爲り寛裕と嚴格の両面を有し、或時は秋霜烈日の如く、或時は春風和煦の如く、又慈愛に富み

孝悌忠信の誼に厚く、且神佛崇敬の念に富み、此等の人格を顯はすところの公の言行事蹟、擧げて數ふべからず。

重賢公は勤王の志厚く世子及び諸老臣に向つて、朝廷若し事あらば藩力を盡して奉公の誠を致すべしと訓誨せられた。公の薨後三年肥後藩から禁裡の造營費として二十萬兩を献納したるは重賢公の遺訓を繼いだもので、肥後藩が之を献納し得たのは又公の餘澤と謂つべしだ。

天明五年七月二十日頃から江戸龍口の藩邸で御不例であつた。折りしも秋夜長くして明けがたく月色の清涼なるに

龍謁邸第夜將蘭。

明月西風獨倚欄。

筆似木葉東海賦。

樓同度亮武昌看。

昔時高調空歌罷。

今世朱絃誰復彈。

獨座蕭條懷舊處。

秋來白髮不堪寒。

吟せられた。これより病勢は漸次重く、十月の中旬には益々重く、時々「平太左衛門平太左衛門」と寵臣の名を仰せられるばかりであつた。其の君臣の情實に水魚の如しとは此れこそ謂ふべしである。一日時雨の音すさまじさを聞かれて

しぐるるか明り障子に音ばかり

と口吟せられた。

江戸藩邸の上下のものは勿論、肥後閩藩の士農工商に到る迄神佛に祈願して御快癒を祈つたが、天命如何とも致し難く十月二十二日六十六歳を以て溘焉として他界せられた。尊骸は東海寺内妙解院に埋め奉

り、「靈感院殿羽林記約中大夫越州大守徹巖宗印大居士」と法號を記す。別に其の遺髮及齒を、肥後熊本の花岡山下の妙解寺(今の細川邸の裏)に葬り、寶塔を起して祀る。本記事は教育會發行細川銀臺公による。

## 二、秋山玉山

家譜・少時 玉山名は定政、別名は儀、字は子羽、通稱を見井と云ふ、後儀右衛門と改む、號は玉山で又青柯とも號した。元祿十四年豊後國鶴崎に生る。玉山はもと鶴崎詰御作事方中山又吉の二男である。中山氏は元備前國牛窓の人で、中山與三右衛門と云ふもの細川忠興公に仕へ、忠利公肥後御入國の時は、與三右衛門の子宇兵衛其の跡を嗣ぎ、鶴崎詰となり、其の子助左衛門を経て又吉に至る。又吉の二子が即ち玉山である。

養家秋山氏は寛永の頃、秋山友安と云ふもの同じく鶴崎に住し、細川綱利公に仕へ、鶴崎詰醫師を命ぜられ、其子玄忠、若年にて病歿したるを以て、中山助左衛門の次子を養ひ家業を嗣がしむ。之れを需菴と云ふ、需菴の養子が即ち玉山である。

玉山幼にして穎悟好んで書を読み、博く群籍を涉獵した。稍長じて熊本に來り、伯父水足屏山に寄り醫業を學び傍ら儒學を習ふ。屏山は經義に通じ熊本藩の碩學である。屏山の子博泉、玉山より少きこと四

歳、夙に神童の稱がある。長じて文名學識共に愈々高く世の讚稱するところであつた。玉山此の師の教を受け、此の友と交つて切磋琢磨して學業愈々進んだ。

加ふるに玉山天資俊敏で英邁且つ勉勵刻苦書を読んで曉に徹することが多く、深夜冷寒骨に達し屢々寒咳を催すことがあつたので、屏山の嫂之を憐れみ、深更屢々起き出でて姜熱湯を造つて之を慰めたことがあつた。又以て玉山は他日の大成を爲すに至つた素因ありと云ふべしだ。斯くて愈々玉山は嶄然頭角を藩中の學徒の間に顯れ令名噴々たるに至つた。

壯年・官曆 玉山學業大に進み、享保八年年齢二十二歳の時、藩主に其の非凡なるを認められ、醫業を廢し儒員となるべきを命ぜられた。茲に於て醫を止め髮を貯へ儀右衛門と改めた。同年江戸に上り、徳川幕府の學校昌平黌に入つた。爾來碩學の講筵に侍し、益々斯學の研鑽を積んだので、其の進歩上達知るべしだ。玉山昌平黌に在る四年にして、一旦國に歸つたが再び東上研學し、前後十年に亘つたので、聲名大に揚り、天下の儒者となるに至つた。

此の時昌平黌の大學頭は、林鳳岡醫字先生であつて、幕府の文柄を握り、其の門下には天下の俊髦を網羅し、蔚然として儒林の盛觀を呈して居た。玉山此の儒員の中に伍して既に推重を蒙つて居る。一日林氏講筵に臨みて突然病を發したので、其の代講者を數多の門弟の中に需めたが、玉山に及ぶものないので遂に拔んでて玉山をして代り講せしめた、當時皆之を榮譽とせざるものはなかつたのである。又以て玉山が既に江都儒林の間に於ける位置が窺はれるのである。

享保十七年宣紀公卒して宗孝公襲ぎ、玉山肥後に在りて家士學問指南方を命ぜられた。此れより藩の子弟玉山に就きて學ぶ者甚だ多く千餘人に上つたと云ふ。

延享二年侍讀となり、藩主の信任最も厚く、延享四年宗孝公卒し重賢公跡を嗣がれた。是れより先き重賢公もと紀雄のりと稱し部屋住とし江戸白金の別邸に居住し給ひし時から、經筵進講の命を受け、其の信任を蒙ること最も深かつた。公襲封の初め、名を改め給はんとて玉山に命じて選上せしめられた。重賢の名此れである。此れより恩寵益々加はり、玉山も亦至誠を以て同公に仕へ、常に左右に侍して啓活補弼の功尠くないのである。

重賢公江戸參觀の途次には、玉山は常に隨行を命ぜられ、旅館又は船中に於て經史を進講せしめられて居た。

寶曆四年藩費時習館を興し、玉山を以て教授職と爲し、熊本藩の學政を總攬せしめられた。時に年五十三。

此れより肥後の學風隆々として盛となつた。依つて幾多の人材輩出し、其の文運全國の諸藩に冠絶した。(時習館の記事は別項に詳記す)

玉山は藩主在國の際は藩主 諮詢に應じ生徒の訓育に従ひ、又江戸在勤の時は必ず隨行して其の傍に侍し、重賢公と玉山とは眞に影の形に従ふが如き有様であつた。又以て其の信頼の大なること知るべしである。

寶曆十三年九月重賢公又江戸參觀のことゝなつて、隨行せしめんと意ありしが、玉山が衰老せる様子を憐れみ給ひ、在國攝養して學政を見せしめられた。

此の年冬に至り病起り、玉山病臥中に於ても吟咏を廢しなかつた。十二月十一日其の病革るや家人に扶けられて床上に端坐して

清鏡無<sub>レ</sub>底水月似<sub>レ</sub>我

の八大字を書き終り、溘焉として白玉樓中の人となつた。享年六十有三、清鏡院墓菴無底居士と諡す。

熊本市黒髮町龍田山下小峯に葬つた。

人格・學問 玉山人と爲り温和洒落にして、時としては法度の外に脱逸せんとするが如きことありしが其の一面に於ては甚だ謹嚴なるものがあつた。之は玉山の撰せし時習館學規を見れば思ひ半に過ぐるであらう。

玉山は又友誼に厚きを以て稱せらる。其の友辛島雲嶽が歿すや、遣子青谿尙幼なり、此れを愛育指導して遂に時習館の訓導となるに至らしめたは、これは全く玉山の誘掖數年の恩澤であると、藩人皆以て美談と爲した。青谿の子鹽井が後に時習館の教授となれるが如きも亦、玉山の餘惠なりと稱せらる。

玉山は幼時伯父水足屏山に學び、既に其の才名嘖々たり。後昌平費に留學十年、林大學頭が代講せしめたことがあるので、全く天下の儒者として認められた。其の學風の如きは時習館の學規で知られる。此の學規は實に玉山が滿腔の心血を傾注して撰述したものである。(學規は尙玉山の教育的意見と共に別



項に詳記して居る)

玉山は最も詩文に長じ書を好くす。其の文章について藪孤山之を評して曰く『其の文は行雲流水の如く筆を下せば數千百言立ろに成る、耳目の觸るゝ所發して文章となる、云々』と又以て玉山が如何に文章に巧妙であつたかが知られる。

其の詩に至つて、當時天下の詩人と云へば服部南郭と高野蘭亭に指を屈したが、此れと並び稱せられ、殊に詩豪頼山陽は玉山を以て、南郭よりも優れりと爲してゐる。高松の儒者岡井孝之は、玉山の詩集に序して『才氣甚だ高く博聞強識、其詩は過乘を以て志と爲し、轅下に局從せず、然れども遺辭溫雅、韻令渾々唐音なるかな』と、佐倉侯の儒者澁井太室(孝徳)も評して『詩已に盛唐、文亦先秦、百年來の豪俊も先生之を視て蔑如し、之に當りて難きことなし』と讃辭を呈してゐる。實に天下の詩豪たりと謂ふべしだ。

玉山の書も亦有名なもので、殊に隸と草とに長ず。玉山の友片岡朱陵も亦書を以て名あり、葉室世和兩者を評して『我藩の書法玉山朱陵を推す、玉山は韻を以て勝り、朱陵は氣を以て勝ち、玉山は颯逸瀟洒にして風に馭し、彎に驂するの氣有り、朱陵は秀勁峭拔にして秋鵬寒松の勢がある、云々』と巧くみに兩者の別を評隲したものである。

其他玉山は又諸藝に長じてゐる。實に適く所として可ならざるなき才能の人と謂ふべしだ。

玉山の學風は既に述べたやうに時習館の學規で窺はれ、極めて該博で、門戸を設けない。經を講ずるに

古註を本とし又、新註をも併せ見ると云ふにあり。重賢公會て玉山に謂つ曰く『汝は國家の大工なり、家中の子弟を導くに、一所に橋を架けぬ様にして、川上の者は川上の橋を渡り、川下の者は川下の橋を渡り行かば、其者供廻り路なしに、才能を達すべし。兎角川向の孝悌忠信の道にさへ、橋をかけてもらへば、我用に立つべし。其の橋の架ける所は汝の心に在るべし』と仰せられたりとぞ。以て重賢公と玉山と教育學問の方針を窺ふべしである。

右の學問方針を以て教育の任に當り、且つ玉山は能く人材を愛し、教導懇切を極めたので、子弟業を爲す者多し。就中岩下大雅、古屋愛日、西岡威齊、村井琴山大城壺梁等の如き其門に出で、時習館の教官となつた。

其他人材蔚然として輩出し、或は經史詩文に長じ、或は武藝に熟して、其名を得たるもの甚だ多かつた。

玉山の三願 玉山終生の事業として三つの願があつた。

第一は學校設立のこと、第二は詩集版刻のこと、第三は富嶽登攀のこと、此れである。

第一の素願たる學校創設のことは賢主細川重賢公の盡力で之を達成することが出來た。此の素願は三願中の最大最重要で又困難なものであつた。玉山常に思へらく君に仕へて國に報ゆるは有用の人物を訓育養成するにあり、そは學校建設にありと。果せるかな時習館設立後、我が熊本藩 文運淋々多士濟々となつた。此れ實に玉山の力預りて大なりと謂つべしである。

第二の素願たる、玉山が多年吟咏せる數多の詩を集めて印刻せんとする舉も亦達せられた。頃は寶曆四

年門生辛島青谿、玉山の詩を集めて刊行した。總て六卷四百五十餘首である。江都の詩伯服部南郭、及び岡井孝元の序文がある。此の外詩文遺稿十一卷 刊行せられた。

玉山歿して後ち、玉山の子孫、述等輯集して梓に上したのものもある。細井平洲と澁井孝徳の序文がある。二書共に世に珍とせらる。

第三の富嶽登攀のことは、玉山の年二十三初めて江戸に上り、此れより三十有余年、東海道を幾十往復して、常に富峯の秀麗を仰ぐごとに、實に登攀の情禁ずべからざるものがあつた。或時其の吟懐を披いて曰く。

望芙蓉峯

帝掬崑崙雪。

置之扶桑東。

突兀五千仞。

芙蓉仰碧空。

重賢公富士登山の熱望を知られ、寶曆五年七月特に暇を賜ひ登山せしめられた。

二十二日曉天富士の絶巔に達し、左の詩を作りて携へ歸つた。

青天不礙南溟鳥

紫氣高懸北極峰。

乙亥秋登芙蓉絶頂、得此二句、雪水磨墨題、歸欲補成全篇

秋儀 同

又別に長篇の富嶽記を作つた。玉山の數多の金玉の文中第一の傑作と稱せらる。服部南郭の如きは之を激賞して古今獨歩と稱した。

尠くて玉山の素願も三つながら達せられた、玉山の喜悅満足知るべしである。

然して玉山が人物を養成する本領は忠信を以て其の根に培ひ、禮儀を以て其の帶を固め、溫直平實を以て國家の用と爲さむとするに在りて、此れより年移り、人換り、殊に時習館の教授は幾變遷して、多少其の學問の指導誘掖の方法は異ると雖も、人物養成の本領に於ては始終換ることなく、斯くて年々我が熊本藩の人材雲の如く輩出せしも偶然ならずと謂つべしである。

### 三、高本紫溟

家系・幼時 紫溟名は順字は子友、慶藏と稱し、後て敬藏と改めた。紫溟は其の號である。又靜觀堂の家號がある。

高本氏の祖は朝鮮國王の庶族、山華碧珍將軍李聰之の後に李宗閑と云る者があり、慶尙道仁同縣の太守であつた。

文祿の役に小西行長の臣南條玄宅の手に捕へられ我國に來つた。其子慶宅、細川忠利公に召し出され家臣となる。時に年甫めて八歳。忠利、氏を高本と稱せしむ。蓋し高麗日本の名を取りてなりと。

長じて醫を學ばしむ。忠利肥後入國の際は、宅地を熊本城二丸に與ふ（大手南坂の西に慶宅坂とあるは其の邸前の坂である）、二十三歳、天草四郎の亂に島原に出征し負傷した。其の功により三百石を與へ侍醫となる。慶宅の子も慶宅で、次は養子玄常である。玄常の子は玄碩で、原田家の慶順を養ふて子とす

此れ即ち紫溟である。

原田家は右大臣菅原道眞の子である高視の裔孫で、原田三河守佐高美作國稻岡城主であつたが、其の三代の孫佐行、慶長五年肥後國に來り、加藤氏に仕ふ。加藤氏改易後浪人となり、山鹿郡石村に住して、其の孫宗意に至り醫を業とす。其の二男宗植も亦醫業を爲して名醫の稱あり。宗植子なし。門弟の宗昆を撰びて養子と爲す、宗昆の子が即ち慶順である。

紫溟初め嚴父の宗昆に素讀を學び、甚だ嚴格の教育を受けた。幼より才名あり、最も詩を能くす。秋山玉山常に之を愛して『肥後に一詩家を得たり』と云つてゐた。一日玉山野外の郊遊を勸む。會々其年大に飢饉であつて庶民食ふに窮す。玉山に左の歌を示して郊遊を辭した。

葛根ほる岡の翁の苦しみを知らでや人の遊びゆくらん

玉山之を見て郊遊を止む。紫溟時に年十六。

紫溟少時に詩歌を能くし、且思藻豊富で恰も老成人の風があつたと云ふ。

阿蘇山下に隱栖 紫溟夙に山間に隱栖の志があつて、遂に寶曆末年に至り、阿蘇山下に隱栖し、茅屋を結びて之を萬松廬と云つた。此地は阿蘇大火山の北麓の古神原と云ふ處で、阿蘇大宮司惟善が祭壇を設けて祖先を遙拜したる靈地である。松林鬱蒼として積翠相連り、四望曠遠風光最も雄大佳絶である。紫溟此の萬松廬に蟄居し、刻苦精勵書を讀むこと數年、阿蘇大宮司は常に往來して其の教を聞き、或は詩歌の應酬などして禮遇も甚だ厚かつた。

明和四年養父玄碩歿したので、紫溟熊本に出でて高本家を襲いて、外様醫師組となつて祿二百石を賜ふた。然れども尙厭世の志切に再び阿蘇山中に隱栖した。斯くて紫溟此の山中に在ること前後通じて七八年に及ぶ、此の間只管讀書三昧に耽り、従つて紫溟の學識愈々深く、徳望益々高きを加ゆるに至つた。時習館の教官 明和八年三月重賢公紫溟を召して時習館の訓導を命じた。時に年三十四歳。當時時習館は創設より日尙淺く、従つて學生の規律未だ嚴肅ならず、野卑粗暴の風熾であつた。紫溟之を憂い指導訓育大に努めたので禮容全く改まるに至つたと云ふ。

天明六年八月助教授に進み、全八年十月教授となつた。時に年五十二。此れより紫溟熊本藩の學生を統管すること數十年、子弟を教育すること甚だ多く、苟も藩士の學ぶもの紫溟の啓發誘掖を受けざるものは少しと云ふ。

寛政九年正月齡愈々古稀に近づき病痾を以て解職を藩主に乞へども許されず、文化元年再び老衰の故を以て辭したれども又許されず、此れ紫溟が學徳高くして藩費の教授たると否とは一藩の教育は素より、閩藩の志氣風化に影響すること大なるが故である。又以て紫溟に對する藩主の信賴と紫溟の學徳とを知るべし。

紫溟文化五年に至るまで耳聾するの故を以て再三再四閑地に就かんこと乞ふたが、特に命じて教授の職に居らしむ。全九年正月に至りて五たび解職を乞ふたので、藩主も遂に已むなく特に秩祿を増して時習館に登擧することを免ぜらる。紫溟此の恩命を拜して唯々感泣するのみであつた。

文化十年十月二十六日遂に病を以て歿した、享年七十有八。岫雲院昭覺日教居士と諡し、本妙寺山中先塋の側に葬つた。

人格と學問 紫溟志趣峭絶沈毅温厚、儼然として自ら守り、後生を導くには恩威並び行ふ。

曾て藪孤山が容止遽忙の癖があつたので、紫溟、孤山に、君子重からざれば威あらず(君子不重則不威)の語を書いて贈りたので、孤山大に之を悟つて、自ら修養したと云ふことである。又以て紫溟の人格の一端が窺はれる。

紫溟又智略あり進士を推奨し、人の美を成すことを好む。藩の役人等事ありて紫溟に謀ばれ知りて之を告げざるはなく、有能の士皆來りて教を乞ふもの甚だ多かつたと云ふ。

又最も責任を重んじ、偶々藩士の子弟の内でも過失があつて、藩の責罰を蒙るものがあれば、毎に恐懼して自ら修省し、書を藩主に上りて臣身教職にありながら、今斯の如きことあるのは其責任を盡さざるの致す處であると言つて、陳謝したと云ふ。

紫溟國を憂ふること恰も家を憂ふがやうであつた。又家を治むるには質素儉約で、若し人の急を訴ふものあれば之を救ふこと己の有無に關しなかつた。因て人皆其の恩惠に浴し、仁慈に服せざるはないと云ふ。

紫溟は熊本藩の鴻儒泰斗と仰がれ、其の宏才博識なる、又兼ねて皇典の學に精通し、國史野乘に至るまで濫獵して傍ら國文和歌を善くした。此れ壯時萬松廬隱栖中、阿蘇家と往來して其の藏書の國典學につ

きて潜心研讀せしものが與つて大なりと云ふ。

紫溟晩年愈々伊洛の學を研き益々其の精蘊を極めた。斯くて紫溟は、古今實に稀れに觀る博學多識であつた。

曾て長瀬眞幸を勸めて伊勢の本居宣長の門に遊び國學を學ばしめた。其の時眞幸に長篇の國文一章を作つて之を贈つた。其の文を送の言草と云ふ。内に冒頭に、漢籍のみを學んで事足りりとしてはならぬ。

皇典學をも研究し倫常を明かにし躬行を修めて世務を助けなければならぬを説き、又神道を修めて大和魂を基本としなければならぬと。殊に注意すべきは國体の尊嚴を説き、皇室の御稜威を崇むべきことなど書いたもので、當時の漢學者や國學者に比して實に一異彩を放ちたる識見を有するもので、實に本文は立論正大公明、文章も優美温雅で、紫溟の學問の醇正博大なることが知られる。後人今尙之を讀んで推奨せざるものはない。眞幸途に京都に留ること數旬、偶々小川某と交る。某の妻伊笹と云ふもの掖庭の(宮女の居る所)の針醫であるが、偶々此の文を見て感嘆して、携へて女官の清覽に供したのを一日天皇掖庭に入らせ給ひ、玉机の上の此の文を叙覽あらせられ、能く田舎にも斯る珍らしきものを出ししかと痛く感賞せしめ給へりとぞ。紫溟後に之を傳承して感喜百拜し、それから自ら田舎珍夫と號した。紫溟嘗て大和の芳野に遊び、轉じて伊勢松坂の本居宣長を訪ひ贈るに歌を以てした。

三吉野の花をわけても問來つる君の技折の道のまにまに

宣長の返歌に

心ある君が分けん三吉野の花を技折に又も行き見む

紫溟は時習館の教授で、自ら暇なきを以て長瀬眞幸を勧めて、宣長に従ひて國典を講究せしめた。眞幸業成りて歸り時習館の一局にめ於て初て國典を教授せしめた。其の後歌道に深き人々數多を肥後に出したるは全く紫溟の功績であると言ふべしだ。

勤王家高山正之の熊本に來遊した時、藪孤山の塾に寓し、紫溟とも交り最も深く、常に來り宿して居た。八月十五夜に當り、正之昨年の今夜は、皇都に在りて管絃の御宴に陪せしことを語り、頻りに落涙したので紫溟

去年の今日雲井に聞きし琴の音を山松風のさえ忍ふらし

と吟じければ、正之

忍ぶてふ言の葉嬉し筑紫にも都を慕ふ人のありとは

と和した。

紫溟の詠ぜし和歌甚だ多く佳什實に尠くない。今一二を擧ぐれば

唐土も東風吹く度に匂ふらし大和島根の花の盛は

此の歌は有名なる宣長の『敷島の和心を人間は朝日に匂ふ山さくら花』に比して決して遜色がないと賞せらる。紫溟辭世の歌に

父母の援けしまゝに生れ來て身をそこなはず今返すなり

千頭の消行けばこそ一日にも千五百頭を生み玉ふらめ

孫の某に

縁子よ我をよく見てなが子にも祖父の昔を語りつがなん

尙紫溟が時習館の教授として其の教育的見知は別項に記事あり之を參看せられよ

(本文及玉山傳記は、秋山玉山、高本紫溟先生傳によること多し)

明治維新前廢止の私學表

文献又は記憶に徴して明治維新前に廢止せられた私學を一括して茲に表示する。一には維新前の教育状況を察する資料たらしめんがため、二には之等の中の幾分が或は維新後迄も残存してゐたのではなからうかと思はれて、維新當初頃の教育を察するためにもとの意味からである。尤も維新後迄も残存したことが明かなものは維新後の所に表示する。

名稱	所在地	設立者又ハ 校主校長	所在地ノ 現位置	教養ノ主 ナル教科	設置年月		廢止年月		出身者ノ 重ナル者	備考
					記録	實際	記録	實際		
正倫舎	天草郡御領村	中村嘉七郎	御領村	漢學	寶曆十年全	上	寛政元年全	上		
藤整	熊本市京町	茂次郎		漢學			寛政九年			
佐藤整	高瀬郡佐藤龍谷			漢學	安永三年頃					講學廿六年

富田整	熊本市淨行寺町	大淵	淨行寺町	漢學			享和三年			
水石亭	正觀池郡桑満村	伯願	正觀池	漢學、醫學	安永六年		安政三年			春日町ノハ別荘開塾ハ山崎町
高本整	日本町	敬藏	今ノ三浦皇	典學	天明八年		文化九年			春日町ノハ別荘開塾ハ山崎町
集玄亭	隈府町	江貞之丞	隈府町古莊	漢詩	寛政元年		寛政四年			此處ニ開塾セリ
古閑整	元山本村	宮田	山本村	漢學		寛政年間	文政四年九月			
星聚堂	隈府町	江字内	隈府町古莊	漢筆	寛政四年		文化十一年			桑満伯願、兼室直次郎、町野立、同支那、池邊謙助、山室宗仙
大城整	上熊本市	多十郎		漢學	享和二年		文化八年			
辛島整	熊本市	才藏	鹽屋町二〇番	漢學	文化元年		天保十年			津下氏宅ノ東ガ辛島氏ノ門ノア
正倫舎	天草郡大島小山	清四郎	淨専寺門前一帯小山内	漢筆	文化元年		天保十三年			

木下塾	玉壺堂	尊善舎	澗泊齋	思齋堂
柳熊川本町市木下直太郎	御天領草村郡柏木辰五郎	志天柿草村郡永野九郎兵衛志柿村役場	南玉名郡長野藩平	富岡町郡玉木小助
京町二丁目原漢	地御領村役場敷	筆漢	有南關町德永忠行氏所畑地	富岡町二丁目玉名
學	右	道學	漢	漢
	全嘉永元年	弘化三年	弘化三年	弘化元年
三嘉永二年	全	嘉永五年	嘉永二年入	
	上安政五年	安政元年	慶應二年	慶應二年
五慶應二年	全	慶應二年		
水田休、木下哲三郎	井上段、竹添進	水野隆興、宮崎		松本久太郎
	西道仙	信定、宮崎新平		
			開塾二十ヶ年位	

月田塾	近藤塾	聽松堂	青野塾	學牛舎	銀月堂	梅花書屋	愛山堂	名稱
全京町月田鐵太郎	山熊崎町市近藤英助	天草郡上村竹添順左衛門	八玉嘉名村林藤次	河天內草村郡吉田佐太一	限府町澁江安宅	正觀寺村澁江忠多	水俣町德富太多也	所在地
京町一丁目目世	洗馬橋通り	上村字松崎一	八嘉村青野	栖木村字河内	限府町古莊醫院ノ隣	古莊醫院ノ隣		設立者又ハ 校主校長
友貞ア宅	漢	筆漢	其國	筆漢	漢學筆道	漢學筆道		所在地ノ 現位置
漢	學	道學	他典	道學	年文化十二	年文化十一		教養ノ主 ナル教科
年天保十二	年天保十二	天保四年全		文政元年全	年文化十二	年文化十一		設置年月
		上慶應元年	文政九年	上文久七年全		弘化三年	文化初年	實際
慶應二年	嘉永五年	慶應元年		上	嘉永五年			廢止年月
			天保九年			文政十年		實際
松山守善、宮崎	元田東野、横井			萩原光廣、植村				出身者ノ 重ナル者
八郎、横田、廣田	小楠、德富一敬			義嗣、原田勇太				備考
松豐記、廣田尙		竹添進一郎ノ父			安宅ハ字内ノ	忠多ハ字内ノ		

### 第三章 第一期

(明治初年より明治五年學制頒布まで)

二〇四

#### 第一節 概 説

一、明治新政の精神 明治新政の根本精神は所謂「五箇條の御誓文」によつて明かにせられた。曰く

- 1、廣く會議を起し萬機公論に決すべし
- 2、上下心を一にして盛んに經綸を行ふべし
- 3、官武一途庶民に至る迄各其の志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す
- 4、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
- 5、知識を世界に求め大いに皇基を振起すべし

と、顧みて世態を察するに幕末より漸次歐米の文化に接した我が國民は之に對する憧憬の情を増すと共に一面舊習一洗の思想を醸成し來つたのであるが、愈々幕府倒れて新政府成立と共に此の思想は爆發的勢力を現はし、上下躰勃として新日本の建設に勇躍したのであつた。

其の思潮を代表的に言明されたものが即ち右の五箇條の御誓文であつて、明治以後の政府の施設は一

として此の國是に出でないものはなく、教育の根本方針も勿論此の中に宿されてゐるのである。

二、西洋思想の輸入 蘭書によつて僅かに歐洲の學術及び思想の輸入されて居たのが、開國の新政によつて恰も堤防を決したる水の如く滔々として流れ込んだ。中にも福澤諭吉は歐米思想を最もよく咀嚼した者で、平易な文章をもつてよく之を紹介し、新文明の指導上に重きをなした。「世界國盡」・「西洋事情」・「學門のすゝめ」は即ちそれである。

#### 第二節 教育行政

##### 甲 全國狀況

新施設未だ其の緒に就かず 此の期までは教育の實際はまだ舊態を脱し得なかつた。他の思想と同じく歐米の學制なども抄譯されたりしたが、愈々教育上に一大革新を興へたのは明治五年の「學制」でそれまでは舊幕時代の状態を繼承して來たゞけで、殊に地方に於ける普通教育などは殆ど手が着き得なかつた時である。

明治四年七月十八日政府は文部省を創設し、從來大學に於て管理させてゐた教育事務を全部管掌させることにした。我が國最初の文部卿は大木喬任で創設時代の教育行政に鞏固な基礎附けをしたのである。

二〇五



## 乙 本縣狀況

一、行政區劃の變動 明治四年の廢藩までは肥後の藩政は四區に分たれてゐた。即ち左の通りであつた。

熊本藩 (知事細川韶邦)

高瀬藩 (細川利永)

宇土藩 (細川行真)

人吉藩 (相良頼基)

それが同年七月縣制を布くことになつて、

熊本縣 (飽田、託麻、玉名、山鹿、山本、菊池、合志、阿蘇、上益城、下益城、宇土、葦北、

八代郡の大部)

人吉縣 (球磨郡)

の二縣を置くこととなり、八代郡の一部と天草郡とは長崎縣に屬せしめることとなつた。

次いで同年十一月更に改められて、

熊本縣 (飽田、託麻、玉名、山鹿、山本、合志、菊池、阿蘇、上益城)

八代縣 (下益城、宇土、葦北、八代、天草、球磨)

となつた。當時の熊本縣廳は(四年七月より)元花畑館の藩廳にあつたさうであるが後熊本城内二の丸に

移された。

二、教育行政 教育は時習館及郷學校其他私塾、寺小屋等に於て行はれてゐたのであるが、時習館や郷學校が廢せられてからは次期に述ぶる所の學制の頒布まで藩政としての教育機關、殊に初等中等の機關は不備であつて、一時少青年の向學の道を失ふ状態となつた。従つて本期の如き過渡期に於ては殆ど教育の行政狀況としては纏つた組織系統はなかつたと言つてよい位である。

## 第三節 初等教育

## 甲 全國狀況

一、小學校設置の獎勵 此の時期までは中央政府は地方に於ける小學校の設置に就ては獎勵の態度であつた。「府縣施政順序」といふ明治二年二月五日發布の法令に於て此の消息を知ることが出来る。其の一條に

専ら書學素讀算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ又時々講談ヲ以テ國體時勢ヲ辨ヘ忠孝ノ道ヲ知ルベキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ學業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ

とある。

我が國で最も早く小學校の完備に努めたのは京都であつて、二年十二月迄に全市に六十四校の開校を見る程であつた。東京も大阪も漸次之に倣つたが、京都には遙に及ばなかつた。

而して新設せられた小學校といつても京都の外は大抵寺院を充てた程度のものでまだ不完全なことは勿論、教科の如きも讀書、習字を主とし、中に算術を加へたものもあつた位である。

斯かる狀況で全國的には普通教育は専ら徳川時代よりの繼續たる寺小屋又は私塾、藩校に於て行はれ、内庶民の教育は専ら寺小屋と私塾に於て行はれて來たのである。

二、寺小屋の狀況 寺小屋の起原は随分古く溯らねばならぬから茲には省くが、徳川時代に至り學問獎勵に應じて各藩は其の藩士の教育場として藩校を設立した。此の氣運に促されて専ら庶民教育の機關として普及發達したのが寺小屋である。

徳川時代から明治十年前後までの間に於ける全國の寺小屋を調査したもの(日本教育史資料)に依れば左の通りである。但し之は或る一定年度に於ける調査でなくして右期間に存在したものを學べたのであるから、言はゞ延數であつて同一時期の平面的實數とはならないのである。尙其の數が府縣により著しく相異することは其の調査上の疎密にもよることであらうし、必ずしも教育普及進歩の内容を物語るとは言へないが、併し大凡の狀況は知ることが出来る。

全國寺小屋數一覽表

府	長野縣	一三四六	府	山口縣	一三一六	府	岡山縣	一〇一六
縣	愛知縣	九七七	縣	熊本縣	九一〇	縣	兵庫縣	八一八
	大阪府	七七九		岐阜縣	七五四		京都府	六七〇
	青森縣	六六四		宮城縣	五六七		京都府	五六六
	神奈川縣	五〇七		東京府	四八八		大分縣	四八四
	滋賀縣	四五二		徳島縣	四三二		鳥取縣	三一五
	和歌山縣	二九四		福島縣	二八一		廣島縣	二五六
	山梨縣	二五四		秋田縣	二四九		高知縣	二一七
	石川縣	一九〇		長崎縣	一八八		福岡縣	一六〇
	三重縣	一一五		千葉縣	一〇六		栃木縣	八六
	山形縣	六五		新潟縣	六三		群馬縣	五五
	函館縣	四八		福島縣	三三		佐賀縣	二七
	靜岡縣	二五		鹿兒島縣	一九		富山縣	一七
	宮崎縣	九						
			總計		一五、八六二			

### 乙 本縣の状況

一、寺小屋概観 本縣の初等教育の状況も全國的大勢と同じく本期までは維新前からの繼續として寺小屋・私塾・藩校に於て行はれてゐた。其中私塾・藩校は勿論初等程度からの教育を施しては居たが其の生徒の年齢、教育の程度等からして便宜上中等教育の部に於て説くこととし本項に於ては主として寺小屋に關する方面を述べることにする。

本縣の寺小屋は、前項に於ける全國の調査によれば其の数は多い方に屬して居る。調査上の疎密があるだらうといふことは前項に述べた通りであるが、それにしても大体の位置は察せられる。即ち全國的に見てよく普及進歩してゐたものと認めねばならぬ。

次に「日本教育史資料」に掲げられた「寺小屋表」の中本縣内のものを掲げる。之は稍繁に過ぐる嫌ひがあるけれども、維新直後に於ける本縣庶民教育の大勢を知り、本書の對象とする維新後六十余年間の教育の進歩の跡を探ねんとするには其の出發を明瞭にする必要もあり、其のまゝを擧げることにした。

尙本表に就て種々の興味あることが讀み出さるのであるが、茲には其の二三を擧げるに止めて置く。

- 1 寺小屋の古いのは享保年間に創始せられたのがある。實に明治維新より溯ること百五十年である。次いで實暦五年、時習館の創設と同年に創められたものもある。
- 2 寺小屋の師匠は士族・僧侶・醫師・神官・平民など様々であるが其の中でも士族が一番多い。中に婦人が居るのは面白。

白い。

3 生徒数は少きは十人位、多きは百に余るものもある。大抵は三四十名である。所謂「寺小屋教育」として親しみあ

り而して徹底したる適性教育が出来た筈である。

4 維新前に於ける調べの中にも女子の就學が相當の數を示して居るのがあるが、維新後の調査に成るものの中にはそれが更に多く見當る。漸次増した跡が見られる。

### 熊本縣寺小屋一覽表

(文部省、日本教育史資料ニ據ル)

熊本區				名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女教師	男女生徒	身分	習字師氏名	
		全	尚友會	讀書、算術、習字	草葉町	天保十四年	明治六年	女男	一五	女男	一〇〇	士族	平田子之八
	讀書、習字				竹部東ノ町	文政十年	天保十二年	女男	一一	女男	一〇〇	士	井上牛三郎
					勤身崎	天保七年	嘉永二年	女男	一一	女男	一〇	士	右田辨作
習字					寺原町鷺丁	文化年間		女男	一一	女男	一一	士	湯池源助

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
新町	新町堀端	全町二ノ勢屯	新町	宇屋町	聲取坂	全	櫻井町	相撲町	高田原	鋤身崎	千反畑
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二五	一〇五	一一	一一
平民	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
板屋貞右衛門	辛島大吉	三輪曾八	永井伊曾次	吉武次太夫	木原楯太	小堀清左衛門	宮川傳八	田中紋香	濱田多角	大塚梶郎	郡司八九郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱
竹部	坪井町松雲院町	全町瀬戸坂	寺原上小路	東寺原町中橋	全町中ノ丁	全町榎丁	全町中ノ町	全町壽昌寺町	全町鷺丁	全町中ノ丁	學科
天保年間	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	所在地
嘉永年間	全	全	全	全	全	全	全	全	天保年間	全	開業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	廢業
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	女男教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	身分
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	習字師氏名
井上牛三郎	松田小一郎	小今井磯太	山本光右衛門	高田三助	安東平内	宮本九藏	安藤源五兵衛	江口彦太郎	立石笹之允	本田内藏太	

飽田郡											
名稱	學科	所在地	開業	廢業	女男教師	女男生徒	身分	習字師氏名	全	全	全
硯川堂	習字	川尻船頭町	弘化二年	明治八年	女男	女男	士	渡邊傳次	全	全	全
硯川堂	讀書、算術	硯川村	元治元年	全	女男	女男	士	牟田靖文	全	全	全
	習字	梶尾村	安政二年	全	女男	女男	平民	糸木元逞	全	全	全
		飛田村	安政二年	全	女男	女男	平民	笹原堅勝	全	全	全
			全	全	女男	女男	士	長谷川清弘	全	全	全
			文久三年	全	女男	女男	士	池田義信	全	全	全

名稱	學科	所在地	開業	廢業	女男教師	女男生徒	身分	習字師氏名	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		藪ノ内	全	全	女男	女男	士	那須熊太母	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		内坪井	全	全	女男	女男	士	早瀬貞松	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		上通町	全	安政年間	女男	女男	士	山崎長左衛門	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		新町	全	全	女男	女男	士		全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		寺原小姓小路	全	全	女男	女男	士	岩尾清兵衛母	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	習字	坪井合羽町	文政年間	天保年間	女男	女男	士	野田某母	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		京町	全	全	女男	女男	士	八並右八母	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		全町壽昌寺町	全	全	女男	女男	士	桑木格助母	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		寺原田端	文政年間	天保年間	女男	女男	士	富永所兵衛	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		坪井堀端	全	明治初年	女男	女男	平民	磯田多喜助	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			全	全	女男	女男	平民	伊藤源之助	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			全	全	女男	女男	平民	習字師氏名	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			全	全	女男	女男	平民	財津武伯母	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			全	全	女男	女男	平民	有富ユヒ	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			全	全	女男	女男	平民	同人娘クニ	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			全	全	女男	女男	平民	岡本万助妻スヤ	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	花園村	全	坪井村	下立田村	宇留毛村	坪井村	上立田村	池田村	釜尾村
全	全三年	文久二年	慶應元年	萬延元年	安政六年	嘉永元年	全元年	安政五年	天保十年	嘉永三年	弘化二年
慶應元年	全十一年	全七年	明治八年	明治元年	文久二年	慶應二年	明治元年	慶應二年	萬延元年	明治六年	安政三年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一九	三〇	七四	五〇	三〇	八〇	四〇	五〇	一〇〇	三〇	七〇	二〇
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
河口數太	伊形勝正	山本信連	乃美新藏	江口ミエ	杉原榮太	月方純則	木田十郎	吉永源次	寺生加九彌	井田閑齋	的場甚五右衛門

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱學科
德王村	全	實村	和泉村	立福寺村	下硯川村	硯川村	万樂寺村	西梶尾村	鹿子木村	四方寄村	所在地
嘉永七年	全五年	安政二年	全	嘉永三年	明治六年	慶應三年	嘉永五年	弘化三年	天保十三年	嘉永七年	開業
文久三年	全七年	全	全六年	全五年	全	全六年	全三年	全九年	明治六年	文久二年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
五〇	二〇	二五	三〇	五〇	二〇	三五	三〇	一〇二	二〇三	三〇	
士	士	士	士	士	士	士	士	士	平民	士	身分
伊積庸左衛門	幸山則幸	内田安彌太	小原田文敬	志賀玄岱	中島順太郎	幸田靖文	國友文吾	竹下群平	矢野秀俊	森一人	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
橫 手 村	谷 尾 寄 村	池 上 村	上 代 村	高 橋 町	上 松 尾 村	全	全	全	全	全	全
萬 延 元 年	明 治 四 年	弘 化 四 年	全 十 四 年	天 保 九 年	全 三 年	弘 化 四 年	安 政 四 年	天 保 九 年	慶 應 三 年	嘉 永 二 年	弘 化 四 年
全 六 年	全 八 年	全	全 五 年	全	明 治 七 年	安 政 四 年	文 久 三 年	弘 化 四 年	明 治 六 年	全 元 年	安 政 四 年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
四 一〇	三 一五	四 一〇	一 一五〇	八 一〇	三 一〇	三 一〇	二 一五	四 一〇	五 一〇	三 一〇	三 一〇
平民	士	全	全	全	全	全	全	全	平民	士	士
高 木 嘉 津 馬	春 日 彦 五 郎	西 村 常 七	園 田 定 雄	浦 園 鶴 太 郎	濱 竹 傳 太 郎	上 村 卯 三 次	叶 利 三 次	田 中 清 八	釘 本 初 太 郎	釘 本 壽 一 郎	柴 田 八 左 衛 門

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱 學 科
全	全	全	全	河 內 村	大 多 尾 村	野 出 村	全	全	平 山 村	嶽 村	全	所 在 地
文 政 六 年	天 保 三 年	弘 化 元 年	天 保 三 年	文 政 元 年	明 治 七 年	天 保 元 年	明 治 三 年	安 政 二 年	文 化 十 一 年	天 保 九 年	全	開 業
慶 應 三 年	明 治 五 年	全 元 年	明 治 五 年	文 政 十 一 年	明 治 十 七 年	慶 應 三 年	全 五 年	明 治 二 年	安 政 二 年	明 治 五 年	全	廢 業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男 教 師
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男 生 徒
一 六 一〇	一 〇 一〇	九 一〇	一 一 一〇	八 一〇	一 九 一八	五 一六	四 一八	二 四 一〇	六 四 一〇	三 三 一六	全	身 分
平民	士	士	平民	士	平民	士	平民	士	士	士	全	習 字 師 氏 名
田 島 元 悅	緒 方 嚴 男	清 田 喜 久 平	清 田 四 郎	牛 島 仙 次	松 浦 勘 七	上 妻 鐵 之 助	秋 山 壽 齋	上 村 爲 八	上 村 庄 左 衛 門	河 野 十 次 郎	全	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
川口村	全	全	走瀧村	全	全	川尻町	八幡村	白藤村	全	合志村	白藤村
嘉永元年	天保五年	全元年	嘉永三年	安政三年	慶應元年	文久二年	弘化九年	天保十二年	嘉永元年	文政十年	天保十二年
文久元年	萬延三年	安政五年	萬延元年	全	明治七年	慶應元年	安政二年	嘉永五年	安政四年	天保五年	嘉永六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
六五	一七〇	五五	四五	一〇	一〇	六〇	三九	二五	四七	五二	七四
平民	士	平民	士	平民	士	士	平民	士	全	平民	平民
中村勘七	矢野多右衛門	城彌四郎	高濱忠次	宮津三郎	辻平藏	渡邊傳次	田邊蘇平	池邊次郎助	中根利右衛門	坂田萬八	吉武實乘

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱學科
全	合志村	荒尾村	島村	全	全	島新村	蓮臺寺村	全	古町村	全	所在地
文久二年	嘉永三年	文久二年	天保七年	嘉永元年	天保八年	文政十一年	明治二年	天保八年	安政四年	慶應二年	開業
明治三年	萬延元年	明治四年	嘉永二年	文久二年	弘化三年	天保五年	明治十三年	安政二年	全十四年	全	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
二八	二一	三八	五二	一七	二三	三六	三〇	八〇	一〇	三三	
士	平民	士	平民	士	全	全	平民	士	平民	士	身分
內藤順五郎	宮田惣七	馬原大伸	松永忠兵衛	友枝經幸	淺山忠右衛門	合志藤次郎	內田半平	寺島八郎助	渡邊清弘	黒川千太郎	習字師氏名



習 字 土 町	宇 土 郡	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		戸 島 村	全	長 嶺 村	健 軍 村	神 水 村	全	全	健 軍 村	今 村
		天 保 六 年	嘉 永 二 年	安 政 五 年	明 治 元 年	萬 延 元 年	慶 應 元 年	全	安 政 二 年	明 治 五 年
		全 八 年	全 六 年	全 八 年	全 十 年	全 十 五 年	全	全 十 年	全 十 五 年	全 十 一 年
		女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男
		一	一	一	一	一	一	一	一	一
		女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男
		一〇  〇	五  一	二〇  〇	八  二	二  五	三  〇	一  六	三  五	三  〇
		士	士	全	全	全	平 民	士	士	士
		田 邊 次 郎 兵 衛	岡 田 嘉 久 茂	宇 治 圓 悟	坂 田 龜 彦	梶 田 文 次 郎	伊 藤 一 作	島 崎 夢 跡	島 井 タ ツ	今 牛 成 一

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱		
高 江 村	元 三 村	全	全	全	全	全	全	本 庄 村	川 口 村	全	學 科	
安 政 六 年	嘉 永 五 年	全	慶 應 三 年	元 治 元 年	萬 延 元 年	安 政 二 年	嘉 永 六 年	天 保 五 年	文 久 元 年	全	所 在 地	
全 三 年	全 二 年	全 七 年	明 治 四 年	全	慶 應 二 年	安 政 六 年	全 四 年	全	明 治 七 年	全	開 業	
女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	教 師
女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男
八  〇	九  〇	三  〇	五  〇	二  〇	一 三  〇	三  〇	五  〇	二  二	七  〇	三  五	三  五	生 徒
平 民	士	士	士	士	士	士	士	士	全	全	全	身 分
村 上 專 次 郎	志 柿 半 二	大 塚 胤 墨	丸 山 運 吉	大 宮 謙 藏	大 田 黒 淳 助	秋 吉 直 之	村 上 傳	白 石 茂 三 郎	松 田 忠 三 郎	牛 島 市 郎 助	習 字 師 氏 名	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
宇土町	戶口浦村	全	全	全	長濱村	網田村	笠岩村	全	全	全	浦里村
天保十年	安政五年	全二年	明治元年	弘化二年	天保二年	嘉永二年	元治元年	天保二年	全九年	全元年	全六年
全四年	全七年	全五年	明治二年	嘉永元年	全	全七年	全二年	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一五〇〇	四一〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	八〇	四五	二五	一五	一七	一五
士	平民	士	士	全	全	平民	士	士	士	士	士
田邊嘉亭	木下一二	小原勘三郎	釜賀長藏	宮本十次郎	木下藤太	加悦三郎次	東鏡	後藤清三郎	高濱爲次郎	高濱又十	仲西半次

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱學科
全	全	手場村	大口村	全	全	大見村	高良村	右保里村	全	全	所在地
全五年	嘉永三年	天保九年	嘉永元年	天保六年	弘化元年	天保元年	嘉永六年	天保十三年	安政年間	全	開業
全	全	全	全	全	明治六年	元治元年	全七年	全四年	全六年	全	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
二五	二〇	四五	四五	二〇	五〇	二〇	二〇	二四〇	六〇	一〇〇	
士	士	士	全	全	平民	士	平民	士	平民	士	身分
坂本太郎七	江島一正	三島遊喜	松下嘉平	高岡吉司	河野又平	河野九郎次	赤星孤舟	野口廣雄	菅修善	小田嘉十郎	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
小野尻村	北幸田町	全	大濱町	全	全	全	全	横島村	野部田村	立花村	尾田村
安政五年	文久三年	天保十年	文久元年	元治元年	天保三年	萬延元年	嘉永元年	安政三年	慶應二年	天保六年	明治四年
全	全	全	全	全	全	明治五年	慶應二年	明治五年	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一〇	二五	一五	六六	一六	三〇	二九	一〇	一七	三〇	二〇	一〇
士	士	全	平民	士	平民	士	全	全	平民	士	士
大磯新一郎	中尾万吉	大野源三郎	岡崎勘四郎	加藤小軍太	橋本元泰	清川積太	有田才壽	栗原壽作	野田徹心	田尻宗甫	阿地部運藏

全	全	全	全	全	習	名稱學科	五名郡	溫故堂	名稱學科	
部田見村	全	全	全	全	字	所在地		全	全	所在地
嘉永五年	元治元年	嘉永九年	天保九年	天保十四年	弘化元年	開業		享保年間	慶應年間	開業
全	全	全	全	全	全	廢業		全	全	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男		女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男		女男	女男	女男
三〇	三〇	三〇	四〇	一七	二五	生徒		二四〇〇	三七〇〇	生徒
平民	士	士	士	士	士	身分		僧	平民	身分
田尻春英	田尻典太郎	田尻五兵衛	富永 颯	大森 直	福島真知	習字師氏名		菅 修善	小田嘉十郎	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
上白木村	白木村	全	全	大倉村	寺田村	北坂門田村	中坂門田村	宮原村	青野村	全	全
嘉永二年	天保九年	全	全	全	文化年間	全	天保年間	元治元年	天保年間	天保十一年	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一〇	一〇	一〇	一五	二五	四〇	二五	一五	一五	三〇	四八	二五
士	士	平民	士	全	平民	士	士	士	士	士	全
垂水作之進	伊幸田直重	池田文禮	尾本熊十郎	明石專次郎	鹿尾喜久馬	宗彌文次	田中英喜	東 葦 男	大河原遊泉	松浦丈八	全寺徹英妻マヌ

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱學科
片諏訪村	全	全	伊倉南方村	全	全	全	全	全	全	全	全	所在地
元治元年	弘化元年	全五年	文政二年	明治二年	文政八年	嘉永二年	文久二年	安政六年	全元年	天保四年	天保四年	開業
明治五年	元治元年	明治五年	天保五年	明治五年	弘化四年	安政三年	明治六年	文久元年	安政六年	明治五年	明治五年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
四三	一〇	一八	三八	二六	一〇	一四	一一	二〇	一〇	二五	二五	
平民	士	士	全	全	全	平民	士	士	士	士	士	身分
覺真寺徹照	德永勝助	木下初太郎	任助	野田藤藏	福藏寺雲淨	高木弘裕	阿地部孔叔	阿地部孔達	阿地部三省	小山一村	小山一村	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
山部田村	川部田村	龜門村	全	江栗村	全	全	久井原村	全長小田村	全	全	内田村
全二年	明治三年	天保六年	慶應二年	安政二年	天保六年	明治元年	慶應元年	安政元年	文化七年	慶應三年	全九年
全	全	全	全	全五年	全二年	全	明治五年	慶應二年	文久元年	明治五年	安政四年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一二	二三	一七	二四	二〇	一七	一〇	一五	一〇	一五	一二	二〇
士	士	士	士	士	士	全	平民	士	士	士	平民
小森田常盤	一瀬甫	坂梨真磯城	井口素行	吉村唯雄	吉田信濃	深草伸藏	宗傳次	森川儀平	野田清左衛門	古莊健太	古島甚五郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱學科
木葉町	津留村	全	安樂寺村	全	全	全	全	全	全	全	所在地
天保元年	慶應二年	安政五年	嘉永六年	明治二年	慶應二年	全	嘉永六年	元治元年	安政三年	嘉永三年	開業
全五年	全六年	全	全五年	全	明治六年	全	慶應元年	全五年	全二年	全十年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
一二	三〇	一九	三〇	六〇	三〇	二六	七〇	五四	一〇	一一	
士	士	全	平民	士	平民	士	士	士	士	士	身分
星子格次	田原清吾	河野大俊	山下壽平	平野榮記	坂田數平	池田只助	新名直熊	永島一兎	國友大之助	池田文雄	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	米渡尾村	榎原村	全	全	高野村	大屋村	下津原村	全	全	下津原村	全
嘉永六年	天保三年	明治二年	安政五年	天保八年	文化三年	明治元年	嘉永五年	弘化三年	嘉永二年	文政十三年	明治二年
明治元年	嘉永六年	全五年	明治四年	全六年	嘉永五年	全五年	明治四年	全五年	明治元年	嘉永元年	全五年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一〇	一二	二〇	一〇	一一	二〇	一二	二五	一五	二〇	一八	二〇
全	全	全	全	全	平民	士	士	士	全	全	全
猿渡直助	甲斐文次	田代厚齋	林田甚次郎	米川甚次	原玄順	魚住十郎左衛門	相良玄省	石原勝喜	草野大玄	石原源三郎	福永惠一郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱學科
岩尻村	久米野村	全	志口永村	江田村	原口村	江田村	全	全	瀨川村	上小田村	所在地
全二年	弘化三年	嘉永二年	文政五年	明治元年	安政三年	元治元年	明治三年	慶應元年	明治四年	慶應二年	開業
全元年	全	明治四年	嘉永元年	全	全	全四年	全	全	全	全	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
一五	一三	二三	一一	一一	一一	一九	一五	一〇	二七	一九	
全	平民	士	全	平民	士	士	士	士	士	士	身分
甲斐素性	中島五左衛門	米澤直	相良榮太	富永彌三太	石原敬衛	池田照男	吉富家治	德永十郎	吉富源之	池部龍太	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	中 村	全	全	全	全	小 濱 村	全	滑 石 村	溝 上 村	青 木 村	兩 迫 間 村
全 三 年	安 政 二 年	弘 化 年 間	文 政 年 間	寬 政 年 間	天 保 十 四 年	文 化 六 年	安 政 六 年	全 三 年	文 政 九 年	安 政 三 年	全
文 久 三 年	全 二 年	明 治 五 年	弘 化 四 年	文 化 十 四 年	明 治 五 年	文 政 二 年	明 治 五 年	安 政 五 年	慶 應 二 年	全 五 年	全 六 年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三 一〇	五 一〇	二 一	一 九	一 九	一 一〇	二 一〇	二 一〇	一 一五	一 一〇	一 一〇	一 二
士	士	士	士	士	士	士	士	士	平民	士	士
櫻 井 又 吉	牛 島 義 雄	鹿 子 木 春 民	鹿 子 木 仁 夫	鹿 子 木 泰 菴	中 島 訓 藏	中 島 爲 右 衛 門	喜 多 村 東 甫	喜 多 村 大 壽	佐 々 木 寂 誼	沖 嘉 久 平	光 永 學

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習 字	名 稱	
月 田 村	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	米 渡 尾 村	所 在 地
天 保 十 三 年	全	安 政 六 年	天 保 七 年	文 政 十 二 年	天 保 三 年	全	嘉 永 六 年	文 久 三 年	嘉 永 三 年	明 治 二 年	開 業	明 治 二 年	開 業
全	全 五 年	全 三 年	全 五 年	明 治 九 年	安 政 二 年	全	全	明 治 五 年	文 久 二 年	明 治 五 年	廢 業	明 治 五 年	廢 業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一 二	一 五	一 二	一 五	二 一〇	一 五	一 五	一 一〇	一 一五	二 一〇	一 一〇	女男	女男	女男
平民	士	全	平民	士	士	全	全	全	全	平民	身 分	池 田 永 七	習 字 師 氏 名
木 田 甚 平	有 田 加 門 太	宮 川 安 之	荒 木 茂 太 郎	中 尾 守 人	田 尻 菽 菜	沼 開 彌	吉 平	平 島 藤 七	太 右 衛 次 門	池 田 永 七	習 字 師 氏 名	池 田 永 七	習 字 師 氏 名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
築地村	全	全	全	全	全	全	全	全	全	高瀬町	山下村
天保三年	全	全	全	安政年間	全	全	全	全	天保年間	文化年間	慶應三年
全五年	明治元年			慶應年間	嘉永年間	文久年間	嘉永年間	弘化年間	慶應年間	嘉永年間	明治元年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
七〇	六〇	四〇	八〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	八〇	二五
全	全	平民	士	士	全	全	全	平民	士	士	士
小岱白隠	多田美津	本田脩右衛門	友岡忠三郎	黒田タタ	水上儀耶九	大林次右衛門	高須大作	磯田喜右衛門	平山玄臨	黒田市之助	古閑喜市

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
全	高道村	全	全	全	中土村	野口村	中尾村	全	立願寺村	龜甲村	所在地
文久元年	安政元年	弘化四年	天保十年	文化五年	寛政二年	天保元年	安政九年	萬延元年	安政四年	明治五年	開業
慶應二年	文久元年	明治五年	弘化四年	天保十年	文化五年	嘉永元年	明治二年	全	慶應元年	明治九年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二〇	一八	一〇	一九	一七	二三	一四	二五	二八	二五	三五	生徒
士	士	士	士	士	士	平民	士	士	士	士	身分
城戸宗徹	中山貞真	新野尾和三郎	新野尾十郎助	新野尾和次郎	新野尾和平	清川神演	馬場良燈	渡邊康太郎	渡邊長司	吉井彦次彌	習字師氏名



全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	三ッ川村	府本村	權村	金山村	川登村	菰屋村
元治元年	安政六年	嘉永六年	全十三年	全十年	全三年	天保五年	明治元年	萬延元年	明治三年	嘉永三年	慶應元年
明治三年	慶應二年	明治五年	慶應三年	嘉永五年	全	弘化四年	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
1-2	1-0	1-2	1-0	2-0	1-0	1-8	1-0	2-5	2-0	2-5	2-5
士	士	士	全	平民	士	平民	士	士	全	平民	士
成松萬壽	木葉文四郎	樋口吉清	木下伴助	村上五郎右衛門	木葉利兵衛	高岡庄助	荒尾勝藏	硯川松藏	大辻幸次郎	上田孫作	一島四郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
野原村	全	上沖洲村	全	全	全	腹赤村	全	清源寺村	山田村	築地村	所在地
全元年	全二年	全	全	明治三年	慶應二年	全	全	明治二年	萬延元年	安政三年	開業
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全五年	明治四年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	女男教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
1-5	1-2	1-1	1-3	1-1	1-5	1-5	3-0	2-0	2-0	3-0	女男生徒
士	士	士	士	士	士	平民	士	士	士	士	身分
平橋長平	持木宗禎	古川彌藤次	持木一雄	高木策平	關重藏	隈部法劍	合志杏林	合志杏仙	林強太郎	築地太郎兵衛	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	下井手村	全	本井手村	全	全	全	全	全	全上井手村	全	全
文化元年	嘉永元年	天保十三年	文化二年	全十年	天保十一年	文化三年	天保四年	文政二年	寛政五年	天保十年	嘉永三年
弘化四年	全	明治六年	天保十二年	全三年	明治六年	天保十年	明治六年	天保三年	文政元年	全	明治六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三二	二三	一一	一七	一〇	一三	二七	三一	三三	四〇	一二	二一
士	士	全	平民	士	士	平民	士	士	士	平民	士
中島孫左衛門	中島稔貞	林十平	林十助	宮崎五右衛門	中山齊	中山十郎助	櫻井文次	櫻井三郎助	櫻井尉次	福山承令	塚本作次

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字	名稱學科
全	全	上平山村	全	全	平山村	大島村	原方田村	荒尾村	長洲村	三ッ川村	所在地	
全元年	天保十一年	文化五年	安政元年	天保元年	享和元年	全	文久三年	天保九年	安政元年	明治元年	開業	
嘉永二年	明治六年	天保十年	明治四年	嘉永六年	文政十二年	全五年	全三年	全五年	全三年	明治五年	廢業	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	生徒
一五	一一	一三	一四	三〇	二五	一〇	一〇	二五	七二	一〇	身分	
士	士	平民	士	士	士	平民	士	全	平民	士	習字師氏名	
塚本健助	江副休二	江副藤左衛門	持木采受	持木宗敬	持木白采	本田榮吉	村田元弘	綽大儀	福間謙藏	野田啓次郎		

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
宮尾村	全	高久野村	全	全	久重村	全	增永村	全	全	一部村	全
安政二年	文久元年	全五年	嘉永三年	慶應二年	文久二年	文政十一年	文化元年	嘉永元年	安政元年	弘化五年	慶應二年
全	全	全	全	全	全	全	全	全	明治五年	安政年間	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
四 一〇	一 一〇	一 一〇	一 一〇	一 一〇	二 一〇	一 一七	一 一六	一 一〇	一 一二	二 一五	四 一〇
平民	士	全	全	全	全	全	全	全	平民	士	全
三池運次	松原谷五郎	平石友作	吉永曾市	松本鐵太郎	加藤徹映	總平	安兵衛	作次	吉兵衛	松尾吉包	尾山水哉

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
全	全	全	全	全	藏滿村	水野村	全	牛水村	全	高濱村	所在地
全三年	嘉永年間	天保元年	安政元年	文政十二年		明治五年	元治二年	文政九年	文久元年	天保十四年	開業
明治五年	安政年間	嘉永年間	慶應年間	嘉永五年	文政十二年	全	明治五年	甲永三年	全七年	明治五年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	〇〇	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
一八	一〇	二〇	一五	一〇	三〇	一〇	三〇	一五	二〇	三〇	
全	平民	士	全	全	全	全	平民	士	士	士	身分
八兵衛	惠兵衛	兒玉十郎兵衛	壽助	儀兵衛	太助	丸山卯七	笠間充支	山崎德次	中村十次郎	寺田壽	習字師氏名

		思孝堂									
讀書習字	習字	讀書、習字、算術	讀書、習字	全	習字	全	全	全	全	全	全
上村	二俣村	小原村	橫鳥村	全	細永村	全	全	豐永村	全	岩村	西吉地村
嘉永六年	文政七年	全八年	天保六年	文久二年	慶應三年	慶應四年	天保十二年	全六年	嘉永二年	弘化元年	明治元年
全五年	全四年	全八年	全四年	全	明治五年	明治五年	慶應三年	文久三年	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一五〇〇	一七九六	五七一	二〇〇〇	二八	二五	一九	七八	一八	一〇	二五	三〇
士	獸醫	農	醫	士	士	平民	士	士	士	平民	士
巴甚太郎	星子格次	桑原巖平	橋本博文	坂梨千秋	德永五郎	田中	平山政人	原賀白銅	竹下幸伯	津圓彦	坂梨寛吉

												名稱
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字
和仁村	全	中和仁村	全	上和仁村	全	關町	全	肥猪村	相谷村	今村	宮尾村	所在地
天保十四年	全元年	嘉永六年	明治元年	全	全二年	嘉永元年	全	全	安政年間	慶應二年	元治元年	開業
全	全	全	全	全	全	全五年	全	全	明治元年	慶應年間	全	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
一八	二〇	二〇	一〇	二五	五五	二五	四一	三一	一〇	一〇	一〇	身分
士	士	全	全	全	全	全	全	平民	士	士	士	習字師氏名
石原新四郎	吉永金藏	木庭法明	草野泰元	橋本四郎	日野眞光	野中福綱	佐々木哲道	宮邊彌一郎	田副常太郎	木村次郎		

山鹿郡							靜修堂				
名稱	學科	所在地	開業	廢業	女男教師	女男生徒	身分	習字師氏名	全	讀書習字	全
濟衆舎	全	杉村	文久元年	全	女男  一	女男 一四〇〇	獸醫	長瀬貫之	全	讀書習字	石貫村
養童舎	全	平山村	萬延元年	全	女男  一	女男 一三〇〇	農	河野藤太	南關町	高瀬町	明治七年
	讀書、習字	小群村	慶應二年	全	女男  一	女男 二二〇〇	醫	熊崎文哉			
	全	全	天保十三年	全	女男  一	女男 二一〇	士	松田宗元			
	全	西牧村	嘉永三年	全	女男  一	女男 一六五五	醫	森泰淳			
	習字	山鹿町		明治六年	女男  一	女男 一六五五	溷人	本多衛			

山鹿郡												岱陽堂										
名稱	學科	所在地	開業	廢業	女男教師	女男生徒	身分	習字師氏名	全	讀書、算術	習字	讀書、習字	習字	讀書、習字	讀書、習字	習字	讀書、習字	讀書、習字	讀書、習字	讀書、習字	讀書、習字	
全	全	小天村		明治七年	女男  一	女男 一五〇〇	神官	富永加賀守	全	讀書、算術	高瀬町	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		高瀬町			女男  一	女男 二六〇〇	平民	松尾甚右衛門														
		上坂下村			女男  一	女男 二五〇	士	古川甚三郎														
		大濱町			女男  一	女男 六五五	神官	竹志田大龜														
		下長田村			女男  一	女男 四三二	士	喜悅才太														
		木葉町	文政十二年		女男  一	女男 三八〇	士	早木重次郎														
		長洲町	天保十一年	明治六年	女男  一	女男 二五〇〇	神官	松田眞居														
		板桶村	文政六年	安政五年	女男  一	女男 四八二	溷人	堀内奎平														
		伊倉北方村	弘化三年	全	女男  一	女男 二九〇〇	士	高木又次郎														
		山田村	天保十五年	全	女男  一	女男 一六四〇	士	田代早苗														
		玉名村		明治四年	女男  一	女男 五〇	士	飛松蟻五郎														

菊池郡		名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女教師	男女生徒	身分	習字師氏名
習字	木庭村	日知齋	算術、習字	龜甲村	明治元年	全九年	女男  一	女男 二〇 三〇		坂田信武
		名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女教師	男女生徒	身分	習字師氏名
		山本郡	習字	藤井村	全九年	全	女男  一	女男 二〇 九〇		村上滿
			讀書、習字	方保田村	文政六年	全四年	女男  一	女男 二八 二	僧	白杵惠超
			全	中村	天保十三年	全七年	女男  一	女男 二九 五		阿蘇品保三
			合里村	來民町	安政二年	全四年	女男  一	女男 三〇 一〇	浪人	石淵貞記
			習字	合里村	文久元年	全六年	女男  一	女男 一〇 五	士	戸田熊太郎

山壽堂		名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女教師	男女生徒	身分	習字師氏名
全	全	全	習字	下吉田村	嘉永元年	明治二年	女男  一	女男 一三 〇〇	神官	吉田衛門助
			算術、習字	相良村	天保五年	全八年	女男  一	女男 一三 〇〇	全	山科衛
			全	長村	全十一年	全	女男  一	女男 一四 二〇	全	飯川和泉
			習字	五郎丸村	全十年	全	女男  一	女男 一一 一九	士	月足壽三
			算術、習字	下内田村	文久元年	全	女男  一	女男 一一 〇〇	神官	横田唯七
			習字	太田村	嘉永元年	全六年	女男  一	女男 二〇 八〇	僧	内田頼和
			全	來民町	天保十三年	全	女男  一	女男 二二 四七	僧	桑原蟠龍
			習字	安政五年	全	全	女男  一	女男 一七 三	醫	伊東雲記
			全	嘉永三年	全	全	女男  一	女男 一一 〇	神官	森本一雄
			全	天保五年	全	全	女男  一	女男 一一 二五	僧	大久保了恩

習字	合志郡									
	全	習字	全	全	讀書、習字	水明樓 習字	蟠龍亭 讀書、習字	全	習字	全
吉富村	松尾村	木野村	山崎村	水次村	邊田村	全	限府町	亘村	全	全
慶應二年	弘化元年	天保八年	全十一年	全五年	文政八年	嘉永六年	天保四年	全六年	全五年	安政五年
明治四年	全	全七年	全	全	全六年	全四年	全七年	全六年	全八年	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一〇〇	一五〇〇	一六〇〇	六九八	一八四三	一七三九	一〇〇	一四〇〇	一九七	二六〇〇	二六〇〇
神官	僧	神官	醫	醫	醫		醫	士	神官	
山邊經豊	岡崎雷震	坂本隆胤	桑満元協	石淵萬壽	築紫宗甫	城野彌三治	田上松齋	阿部弘道	長田穂積	

名稱	學科	所在地	開業	廢業	女男教師	女男生徒	身分	習字師氏名
讀書、習字	全	限府町	全三年	全	女男	二〇〇	醫	相良李蹊
全	全	砂田村	文久二年	全	女男	二五〇	農	吉岡傳八
全	全	孤入村	明治元年	全	女男	一〇七	僧	木山貫線
習字	習字	甲佐町	文化十一年	全六年	女男	一三八		池田文一
三省舎	漢學、習字	高島村	萬延元年	全七年	女男	二四〇〇	醫	野中宗肅
全	全	西迫間村	嘉永六年	全五年	女男	二六三		平山喜吉
習字	習字	豐間村	文政元年	全	女男	一四八	士	岡千足
算術、習字	算術、習字	辨利村	嘉永三年	全	女男	一〇五		山口利英
讀書、習字	讀書、習字	伊萩村	全	全	女男	一三〇	醫	渡邊省吾
習字	習字	下河原村	全	全	女男	一五〇	農	生田一字
讀書、習字	讀書、習字	藤田村	安政元年	明治六年	女男	一三五	醫	山田元章

											向嶽亭
全	全	全	全	全	全	全	全	習字	算術習字	全	全
全	全	全	手野村	北坂梨村	全	全	全	坂梨村	黒淵村	錦野村	全
全八年	天保三年	文化元年	寛政二年	弘化三年	明治二年	天保五年	明治三年	天保四年	文政七年	天保八年	安政二年
全	明治元年	天保七年	文政九年	全七年	全六年	全五年	全七年	全二年	全六年	全三年	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
四五	八〇	九〇	八〇	四六	三五	二六一	五〇	三三〇	一八六	一八五	二〇〇
士	士	士	士	士	平民	僧	士	士	士		
宮川常隆	渡邊鍾太	宮川淡路	渡邊尉九郎	坂梨惟重	大山雲平	坂梨素山	永井木太郎	永井俊助	室星孫兵衛	今村瀨左衛門	岩下經章

古川園		博愛堂									
全	習字	讀書、算術	讀書、習字	讀書、習字	習字						
內牧村	小里村	滿願寺村	赤馬場村	宮ノ原村	河陽村						
寶曆五年	全三年	文政十三年		文政八年	天保十年						
全	全五年	明治七年		明治二年	萬延元年						
女男	女男	女男	女男	女男	女男						
一三	一二	一二	一一	一一	一一						
女男	女男	女男	女男	女男	女男						
二四〇〇	二五〇	二二二	二八〇	一三〇〇	四二〇						
士		醫	神官	神官							
須藤泉左衛門	渡邊常八	橋本龍雲	宮川啓太	高野眞中							

阿蘇郡



全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
赤水村	狩尾村	車飯村	的石村	全	狩尾村	乙姫村	永草村	全	全	全	黒川村
文久元年	慶應元年	文久元年	弘化元年	嘉永元年	天保十年	弘化四年	文化元年	嘉永七年	天保元年	文政八年	天明二年
全五年	全	全六年	明治五年	全五年	全三年	明治元年	天明二年	明治元年	嘉永四年	天保二年	文化九年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二〇	一六	一九	一五	一〇	二五	三〇	四〇	四六	三〇	七〇	三九
士	士	士	士	士	士	士	士	士	僧	士	平民
松村利直	白石虎吉	村上伊賀太郎	小糸軍太郎	竹田重貞	河瀬黒水	相良武平	河瀬勝之允	甲斐元吉	眞靜坊	下村勘三郎	野田順石

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱
俣原村	小笠田村	全	全	全	宮地村	全	全	全	全	全	習字科
文政二年	全五年	天保九年	文政元年	安政三年	享和三年	全	明治二年	安政元年	全	天保八年	所在地
全	明治二年	全二年	全	慶應三年	安政二年	全四年	全六年	明治九年	嘉永六年	明治六年	開業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	安男	女男	女男	廢業
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女男教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
八〇	五〇	一八〇	四二五	二五〇	五八〇	一五	二〇	四〇	三〇	五三	身分
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	習字師氏名
山本一甫	山本清秀	今村儼芝	島中順太郎	宮川經明	宮川若狹	山部市助	宮川經茂	黒田由記	山部武三	黒田大學	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	產山村	全	田尻村	波野村	中江村	小北野村	波野村	全	宮原村	北里村
弘化四年	安政三年	文化三年	安政五年	文政十年					弘化二年	文化十年	全四年
明治六年	文久元年	嘉永五年	明治五年	安政四年					全	嘉永五年	文政六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三 一〇	二 一〇	七 一〇	三 一〇	四 一〇	一 一〇	一 一五	二 一五	一 一〇	一 一〇	三 一〇	六 一〇
士	士	士	平民	士	平民	士	士	士	士	士	士
魚住信次	井孫平治	井孫兵衛	戸田富太	戸田次左衛門	山部弘	飯田順之助	城熊喜	佐伯庄馬太	大矢野左助	高野近江	速水彦助

												名稱
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
全	宮原村	上田村	宮原村	滿願寺村	內牧村	全	小里村	全	全	全	全	所在地
全十二年	文化元年	安永五年	寬政元年	天保五年	安政元年	天保十一年	文化三年	天保五年	文化二年	寶曆十年	開業	
天保五年	文政八年	天明八年	文化元年	全六年	全四年	明治五年	天保十年	明治三年	天保四年	文化元年	廢業	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
二五 一〇	一〇 一〇	六 一〇	一五 一〇	一二 一〇	一八 一〇	一五 一〇	一〇 一〇	三五 一〇	三七 一〇	二七 一〇	士	身分
士	士	平民	士	士	士	士	士	士	士	士	士	習字師氏名
荒木攝津右衛門	宮川吉幸	姓不詳 菊 叟	戸村遊水	橋本龍雲	岩上常太郎	渡邊吉則	渡邊常八	須藤信親	須藤郡之助	須藤泉左衛門		

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一關村	高森村	上色見村	全	高森村	色見村	全	柳村	長谷村	柏村	菅尾村	馬見原町
安政二年	全	全	慶應二年	明治二年	弘化二年	慶應三年	全十三年	天保十四年	文政八年	全十四年	天保十年
全三年	全	全	全	全	全	全	明治二年	慶應二年	嘉永五年	明治元年	安政五年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
五 五	六 三	四 一〇	三 一〇	四 一〇	六 一〇	三 一〇	一 一	五 一〇	三 一〇	一 六	一 三
僧	士	士	士	平民	士	全	全	平民	士	士	士
草部寂信	秋山榮珠	山本十七二	内田三郎	武田源次	岩下大齋	矢野甚太郎	矢野半助	後藤伊五郎	小堀碩之助	山村平七郎	石井閑齋

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習	名
假屋村	木原谷村	河原村	全	津留村	野尻村	小北野村	片俣村	大利村	山鹿村	產山村	習	稱
弘化四年	天保十二年	萬延元年	明治元年	全四年	嘉永元年	全四年	全二年	文政三年	安政三年	嘉永四年	字	學
全五年	明治三年	慶應三年	明治三年	文久三年	嘉永三年	全二年	全六年	安政二年	全五年	明治二年	業	科
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	安男	女男	女男	女男	所
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	在
女男	女男	男男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	地
五 七	八 二	二 五	五 一〇	四 一〇	三 五	二 一〇	二 一〇	二 一〇	三 一〇	三 一〇	三 一〇	開
士	士	士	士	士	士	士	士	士	平民	士	士	業
坂田正	原田直光	森彌内	宮崎直八	伊藤大作	轟武兵衛	首藤善平	高橋龜次郎	猪敬右衛門	三好文英	井每	井每	廢
												業
												教
												師
												徒
												身
												分
												習
												字
												師
												氏
												名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	布田村	全	宮山村	全	全	小森村	鳥子村	岩坂村	錦野村	全
元治元年	全九年	天保元年	全十年	天保二年	嘉永元年	全三年	全二年	天保十二年	文化十年	全五年	全八年
安政四年	天保十二年	嘉永二年	明治二年	嘉永三年	明治元年	全元年	弘化二年	全	全五年	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一二〇	四一〇	四五	三〇	四〇	三五	四〇	九〇	三〇	六〇	三五	二〇
士	平民	士	士	僧	僧	僧	士	士	士	士	士
竹崎律次郎	市左衛門	高橋春甫	池田東園	大淨	殿	光	坂田喜左衛門	日置秋穂	甲斐彦四郎	今村守生	國武貞治

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
外牧村	下野村	全	全	河陽村	長野村	白川村	全	兩併村	吉田村	中松村	所在地
天保三年	全	安政元年	弘化元年	嘉永元年	文政元年	全十年	天保元年	弘化元年	元治元年	文久三年	開業
全四年	全	全元年	全三年	明治五年	慶應三年	全	全	全	全	明治三年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	女男教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三〇	二〇	二〇	三五	八〇	一一〇	七五	三〇	五〇	八五	七五	女男生徒
僧	全	平民	士	士	全	平民	士	僧	士	平民	身分
國武達英	村上伊賀彦	荒牧熊太	今村源次	荒牧忠藏	長野内匠	山室宗雄	山村謙吾	工藤龍淵	吉田彌作	佐藤倅次郎	習字師氏名

全	上 益 城 郡	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
		全	全	全	全	久 石 村	全	河 陰 村	全	全	
		全 元 年	全	弘 化 三 年	全	全 七 年	天 保 元 年	文 政 十 四 年	明 治 三 年		
		全 二 年	慶 應 元 年	安 政 五 年	全	弘 化 三 年	慶 應 元 年	萬 延 元 年	明 治 五 年		
		女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
		三 九	三 一〇	二 一五	二 一五	二 一〇	八 一五	一 〇一五	一 一五	二 一〇	
		士	僧	士	士	士	士	士	平民	士	
		三 善 謙 左 衛 門	小 林 慧 專	猪 方 寛 吾	高 橋 嘉 三 太	工 藤 賢 英	本 郷 元 春	山 村 俊 英	野 村 孫 三 郎	岩 下 源 吾	岸 甚 八

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習 字	名 稱
全	中 村	全	全	全	全	矢 津 田 村	芹 口 村	永 野 原 村	芹 口 村	布 田 村	學 科
		全 四 年	明 治 二 年	慶 應 二 年						安 政 五 年	開 業
		全 五 年	全	明 治 三 年						明 治 二 年	廢 業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男 教 師
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男 生 徒
一 三	一 五	二 一〇	一 一五	一 一〇	二 一五	二 一〇	一 一五	一 一五	二 一〇	一 一〇	
平民	士	士	平民	士	士	士	士	士	不詳	士	身 分
石 崎 善 平	神 崎 專 語	今 村 家 教	岩 下 源 吾	今 村 某 名 不 詳	鍵 水 健 太	池 田 常 助	熊 谷 直 房	福 田 專 八	新 田 德 水	竹 崎 新 次 郎	習 字 師 氏 名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
秋田村	沼山津村	福富村	幸川村	曲手村	全	河原村	東無田村	小池村	砥川村	上島村	豊秋村
全	慶應年間	全	嘉永六年	慶應四年頃	全	全	慶應年間	慶安政年間	嘉永年間	天保初年	弘化年間
		慶應年間			全	全	全	全	全	全	明治五年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二五	五五	七〇	三六	四〇	四三	三〇	四六	一〇	四〇	八〇	四〇
士	士	士	士	士	士	士	平民	士	士	平民	士
吉住柱藏	坂本貫	福島才吉	米籬武弘	小林律義	緒方常保	矢野房標	江口孫四郎	水野一間太	西園寺濱臣	加藤壽迪	清崎茲琳

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱	
下六嘉村	木倉村	全	田代村	全	上野村	全	七瀧村	瀧川村	全	習字	學科	
嘉永年間	全	全	全	全	全	全	全	全	全	御船町	所在地	
										安嘉政永年間	開業	
											廢業	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
九八	四五	一五	二五	二〇	二五	二〇	三六	五四	八三	三五	三五	生徒
士	士	平民	士	平民	士	士	全	全	全	平民	身分	
高野俊平	横田真直	田中定三	戸島隼太	島村天順	栗崎逸治	中内壽	中内佐學	日隈秀圓	原伊太郎	緒方恒八	習字師氏名	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
福 原 村	全	平 田 村	全	全	全	全	下 陣 村	上 陣 村	杉 堂 村	小 谷 村	田 原 村
全	文 久 年 間	嘉 永 初 年	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	明 治 五 年	文 久 年 間	全	全	全	全	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一五  〇	八  〇	一五  〇	一  五	二  〇	一  〇	一  五	一  五	一  五	二  五	五  〇	二  五
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
原 田 宗 瑄	河 田 才 八	緒 方 三 四 郎	永 島 典 助	山 口 謙 議	富 田 慎 益	下 田 和 平	山 本 武 一 郎	本 田 仁 平	大 西 支 達	富 永 惟 治	田 尻 宗 蹟

											名 稱
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習 字 科
全	寺 中 村	木 山 村	全	馬 水 村	安 永 村	全	宮 園 村	全	寺 道 村	木 山 村	所 在 地
全	全 年 間	文 久 元 年	明 治 五 年	全	嘉 永 元 年	安 政 年 間	文 久 年 間	嘉 永 元 年	慶 應 二 年	嘉 永 元 年	開 業
全	全 初 年	明 治 二 年		全	全	全 五 年	全 三 年	全	全	明 治 五 年	廢 業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男 教 師
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男 生 徒
一五  〇	二  〇	四  〇	二  〇	二  〇	一  五	三  〇	三  五	二  〇	二  〇	五  〇	身 分
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	習 字 師 氏 名
宮 尾 意 碩	甲 斐 眞 祭 記	中 川 九 郎	藤 本 九 左 衛	藤 本 休 聲	江 藤 始	千 場 經 保	多 田 十 左 衛 門	遠 山 平 一 郎	佐 藤 鎌 藏	森 政 家	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
南三ヶ村	船津村	吉田村	芝原村	白旗村	糸田村	早川村	全	全	全	全	御所村
全	全	全	全	全	全	全	全	安政初年	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二〇	四〇	二〇	二〇	四〇	三〇	四〇	一一	一一	二一	一五	一六
士	士	士	士	士	士	士	士	平民	士	士	士
松本順藏	吉村見麟	永井四郎助	沖素平	平井五郎三郎	宮地一	渡邊掛人	高澤實定	堀用二	志賀菊一	一瀬謙藏	一瀬泰藏

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字	名稱學科
全	麻山村	入佐村	金内村	濱村	上寺村	男成村	田所村	鶴田村	大平村	福原村	所在地
全	全	安政五年	全	全	全	全	慶應二年頃	文政二年頃	萬延元年	安政年間	開業
全	全五年	明治初年								明治五年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒
一七	一三	一三	五〇	二五	三〇	一五	一五	一〇	七〇	三〇	
士	士	士	士	平民	士	全	全	平民	士	平民	身分
後藤貞彦	澤茂三郎	古閑勘治	宮部一騎	井手三省	下田易	眞野泰善	正永多門	荒木甚助	甲斐壽樂齋	内田勝藏	習字師氏名



			下益城郡							
名稱	學科	所在地								
全	習字	大窪村	全	全	全	全	全	全	全	全
全	三加村	天保十年頃	有安村	大町村	岩下村	仁田子村	豊内村	西寒野村	富野村	全
			全	全	全	全	全	慶應年間	全	
			全	全	全	全	全	明治五年	全	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	教師	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
五〇	七〇	生徒	二〇	一七	二八	八〇	一五	一六	一五	
士	士	身分	士	士	士	平民	士	士	士	
片山仙吾	林三郎兵衛	習字師氏名	尾木新次	古住逸次	赤星清	三宅芳徳	二塚洗夢	大久保猪七郎	吉村文啓	

			下益城郡							
名稱	學科	所在地								
全	習字	津志田村	全	全	全	全	全	全	全	全
全	中横田村	安政初年	中横田村	早川村	上揚村	小鹿村	府領村	全	田口村	全
全	全		全	慶應年間	慶應三年頃	安政三年頃	全	全	全	全
全	全		全	明治五年			全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	教師	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二一	二七	生徒	三四	二〇	四二	三三	二〇	四〇	四〇	三〇
士	士	身分	士	士	士	士	士	士	全	平民
田上周造	宮本逸喜	習字師氏名	松本十郎	井藤忠七	赤星光雄	伴壽迪	兒成彦兵衛	守田恒助	三宮保	小山田遊舟

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
小川町	西北小川村	西海東村	南海東村	白石野村	馬場村	岩下村	下郷村	山崎村	巢林村	糸石村	仲間村
全	明治五年	全	慶應元年	全元年	全	全二年頃	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
八四	一三〇	三八	二五	三〇	五〇	七〇	二五	一二	一九	二二	二五
士	士	士	士	平民	士	士	士	士	士	士	平民
花井新平	佐野勝泰	馬場支全	篠原準記	西猪兵衛	三浦定左衛門	田上四郎左衛門	牧野弘道	守山學	清原健太郎	村上門兵衛	相良慶秀

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習	名稱
上郷村	坂本村	拂川村	中村	岩野村	佐俣村	小蓬村	土喰村	涌井村	土喰村	遠野村	學科
安政年間	全四五年頃	全五年	全三年	全二年	全五年頃	明治三年	全二年	全	慶應三年	明治二年頃	所在地
			全	明治五年		全	全	全	明治五年		開業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二〇	二〇	四〇	四〇	四〇	三〇	二五	三〇	二五	六〇	六〇	生徒
士	平民	士	平民	士	士	士	士	平民	士	士	身分
宮三島	姥岳守人	宇田玄鼎	西寺齡鶴	宇田孝貞	渡邊彌一郎	三浦一雄	有尾宗古	村上教哲	狩野平太郎	渡邊貞	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
小野村	全	南小野村	北部田村	南小安村	中小野村	兩仲間村	豊福村	内田村	竹崎村	曲野村	浦河内村
弘化年間	嘉永年間	慶應年間	嘉永年間	安政年間	嘉永年間	全	全	全	全	全	全
						全	全	全	全	全	全
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二五	三〇	三〇	二五	二〇	七〇	三五〇	二六	三八	七七	九六	六五
平民	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
上村忠次郎	岩崎壽兵衛	岩澤淳平	岩崎八助	守山一人	緒方見龍	福田元澤	富永敬七	西村大次郎	秋岡吉弘	本郷半太郎	松田謙次郎

											名稱
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
萩尾村	全	全	古保山村	砂川村	南豊崎村	久具村	西下郷村	全	全	全	所在地
全	全	全	全	全	全	慶應年間	全	全	全	全	開業
全	全	全	全	全	全	明治初年	全	全	全	全	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	生徒
五一	三四	四〇	五五	三五	二五	二五	四〇	五五	八五	一五〇	身分
士	士	士	士	全	平民	士	士	士	士	士	習字師氏名
守田庄九郎	那須庄九郎	奥村半部	小畑準太	兒島徳次	林田爲八	池上安次	林田善七	樋口彦松	黒田文平	手島三郎彦	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
莎崎村	國丁村	小岩瀬村	釋迦堂村	大町村	杉島村	碓村	赤見村	丹生宮村	千町村	全	坂野村
文久年間	安政文久年間	文久年間	嘉永年間	全	安政年間	嘉永年間	嘉永年間	全	明治年間	明治初年	全
明治初年			明治初年	文久年間	明治初年						
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二七	二二	三四	一七	二二	三一	一五	三〇	四〇	四〇	二〇	三〇
全	全	全	全	平民	士	士	士	士	士	士	士
後藤覺與	佐藤幸八	稻田藤平	内野嘉次郎	吉田郡平	河北榮太郎	宮部俊齋	伊津野持法	陳俊藏	三隈己生	清崎謙受	大澤熊太郎

											名稱
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
築地村	島田村	六田村	木原村	宮地村	隈庄町	鰯瀬村	全	藤山村	南部田村	北小野村	所在地
慶應年間	安政年間	全	慶應年間	嘉永年間	安政年間	全	嘉永年間	慶應年間	嘉永年間	安政年間	開業
											廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	女男教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二五	五〇	三〇	三七	七五	八五	三〇	二五	六〇	三〇	二五	女男生徒
士	士	平民	士	士	士	平民	士	士	士	平民	身分
篠原又雄	黒瀬貞壽	松本顯信	伊津野昔	井崎底	養田大平	堀芳成	豊田太郎八	榑田益人	益田儀右衛門	加來常八	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
河俣村	全	小浦村	北種山村	全	全	全	南種山村	全	鏡町	全	全
嘉永五年	全元年	弘久三年	全三年	安政元年	嘉永六年	安政元年	嘉永四年	文久元年	全二年	天保十三年	弘化二年
全	全	全	全	全	全	全	明治五年	慶應三年	弘化元年	文久三年	萬延元年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	男男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一五	一五	一五	一三	一〇	一三	一〇	四〇	四〇	二〇	二〇	一一〇
平民	僧	士	僧	僧	僧	僧	士	士	士	平民	士
黒木止善	村上法榮	佐伯彦左衛門	龜山連城	岡崎照岸	廣志慈伯	出雲圓禮	大洞五右衛門	津削助左衛門	岡田幾太郎	境増太郎	村上八郎左衛門

全	全	全	全	全	全	全	習字
内田村	久連子村	全	全	全	全	全	柿迫村
文政五年	天保十三年	文久元年	天保七年	弘化四年	文化十四年	全七年	天保十三年
天保十二年	全	全	全	明治六年	弘化三年		明治六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	一	一	一	一	一	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一〇	三〇	一五	二五	四五	四〇	四〇	七〇
士	僧	庶業	農	農	農	農	僧
太田千助	緒方清僧	岩崎亥次郎	深瀬善八	那須鷲英	那須順悅	那須五郎右衛門	喜代門輝教

八代郡

名稱	學科	所在地	開業	廢業	女男教師	女男生徒	身分	習字師氏名
習字	柿迫村	天保十二年	安政十二年	女男	六〇	僧	喜代門了皓	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	下松求麻村	萩原村	横手村	松江村	日置村	片長村
全	慶應元年	嘉永元年	全	安政二年	萬延二年	全五年	全	全	全四年	全五年	全六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
13	15	16	14	13	15	15	19	18	17	10	18
全	全	全	全	平民	士	士	士	士	士	全	平民
中川鳥次	山本徽心	岩坂峻山	椎吉右衛門	藤坂清次	田中正明	佐々木宗清	中村清彌	全人	倉岡直平	藤井短綱	吉村遵藏

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字	名稱	
片野川村	全	全	全	植柳村	麥島村	植柳村	大福寺村	全	植柳村	河俣村	河俣村	學科	
嘉永二年	文久二年	萬延元年	安政三年	安政元年	全	嘉永元年	全十三年	天保八年	文政元年	弘化三年	開業	所在地	
										明治五年	廢業	名稱	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	教師
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	生徒
10	20	20	65	85	60	40	40	50	50	10	10	10	生徒
士	僧	士	士	士	平民	士	僧	士	平民	僧	僧	身分	身分
佐々木四郎平	本下教英	山田植太	本島繁右衛門	中村達	堀内善七	中村彌三兵衛	郡正惠	藤木小右衛門	江見豊吉	谷圓岸	谷圓岸	習字師氏名	習字師氏名

江五松堂枕	嵐月堂					愛日堂						名稱
全	全	全	全	習字	讀書、習字	讀書、算術、習字	全	全	全	習字	學科	
船大工町	上豊原村	高下村	南種山村	全	宮原村	北小路	岡中村	奥善寺村	岡谷川村	八代町	所在地	
	弘化元年	天保十三年	嘉永三年	文政十一年	天保十三年	明治五年	全十五年	天保五年	弘化二年	天保五年	開業	
全六年	全	全	全七年	明治二年	慶應二年	明治六年					廢業	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一五	一一	一一	一一	一一	一一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒	
三五 一〇	四一〇	四五〇	一四四	一三〇	一三三	一五三	六〇	一〇	一四	一五	二五	
士	士	士	醫	士	醫	士	士	士	士	士	身分	
園田春叟	高藤正名	増田純八	大塚遊嶽	中村イッ	野村元安	田浦熊之助	柏尾彌八郎				習字師氏名	

		觀耕堂				田浦塾	愛山堂	名稱	葦北郡	懷古堂
讀書、習字	讀書、算術、習字	全	全	全	全	全	讀書、習字	學科		全
全	全	陳内村	全	全	全	日奈久村	濱村	所在地		宮之町
天保十一年	嘉永元年	慶應三年	全三年	全五年	全二年	天保十一年		開業		
嘉永元年	全六年	明治五年	元治元年	安政五年	慶應元年	安政二年		廢業		全五年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男教師		女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男生徒		女男
三〇	四一〇	四五〇	一四四	一三〇	一三三	一五三	六〇	一〇		四一〇
士	士	士	醫	士	醫	士	士	身分		士
園田春叟	高藤正名	増田純八	大塚遊嶽	中村イッ	野村元安	田浦熊之助	柏尾彌八郎	習字師氏名	牧真平	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
柳瀨村	大村	人吉麓町	薩摩瀨村	湯前村	須惠村	全	大村	間村	全寺町	全南町	全
慶應元年	文久三年	萬延元年	安政三年	嘉永四年	安政二年	文久四年	慶應二年	安政二年	嘉永二年	弘化三年	全十二年
全	全	明治五年	慶應二年	全二年	全	全	全	明治五年	安政五年	文久三年	全元年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一九	一七	一二	一六	一〇	一六	一八	一一	一三	二〇	一八	一二
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
梅山無一	有瀨甚六	澁谷巴山	赤坂與七	的場重左衛門	荒木六左衛門	尾方右近	堀內三立	東閑樂	赤坂横作	富岡隣左衛門	家城新平

名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱
習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科	習字科
人吉寺町	白木村	天月村	夫野村	葛渡村	深川村	全	陳內村	所在地	所在地	所在地	所在地
天保七年	安政三年	弘化四年	天保七年	安政四年	嘉永三年	應慶三年	天保四年	開業	開業	開業	開業
嘉永三年	文久元年	全五年	嘉永六年					廢業	廢業	廢業	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女女	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二七	二六	一五	二五	一八	二五	一六	四二	生徒	生徒	生徒	生徒
士	士	士	士	士	士	士	士	身分	身分	身分	身分
片岡治三郎	矢野傳之助	山本四郎左衛門	德永才四郎	淵上久太郎	井上一	佐藤廣太	佐藤武右衛門	習字師氏名	習字師氏名	習字師氏名	習字師氏名

球磨郡



全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	山口村	全	全	大島子村	下津浦村	上津浦村	大浦村
嘉永三年	安政六年	全十一年	全	全	天保元年	文政元年	文政十年	全十年	全七年	天保十四年	慶應元年
安政五年	全	明治五年	嘉永三年	明治五年	萬延元年	弘化四年	全	慶應三年	全	全三年	明治八年
女男	女男	文男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三一	八七	四七	七八	一一三	一〇五	二五	三五	三〇	二五	一七	三九
全	全	平民	士	全	全	全	全	全	全	全	全
平野了齋	姓不詳 泰龍	鶴田益安	高道慮山	平方權之助	村田靈讓	音丸周碩	益田利三郎	山川淵一郎	小島尙謙	本田大四郎	小崎義明

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名稱
全	赤崎村	全	楠甫村	全	全	維和村	全	登立村	所在地	開業	學科
安政四年	嘉永六年	萬延元年	天保十年	明治元年	安政元年	弘化元年	天保四年	安政二年	開業	廢業	習字
慶應三年	全六年	明治五年	慶應元年	全	全八年	全	全五年	全元年	廢業	習字師氏名	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	習字師氏名
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	習字師氏名
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	習字師氏名
三五	七一	四〇	一五	一八	一二	一二	八〇	四〇	平民	習字師氏名	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	平民	習字師氏名	
上原典禮	黒木九一郎	富崎清喜	高城義辰	高島鼎造	九里山玄俊	羽室義六	兵藤廓然	和泉龜壽	習字師氏名	習字師氏名	習字師氏名

天草郡

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	志岐村	全	坂濱川村	全	上津深江村	坂瀬川村	木泉村	廣瀬村	全	本戸馬場村	全
弘化元年	天保五年	全	嘉永元年	全元年	天保二年	弘化元年	全五年	安政三年	嘉永三年	文政九年	全元年
全二年	全五年	全	全七年	明治元年	弘化四年	明治七年	慶應三年	文久二年	元治元年	天保六年	全元年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一八	二〇	一五	三〇	一〇	一五	五〇	一五	一五	二五	四〇	一七
全	全	全	全	全	全	全	平民	僧	平民	僧	全
平井應作	宮崎重一	伊藤經元	田尻連	山川林松	山川權助	田尻伊三太	鈴谷喜代七	姓不詳 德壽	中村碩齋	姓不詳 隆充	武部尹孟

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科
全	全	全	大多尾村	全	全	大宮地村	全	全	小宮地村	山口村	所在地
全五年	安政六年	嘉永四年	弘化四年	慶應元年	天保十二年	文久元年	安政元年	弘化元年	安政三年	明治元年	開業
全	全	全	全五年	全六年	全三年	全七年	全	全五年	全七年	全五年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	女男 教師
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一六	一三	一六	一〇	一八	一八	三〇	一三	二五	二〇	三八	女男 生徒
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	平民	身分
益田圓平	武部英三	小山寛三	大石龍三	園田政太郎	大童伊忠太	園田重長	尾田市太郎	藏田富恭	金子喜三太	浦田元恭	習字師氏名

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
崎 津 村	全	全	全	全	全	富 岡 町	大 江 村	全	富 岡 町	全	全
文 政 五 年	全 六 年	全 七 年	全 六 年	全 三 年	明 治 二 年	文 久 四 年	全 元 年	全 十 四 年	全 七 年	天 保 四 年	明 治 三 年
天 保 十 四 年	全 十 年	全	全 八 年	全 四 年	明 治 三 年	元 治 元 年	慶 應 元 年	安 政 四 年	天 保 九 年	全 九 年	明 治 八 年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九男	女男 一 二 九	女男 一 二 〇	女男 八 一 〇	女男 三 一 二	女男 三 一 〇	女男 四 一 〇	女男 三 一 五	女男 二 一 六	女男 五 一 五	女男 二 一 〇	女男 一 一
全	全	全	全	全	平 民	士	全	平 民	士	全	全
玉 木 安 吉	玉 木 恒 太 郎	菊 池 隆 英	大 塚 敬 三	立 石 半 泉	林 文 境	竹 田 良 助	松 浦 毅 助	佐 伯 權 之 助	島 崎 敬 之 進	田 口 善 作	松 浦 恭 九 郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	名 稱
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	學 科
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	所 在 地
嘉 永 七 年	天 保 三 年	安 政 五 年	天 保 元 年	安 政 五 年	天 保 五 年	嘉 永 元 年	慶 應 二 年	天 保 八 年	安 政 三 年	弘 化 元 年	開 業	
慶 應 三 年	嘉 永 六 年	文 久 二 年	嘉 永 八 年	全 六 年	明 治 八 年	全	明 治 五 年	慶 應 元 年	全	全 五 年	廢 業	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女 男 教 師
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女 男 生 徒
一 三	一 七	一 四	一 〇	一 〇	一 五	一 五	一 五	三 〇	二 六	一 九		身 分
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	平 民		習 字 師 氏 名
松 浦 可 市	松 浦 半 三 郎	丸 山 竹 四 郎	岩 本 勝 助	赤 崎 嘉 七 郎	赤 崎 傳 内	長 谷 揚 順 造	木 下 忠 善	木 下 大 海	大 西 訓 造	大 西 知 藤 次		

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	久玉村	全	宮野河内村	全	全	全	全	全	宮野沖内村
安政二年	慶應三年	弘化元年	元治元年	嘉永四年	安政二年	天保七年	弘化二年	全十二年	天保四年
全三年	全	全	明治六年	全	明治六年	萬延元年	慶應三年	安政二年	嘉永三年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
二〇	二五	一四	一九	一二	一二	一九	一八	一三	一一
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
江真金一郎	緒方俊之	時本榮平	藤島類六	原田才三郎	池田仲太	瀧川榮軒	吉田昇太	原田才平	菅原九平太

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	習字科	名稱學科
全	全	宮地岳村	全	全	全	今富村	全	全	全	崎津村	所存地
元治元年	嘉永四年	文久元年	嘉永二年	明治七年	弘化四年	天保五年	嘉永元年	萬延元年	弘化二年	天保十年	開業
明治五年	慶應三年	明治五年	文久二年	明治十四年	萬延元年	慶應二年	全六年	明治二年	慶應三年	嘉永六年	廢業
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一五	二〇	三〇	四八	三二	二一	六三	二〇	四二	三三	三五	生徒
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	平民	身分
平岡金吾	中西敏行	中西卓爾	池田萬吉郎	上田純一	上田敬之進	大崎文平	金森半助	森浦保	新井惠一郎	吉村恒三郎	習字師氏名

## 第四節 中等教育

### 甲 全國狀況

一、中學校 明治新政以後各藩は争つて藩學の改革を行ひ歐米諸國の制度を參考して新教育を施し人材の養成を急いだ。此の場合各藩に出現した學校なるものは或は中等學校程度、或は專門學校程度と其の標準が區々であつた爲に政府は明治三年二月、「中小學規則」を制定して其の統一を企てたけれども、殆ど實施を見ないで終つた。

東京駿河台に一校、京都に二校、何れも明治三年に開校したのであるが、これが最も新しい中學校であつたわけである。其他各藩は前述の如く名稱こそ種々であつたけれども中學校相當の教育機關は大抵有してゐた。

### 乙 本縣狀況

本期に於ける本縣の中等教育として確然と掴むことは簡單には出來難いが、前節にも述べた通り、藩校及私塾の狀況によりて之を察することが適當である。固より藩校及私塾に於ては初等教育程度より之を課し、其の進學著しきものは學科の程度や年齢に於て既に今日の高等教育に相當するものであつたのであるから、中等程度の教育の狀況のみとして之等の機關を見ることは勿論中つて居ない點もあるけれども、便宜上茲に之を述べて中等教育の狀況を察することとする。

### 一 藩校

藩校としては熊本の時習館、宇土の溫知館、樹德齋、八代の傳習堂、人吉相良藩の習教館があり、それ／＼武藝稽古所が併設されたことは第二章に於て既に之を述べたとほりである。尙又米田家の必由堂なども天保五年に創設明治四年まで存続した立派な家塾であつた。而して之等の藩校は廢藩によつて之を閉鎖したので、それまでは從來に續いて重要な中等教育機關であつたのである。従つて本期の此の方面の教育は維新前からの延長と見て茲には此方面の叙述を再びしないことにする。

### 必 由 堂

(平山岩彦氏談、文責編者に在り)

必由堂教育の主張は『和魂漢才に水戸學風眞の髓を加へて人物を作るにあり』といふので盡きるようである。是容先生と水戸との交渉は米國の使節ペルリの浦賀來航に始まつてゐる。是容先生は(以下略して)藩公の命に接し藩兵を提げて浦賀に出陣し、後ち江戸に行つた。常に水戸公の人物並に公の政治的卓見に私淑してゐたので先生は、江戸の邸にも伺

ひ齊昭公に謁した藤田東湖とも深交を結んだ。その際水戸の學風につき研究し首肯する處あり、歸國後水戸學の眞髓をも取り入れて前に述べたる教育の綱領となつたのである。先生が子弟教養の方針は『皇室を擁護し勤王の人を作るにあり』これが先生の信條であつた。また先生及び先生の子孫は之を躬行して範を示してゐる。

殊に藩公に對し奉つても常に大義名分を愆らしめざる様猷替の誠を盡してゐる。幕末會津征伐の時の如き肥後藩の態度は首鼠兩端趨逡巡の態度であつた。この時米田虎雄(先生の次男)は大義名分に殉すべきを説いて、終に手兵を携へて京都に出陣した。虎雄は熊本市を出て海路大阪に向はうとして、高野邊田を通るとき狙撃せられた。幸に彈丸は外れて何等の事もなかつたのであるが、この事を見ても肥後藩の大勢は分る様である。又身命を賭して大義に殉する乃父の教肝に徹してゐることも分る。其以前幕府が長州征伐の時の如き先生の長子與七郎は藩主の命を奉じて小倉まで出征はしたが、與七郎は熟思勘考これは無名の師であるとして其儘引き歸したるが如き。尙遑りて先生が浦賀出征の時の如き先生の面目躍如たるものがある。先生藩主の命を奉じ浦賀に至るや、各國より集りたる藩兵は異口同音に直ちに秋水を彼が頭に加へんとする血氣にはやる連中で將に大事に及ぼそうとしてゐた。先生曰く犬猫に對しても人間としての道はつくさねばならぬ、異人と雖も人間だ、人間である以上、人に接する人の道を踏まねばならぬ。事理をつくして、應せぬとき第二の手段にうつらねばならぬと堂々たる議論には聞く者嘆稱したと云ふことである。先生が如何に大義名分を重んじたるかも分るし、また四方に使用して君命を辱しめざる見識と修養が窺はれるのである。またこの浦賀出征の命をうけて其結束の早さと士氣の旺盛なること見る人皆驚いたことである。今の兵士の背囊とも云ふべき筋骨袋なるものを脊負ひ、命令一下一絲亂れず堂々として押し出したる武者振り、これ平素兎狩り猪狩り等で身體を鍛練したると、一面教室に於て一死君國の爲に殉する教養の徹したるものとして嘆賞したることである。

西郷大久保等の豪傑連は必由堂には折々やつてきて、先生と共に國家の將來と帝國の前途につき劃策する處あり夜を徹して國家の將來を談したこともあるさうである。

尙一挿話として傳ふべきは、曾つて志を同ふし將來を約したる横井小補翁が後年意見の衝突となり共に相分れて堂々相争ふ不仲となつた。横井翁越前の藩主の知遇に接し是を機會に志を中原にのぶべく將に熊本を出發せんとするや、先生は頻りに考へた、よし彼の出世を阻まんとするなら自分の一擧手一投足の勞で出来る。しかし彼も天下の傑物、自己と志を同ふせずとも、彼の心は君國に在るに違ひない。よし今別れたら、またいつ遭ふことが出来るやら。彼の幸先を祝つてやらうと一首の歌を作つた。そして數回吟誦して突如として其歌稿を割いた。この歌にはまた自分が當初の彼の出世を妨げようと思つた邪心がまじつてゐるとて更に苦吟數刻左の歌を得て横井翁に送つたとのことである。

中垣の隔てはあれとへだてなくいのりは同じ道の行く末

一挿話に過ぎざるも先生の人格のひらめきの一端を知るに足るであらう。

先生の門下生、井上毅先生、先生の次男にして永く侍從職に在つた米田虎雄男其學識力量は別物として一片耽々の志常に君國に存し、明治天皇の御幼時より暗々の裡に君徳を啓沃し奉る上に蹇々の節を致したることなどに思ひ合せなば先生の必由堂の教育の或る一面を語つて餘蘊なしではあるまいか。

因に先生が嘉永六年の正月稽古初めに方り、必由堂の一同に示された御書は必由堂の教育精神を説かれたものと解することが出来る。それは次の様なものである。今は毎年正月、熊本市在住の舊臣又はその子孫は相集つて先生の徳を思ふために、必ず拜讀することにしてゐるとのことである。

嘉永六年正月必由堂へ示し給ふ御書

古人の所謂文武は車の兩輪の如しとは文武の徳と藝とをさしていへるなるべし。其文武の徳をみぎなすべき聖賢の學と武の道とを以て兩輪のごとしと心得たるは誤なり。夫學は孝悌を本として人たるの道を學ぶことに候らへば武藝も學問の一端なり。されば學の道にくらくして文武の藝にのみ長したりとも文はかへつて我か非をかざり、人のいさめをこばむのたすけとなり、或は又己か藝にほこり、人を輕んじ暴虎馮河の勇をまさしめ、聖經賢傳も大に風俗の害をなし神武の大道も中々人倫をやぶるに至る。論語曰其爲人也孝悌而好犯上者鮮矣。不好犯上而作亂者未有之君子務本本立而

道生孝悌也者其爲仁之本與又曰弟子入則孝出則弟謹而信汎愛衆而親仁行有餘力則以學文又曰賢賢易色事父母能竭其力事君能致其身與朋友交言而有信雉曰未學吾必謂之學矣ともこれあり孟子にも堯舜之道は孝悌のみとも相見え人道の大本は全く孝悌の二つにて此心を推して君につかふれば其儘忠と申すものにて、人の子弟なるもの深くこの理を辨へ知つて父母に能く事へ、長者をあなどらず風俗を謹しみ、文武の藝に其の身をゆだねん事こそ予の日々夜々にわするゝひまなく祈り願ふ處なり。抑々此の志願といへば邦家のことは申すまでもなく、普く天下に願ふ所ぞかし。況や我につかへ我か祿をはむものに於てをや、此願をあだに思はゞ君臣の義にそむき天罰終に其の身に及ばん。恐れよや戒しめよや。今日諸流一同必由堂に會し武藝の稽古初あるよしを聞き人心一和文武興隆の時至れるかなと歡ひに堪へず筆を取りて猶警戒をたるゝものなり。

嘉永六年正月十九日

御實名

なほ必由堂は天保五年創設で、明治四年まで存続したものである。

必由堂の名稱の由來につき編者が中野嘉太郎氏に照會した所同氏は次の如く教へられた。併せて掲げて置く。  
論語雍也の篇「誰能出不由戸。何莫由斯道也。」とある。朱註の圈外に洪氏（興祖）の説を擧たり。人知<sub>二</sub>出<sub>一</sub>必由<sub>レ</sub>戸。而不<sub>レ</sub>知行必由<sub>レ</sub>道。非<sub>二</sub>道遠<sub>一</sub>人。人自遠爾とある必由より取りたるものならむか  
(同氏書信の一節)

## 二 私 學

小學教育に相當するものに寺小屋があつた如く、中等教育相當のものに私塾が在つた。其の程度内容

は様々で一概には論ぜられないけれども、主として漢學、算數、或は國學等を授け、後には外國語などを授けるものも出來て來た。生徒年齢も大体現今の中等教育程度以上のものであつた。

私學の内容状況調査は随分苦心した所であるが、第三期以後監督が嚴重になつてからの分は大分縣廳の文書によつて知ることが出来るけれども、第一期、第二期の分についてはそれが出來ない。従つてそれ等に就ては關係先輩の談話又は寄稿によつて其の一斑を知るに止めて置くこととした。

本期に於ける私學の状況としても、まづ本期に存した私學表を二種に分つて示し、之に加ふるに私學に關する數篇の談話、寄稿を以てすることにす。

私學表は「第一期存在の既設私學表」と「第一期新設私學表」の二種とした。二表を併せて當期に於ける私學の存在を知ることが出来る。尙本期には便宜上「設置期不明の私學表」も掲げて置いた。其の中の幾分は慥に本期若しくは以前から存したものと想像されるものもあるが、兎に角調査不充分で此の點明かでない。但し之は左程多數でもないから大勢を察するには差支ない。

尙維新前の私學表は前に掲げた通りであるが、彼の中に或は事實維新後までも繼續して來たものがあるつたかも知れない。

尙「私學表」に就いて注意を要する數項を説明して置かう。

- 1 所在地 は大抵設立當時の所在地を記したもので、移轉の場合は明かなるものは備考欄に其の旨記してある。
- 2 設立者又は校主校長 最初のそれである。數人で設立した場合等も其の全部の人名を掲げないことが多い。

所在地の現位置 は昭和六年の八月現在である。  
 4 設置年月の記録 といふのは大体は縣廳文書に據つたものであるけれども、中には他の著書等を参考したのもある。廢止に就いても同じ。  
 5 その實際 といふのは關係者の記憶に從つたもの。  
 6 全体 として此の調査の大部分は縣廳の書類によつたものであるが、先輩關係者、研究者の指教を受けたもの、或は雜誌著書などによつたものもある。

### 第一期新設私學表

名稱	所在地	設立者又ハ校長	所在地ノ位置	教養ノ主ナル教科	設置年月	廢止年月	出身者ノ備考
元田塾	大市江内町	元田永孚	今ノ元田邸	漢學	明治元年		元山義典、北村信萬、菅沼安隆
竹添塾	市原内坂町	竹添進一郎	寺原町二二一吉永宗雄宅	漢學	明治元年		
志心堂	上鹿本郡	大道憲信	上吉田一〇六	漢學	明治二年	明治六年	
大山塾	字梨谷村	大山雲平	阿蘇郡坂梨村字小谷	漢學	明治初年		
國友塾	市内井町	國友昌	今ノ坪井橋ノ隣リ、宮永宅ノ下	漢學	明治三年	明治十年	古賀富次郎、佐々友房、高橋長秋、吉田義靜、高島義恭
平川塾	又ハ麗澤舎	平川駿太	下通三丁目今ハ料亭ニ貸付	漢學	明治三年	明治十六年	矢野茂、坂本簡藏、柳井信義、志賀親長
中津海塾	上々林町	中津海平之進	聖心院横丁ノ行當リ	漢學	明治三年	明治廿五年	三浦晟彦、沼田正魚

通志齋	伊倉南方郡	竹添進一郎	鍛冶屋町 徳永熊太宅	漢學、算術、筆道	明治三年	全	上	松尾又男、同常雄、道源次郎、三浦晟彦
翼々舎	肥前村	福田春藏	大原村肥猪齋田千年宅	漢道學	明治四年			高木徳太郎、黒川次郎平
島崎塾	島崎町	兼坂止水	兼坂ノ邸	漢學	明治四年			徳留猪一、道源次郎、長崎茂平
熊本洋學校	市城内ノ北側		古城堀端	英語	明治四年			横井時雄、中原淳藏、横井時敬、海老名正、宮川經猪一、藤章、宮川和民
會輔堂	新全町	山田武甫	太田黒惟信	外漢數科學	明治四年			高木第四郎、其他横井小楠一派之ニ集ル
日新堂	本山町	竹崎律次郎		小學教育	明治四年			明治九年
晴耕雨讀會	球磨郡	高橋其輔	新宮嘉善	漢學	明治四年			原田十衛、高野宣吾
習之齋	市路町	船津東平		漢學	明治三年			伊津野滿仁太
牧塾	市柳川町			漢學	全			
大里塾	市龍道谷	大里八郎		漢學	全			
奚疑堂	市向裏寺町	内山易堂		漢學	全			河内山熊太郎、白杵蟻藏、廣瀬保久
田尻塾	市田端	田尻誠一郎		漢學	全			明治七年



溫古堂	清乃屋田	硯壽堂	遊霞山房	古耕舍今	吉其塾	明善堂	日新堂	笠岩學舎	樂山堂	野間口學校
鹿本郡 稻田村	島村	天草郡 牛深村	天草郡 宮地岳村	今村	尾石郡 尾三三村	玉名郡 伊倉南方村	吉田郡 新町	笠岩郡 土岩村	西菊郡 池城村	野間郡 池口村
緒方公俊	伊李田泉	八田織右衛門	中西卓爾	木下眞弘	吉其省齋	山戸多十郎		東作衛門	九	徳永今八
稻田村高橋四	義雄宅	牛深町津深	宮地岳村中西	今村兼光	阿蘇郡尾三三		阿蘇郡漢	網津村	菊池村大字西	菊池村野間口
和漢學	漢學、算術	右全	漢學、算術	和漢學	漢學	漢學	漢學	網津村	菊池村大字西	漢學
嘉永元年	嘉永元年	弘化三年	弘化三年	弘化三年	弘化三年	天保九年		十二年	文化十二年	
七月	全上	全上	慶應二年	全上	弘化年間		天保初年	全上		文化年代
十月	明治五年	明治二年	安政二年	明治三年	明治三年	明治二年		明治五年	明治三年	明治十五年
全上	明治十七年	明治六年	明治八年	明治十二年	明治九年	迄明治三年		全上		全上
坂本虎	立山太郎	宮川宗保	深川卯次郎	木下廣次	河瀬弘			野村眞雄		
頼信、竹中彦次郎	太田鶴、水谷友敬、長	松岡平一	勇七、野田作七	金森通倫、木下卯三	渡邊義澄、中島仰			野村眞雄、水野豊、野村眞雄、野村眞雄		
				設立者ハ中西アル文書モアリ						

三〇三

第一期存在の既設私學表

二龍亭	孤松堂	宣教所	小楠堂	忍濟學舎	菁莪堂	深野塾	名
鹿本郡 富木村	元山本郡 賀茂村	球磨郡 人吉町	市相摸町内	玉名郡 玉名村	京市内 京町澤村	京市内 京町龍迫谷	所在地
杉谷享	津野田賢藏		横井小楠	友枝庄藏	高野式衛		設立者又ハ
中富村大字中	吉松村大字豊			玉名村四一			現所在地ノ
社境内	道數學、書	英學	漢學	漢學	漢學		ナル教科主
享保八年	明治四年	明治初年	維新前	明治三年	全	全	設置年月
全上	明治四年	明治初年		明治三年			實際
明治六年	明治四年	明治初年		明治廿年			廢止年月
同日六月	明治十五年	明治四年			明治五年	廢	實際
古庄一雄	藤院大了			三津家傳之	安達謙藏	原多角	重ナル者ノ
男爵松永正敏				木下彌八郎	家入小平	木山初太郎	者ノ
門人六百				明治二年小楠			備考
餘人(代々)				生徒廿名位			考

三〇四

名稱	所在地	設立業又ハ 校長	所在地ノ 現位	教養ノ主 ナル教科	設置 年月	廢止 年月	出身者ノ 重ナル者	備考
林熟又ハ原 道館	市内 千葉城町	林 藤次	今ノ千葉城幼 稚園ノ北	皇漢學、 兵學	嘉 永	明治初 迄	宮部鼎藏、佐々淳 二郎、河上、大野 加屋等	當 初 大 津 四 年 製 成 二 年
遜志堂	隈府町 澁江	公木 隈府町大字 巨漢		學	嘉永五年	明治廿九年 十二月九日		尾 明 治 四 年 製 成 二 年
日新堂	八代郡 成松	清修		筆漢 道學	安政四年	明治六年	木村玆雄	平 山 玄 氏 七 年
忠孝堂	高玉郡 平山	玄民		醫漢 學	安政年間			明 治 十 二 年 七 月
桂陰學舍	合志郡 原水	吉川 穆節	菊池郡 原水村 七〇二 吉川洋宅	主トシテ 萬延年 春學	全 上	明治十年 四月廿日 全 上	山崎熊太、紫藤猛 紫藤章、杉原惟敬	明 治 十 一 年 大 原 義 塾 ト 改 稱 ス
澁水塾又ハ 大矢野塾	大津町 大矢野格次			漢 學	文久年間	明治十五年 頃マデ		
集義齋	天草郡 馬場村	值賀 盛純	本戸村 馬場平	漢 筆	文久二年全 上	明治五年 明治六年	山田謙吾、大谷高 寛、浦木清之助、 上田安彦、益田陽 一、益田七十、益 田重光	田 上 桑 樹 ハ 熊 本 再 春 館 ノ 出 身
學生塾	廣見村 宇生畑地	友田政輝		漢 學	文久四年	明治六年	黒川次郎平、古川 賢藏、森川恒男、 木庭道太	塾 生 ハ 四 十 名 位 ア リ シ 由

名稱	所在地	設立業又ハ 校長	所在地ノ 現位	教養ノ主 ナル教科	設置 年月	廢止 年月	出身者ノ 重ナル者	備考
學齋	長洲町 小山	信胤	長洲町 五五二 福田觀正宅	漢 學	上 明治八年全	上	松本草策、松尾常 照	
興賢舍	鹿本郡 田上	桑樹	久原村 字靈仙	漢 筆	慶應初年 明治六年全 上	上	字佐川智彦、坂田 亨、米川吾八郎、 坂田俊八、熊谷直 亮、友房、熊谷直 亮、高島義恭	
櫻田塾	市木内町 櫻田惣次郎			漢 學	慶應二年	明治八年		

○其他「設置期不明私學表」に掲げたもの中、左に示すものは既に本期に存在したことが、其の廢止期から推して知られる。

精義堂 大島學舎 青雲閣 育英舎 永井塾。

設置期不明私學表

設置期が確實に調べられなかつたものを便宜上茲に掲ぐる。従つて總てが第一期以後存在したものと考へることは無論出來ない。廢止期の分つてゐるものは其の期の所で一度だけ「既設私學名」を連ねることとした。

名稱	所在地	設立業又ハ 校長	所在地ノ 現位	教養ノ主 ナル教科	設置 年月	廢止 年月	出身者ノ 重ナル者	備考
精義堂	西寺村 山田	守敬	菊地郡 加茂川 村大字 新古閑	漢學、 醫學、 筆		明治五年 頃		
大島學舎	笠原郡 近藤	久貫		漢 筆	明治五年全 上	上		
青雲閣	長崎郡 山口	左衛門	不知火村	算 術	明治四年全 上	上		

永井塾	育英舎	樂善舎	培養齋	尾池塾	栃原塾	平田塾	牛島塾	考槃學校	木村塾	木村塾	
北坂梨原村	甲上益城郡 佐城郡	六上益城郡 嘉城郡	楠木町	古魚屋町	新市新屋敷町	法市念寺町	内坪井町	村合志郡原水	八玉嘉名村	彌玉富村	布田村
井助、二代永太郎	初代永井俊	三宅芳徳	高野俊平	尾池大衛	栃原助之進	平田子之八	牛島伍一郎	矢野亨甫	木村弦雄	木村貞雄	竹崎健太郎
北坂梨原村				電車通リトナ	古新屋敷町四	川端會議場ノ南	今ノ行徳病院		八嘉村龜頭迫	彌富村川崎	漢學
漢學ナ			漢學	漢學		習字學	數學		漢學	漢學	
				明治廿三年	明治十五年	明治十年		明治十五年三月廿三日			
頃明治五年	明治四年										頃明治廿年
次郎、園田太色	藤井鏡八、大塚寅				竹内武繁太、渡並	上羽勝衛、友成正	井場熊喜	成松明賢			宮城康喜
				隱居後尾池ト							

佐野家塾	菁莪堂	緒方塾	中山家塾	渡邊家塾	福田家塾	狩野塾又ハ養正堂	三餘學舎	惜陰堂	信古堂	菁莪堂	名稱
小全川町	小全川町	小野部田村	中山村	同福村	福田村	西砥用村	杉上村	守富村	豊下益城郡	和鹿島村	所在地
全全全	佐野勝勝榮	大槻英興	緒方金伯	同福村	福田元澤	狩野俊助	成松節次	福永平助	全益人	大槻英興	設立者又ハ校長
											所在地ノ位置
										漢學	ナル教科主
											設置年月
											廢止年月
											實際年月
											出ル者ノ者ノ
											備考

## 實學派の諸學校

其の一

實學派の新教育——茶堂の日新堂——子弟三百——大農組織の實施——

於教育座談會 竹崎八十雄

今回教育會の方で本縣教育史を編纂になり、長い間多大の御努力を之が爲めに御注ぎ下さつて、略形が出来ました事を一面には感謝し、又一には非常に喜ばしく思ふ次第であります。この頃私學調べと云ふ刷物を拜見しますとその極めて細かなる御調査の中に多少御調査洩れがある様に思ひますし、殊にこの調査洩れは本縣の教育史に取りましては、決して忘れる事の出来ない最も大切な事項ではないかと氣付きましたので、係りの方に一寸申上げて置きました次第であります。と申しますのは、本縣の明治維新から今日に至る迄の教育史は皆さん方特に御存知であります。その教育史で最も大切な一つの流れといはねばならないのは肥後實學派の系統に屬する教育であります。肥後實學派の系統であると申しますと勿論横井小楠・元田永孚或は下津休也、荻正國・米田是容氏を中心とした所の學閥であるといふ事は御存じの通りでありまして、この實學派が護久公が藩知事となられましたと同時に藩の政改革の衝に當り、ひいては今日に至る迄本縣の教育産業のありとあらゆる方面の隆昌の原因をなしたといふ事は必ず認めらるべき事實ではないかと思ひます。それで勿論此の實學派は本縣におきましては決して偉大な勢力を有つて居つたといふ事は出来ないのであります。共、教育史に肥後文化史上におきましては斯の如く明白に其の後を印してをるのでありますから、是はどうしても教育史御編纂の際にお見落しになりましては教育史は片輪になつてしまひはせぬかと思ふのであります。此の實學派の趣旨といふものは私が皆様の前に申上げる迄もないのであります。此の學派の熱といふものは、先づ第一にお相撲町に於ける横井小楠の開いた小楠堂、是は勿論明治以前に屬するもので御座いませうが、元

田先生の熱、是は明治四年迄続いてゐたかと思ふのであります。少し後の時代になりますが、明治四年に私の祖父茶堂は日新堂を起して居ります。さうして若し政黨的色彩から申しますならば所謂國權黨と相對しました進歩黨とか自由黨とか稱してゐました。所謂進歩主義、自由主義の系統に屬してゐた人々は當時肥後實學派の流れを汲まない人は恐らく一人もないのであります。今日の政友會或は元の政友本黨の系統をすつと一代二代と遡つてみますならば、必ず肥後實學派の感化を受けて居つたといふ事がうかゞはれると思ひます。只さういふ事はばかりではございませんが、余りくどくしく申しますと時間を取りますから其邊の事は他日の機會にゆづる事と致しまして、日新堂に就いて少し申しあげたいと思ひます。

横井小楠が明治二年寺町の角で刺客に會つて斃れた事は肥後實學派に取りましては大なる打撃でありまして、其の他の人々もそれ／＼感ずる所が御座いましたらうが、祖父茶堂が最も痛切に感じましたのは明治維新の際に於ける豪い人物の必要、邦家の爲めに人を造らなければならぬ、殊に實學派の精神に依つて人物を造るといふ事が刻下の急務であるかと考へまして、さうして明治四年の春に日新堂を起したのであります。未だ此の當時は余り教育といふ事は考へられず嘉悦先生、山田先生其他徳富氏等にしましては寧ろ政治的方面に携はらなければならぬかの様に考へてゐて、私の祖父の日新堂を起します時は寧ろ反對の考へであつたと傳へ聞いて居ります。けれ共祖父は日新堂を起しまして専ら育英の事業に盡し、祖父の日新堂は今で申しますと小學校と中學校と此の二つを併置して居つたのであります。小學校の方にはここに臨席の高木先生等も小學校の生徒としてお出になつたと記憶して居ります。其の小學校は六、七才から十三才に至る人達でそれから普通部の方は、それ以上の年輩の人を教育する機關でありまして、如何なるものを教へたかと申しますと、漢籍は勿論國語、數學、歴史、博物、理科、さうして極めて短い時間ではありましたが英語も教へまして、所謂極くお粗末な中等教育をやりました様な譯であります。生徒数は園田太邑氏が私に送りましたものに依ると三百名内外とありますし、徳富蘆花が書いた書物には幼稚部、小學校の方が約七十名、普

通部の方が二百名余りと申してをりますから、二人の記憶は大した違ひはないと思ひます。其の當時二百名乃至三百名の生徒を有して居つた所の私塾は恐らく縣下に於て一つもなかつたらうと考へます。これより先、吉田松蔭等も他の用事ではありますが訪ねてまゐりましたといふ事を祖母順子から傳へ聞きました。祖父は所謂天下の志士と交を結んでゐたと思はれます。斯ういふ様なわけで又一方には製茶、養蠶、織物をやり之は實學派の人は悉く申し合せた様に各自の家庭に於て實行致しましたが、祖父は更に西洋牛を東京から引つはつて來て乳を搾つて病弱の生徒に飲ましたり、或は米國から大農組織の農具、果樹、蔬菜の苗木、種子を取りよせて小嶺原を開墾したりしまして、普通の學校教育とは趣が違つて居つた様に思ひます。それから六、七才の小さい人は寄宿舎に入れ、それをお世話致しましたのが私の祖母順子であります。斯ういふ風にして穢い話でありますがお尻の世話迄致しまして相當努力を續けまして其頃洋學校が古城の方にあり、さうして日新堂が本山にありました共、此處では狹隘を感じたので新町一丁目會輔堂に移つて盛んに教育を續けたのであります。併し祖父の健康が許しませんで明治九年に塾を閉ぢまして、現在私共の住居である高野邊田に移りましたが、其の間極く短い年月で御座いましたが、數に於て或は事實に於ては相當有名な者を出して居り、それは今此處に一々申上げる事もないかと思ひます。併し此の祖父の塾が閉鎖致しますと今度は今迄教育方面の事は考へてゐなかつた山田、嘉悦先生等が塾を起されたのであります。共立學舎や廣取校等がそれであります。又百貫には村井先生の塾があるといふ風でありましたが兎に角本縣教育史に於ては相當認めらるべきものではなからうかと考へます。

## 第五節 高等教育

### 甲 全國狀況

一、諸學校の再興 明治新政府が最初に着手したのは實は高等教育であつた。まづ明治元年三月京都の學習院―孝明天皇の弘化四年開校―を再興し、同年六月、もと幕府の創立せる醫學所及昌平學校を再興し、同九月開成所を再興した。

學習院は京都諸公卿の教育機關であり、醫學所は西洋醫學の研究所であり、開成所は洋書調所と稱した時代もあつて一般洋學研究の主要機關であつた。昌平學校は寛永七年林羅山の創建に源を發してゐるもので後幕府の學校となり儒學の研究所であつたのである。何れも維新前の騷亂のため衰微して振はなかつたのを新政の劈頭に於てその復興を圖つたのである。

二、其他の學校 明治二年開設の大阪醫學校、幕末創設の長崎醫學校など種々の變遷を経て文部省直轄となり、其他東京、長崎、大阪などに語學専門の學校も出來た。

各藩に於ても從來の藩校に外人を聘するなどして改革刷新して時勢の進運に後れざらんことに力めた尙我が國が當時最も要求してゐたのは西洋文化の吸収上に必要なる語學者であつた爲に、右の外に語學専門の私立學校も續々創められた。其の中の尤なるものは安政五年開設の福澤諭吉の慶應義塾であつた。

### 乙 本縣狀況

本縣に於ける専門教育としては醫學が最も光つてゐたのである。醫育は古く寶曆の頃から組織立つた

機關を有することとなつて明治維新に至るまで其の養ひ來つた醫藥家は甚だ多く全國的の大家も少くない。維新後は間もなく西洋醫學を採用して時勢の進運に後れざるを期し、年々隆運を來して今日の最高機關たる醫科大學にまで達してゐる。

維新後に於て存した醫育機關としては再春館があつたが、之に關しては「維新前の肥後の教育」の所で述べてあり、且つ本期に入りて間もなく閉鎖されたので、茲には之を省き、其の後に起つた古城醫學校から説くことにする。

### 一、古城醫學校

―創立當時は治療所と稱す―

1、創設 明治三年七月、再春館の經營は藩制の改革と同時に中止せられた。そして間もなく藩立病院設立の議が起り、八月には寺内秋堤、内藤泰吉病院御取起の御用懸を命ぜられ、準備は着々進行して其の年の十月六日には開院式を擧ぐるに至つた。

此の病院は當時治療所と稱せられてゐたが、それは單に患者を治療するばかりでなく、生徒を集めて新醫學を教授するのにも其の目的の一半であつたので、即ち醫學校と病院とを併設したものである。

場所は古城であつて、今の熊本郵便局の北裏の堀を隔てた一角である。翌四年一月新たに生徒募集を發表した。

從來再春館に備付けられた圖書器械等は全部此の古城治療所に引繼がれたので實は再春館は形を替へて茲に現出したことになるのである。

2 學科 治療所に於ける學科目は左の通りであつた。

解剖學、組織學、顯微鏡學、生理學、病理總論、內科學、外科學、和蘭語學、物理學、修身  
その中、和蘭語學と修身は隨意科とされてゐた。

3 職員 明治四年四月、職員の定員及任務を定められた。即ち

教師 一人	學校教授	病院治療を掌る(月給 五百圓)
院長 一人	病院の長	(最初の院長吉雄圭齋の辭職後は此の職を止む)
幹事 二人	學校病院の事務を管理する	(月給 四十圓)
助教 二人	一人は通譯をなし教師の教授と治療とを助け一人は學校教授を掌る	(月給各五十圓)
教導 二人	一人は學校教授、一人は學校教授の外教科書編輯を掌る	
塾監 一人	生徒を監督する	
醫員 若干人	治療を助ける	外に事務員及使令がある。

當時は教職員に外國人専門家を聘すること一般に行はれた。我が縣に於ても更生せる新醫育機關の權威のために教師として和蘭國軍醫マンズフェルト氏を招聘することになつた。氏はそれまで長崎の醫學校に在職した人であつた。

4 生徒 新教育を受けんとして集まるものは頗る多く明治四年の一月には百余名を算し、教師マ

ンスフェルト氏の來任によつて更に入學者が増した程であつた。大部分は寄宿舍で、通學は僅少であつた。北里柴三郎博士なども當時の生徒であつた。

5 沿革 創立當時は熊本藩の經營に係り、名稱も「治療所」と稱せられて來たが、明治四年七月、廢藩置縣により熊本藩は廢せられて熊本縣が置かれ、治療所は同時に官立移官となり、醫學校兼病院と改稱せられた。かうして明治五年の學制頒布に逢つたのである。明治五年以降のことは次章に擧ぐる。

## 第六節 社會教育

勿論、中央としても此の方面の施設は未だ殆ど無かつたので茲では本縣のこのみを述べて置く。

一、概説 維新直後の本期は總てのものがまだ落付と統制とを缺いてゐた時である。教育も藩學や寺小屋が本期に影を没して、次期から學制に依る學校が興るといふ状態である。が私塾は廢止せらるゝものもあるが又新設せらるゝもあり、續いて青年子弟の教養に膺りてゐた。斯かる場合であるから固より組織だつた社會教育といふものがあるわけではなく、長き傳統による不文律と故老先輩の誘掖によつて、社會の秩序は保たれて來たのである。

青年子弟の教化といふことは一方私塾などに於て行はれたことは勿論であるが、塾を離れての彼等の生活、或は塾などに恵まれない大部分のものはまたそれ〴〵或程度の修養組織が立つてゐたのである。即ち僅かの資料を掲げて、當時の熊本に於ける士族弟子の修養機關や郡部農村に於ける青年子弟たちの

修養状況を眺めて、以て本期に於ける全般を察することにしよう。

二、熊本に於ける状況 熊本に於ける士族の青年子弟は藩學時習館や其の他の私塾に通つて文武の道を勵み、士氣を練つてゐたことは別に述ぶる通りである。之を郷黨と言ひ、或は連と稱してゐた。次に寄稿二篇を擧げて其の状況を知ることとする。

### 熊本郷黨に關する事

志水三郎

郷黨の團結其始を詳にせず。昇平の世となり、地方毎に集合するは人情の自然なれば、實歴改正より文武の業を誘掖せられ、家中の子弟をして之に従事せしむ。(所謂四目錄六目錄などの定ありて従事せざるを得ず)是より地方毎に年少の子弟相共に寄合ふて、文武の業を修業勉勵せしより始まりしものならん歟。

一郷毎に各區域を立て、他郷の人と交らず、士道を勵み成立を期す、二十才以下のものは、月に數度の定日を立て順次宅受持を以て、論語の素讀會をなし、修業の勤懈、品行の正否等、切磋講習し、苟も規定に背くものは黒星(姓名の上に黒點を付す)執柄(片竹を以て掌を撃つ)大風(長幼を撰はす大勢にて地上一人に激當す、其人倒れるも抗するを得ず)等の罰を行ふ。事の稍重きものは、年長の衆議を取る。失行の甚だしきものには、交を絶ち社中に齡せず之を絶交といふ。失行にて絶交に逢ひたるものは、身を立つるに道なきものゝ如し、郷黨には齡を尙ふの義にて、庸愚の年長あるも年少より敬意を失するを得ず、若し禮を失するものあるときは、衆議の刺撃を受け、大に譴責を得るものなり。

其の連と稱するは、地方の大勢によりてなる一團結の名稱なり。然れとも其の中、往々地方に關せず、心意の向ふ所あるか、又は緣故により地方の社中に加え居るものあり、其の結合固より志の合ふといふのみにあらず、郷黨の

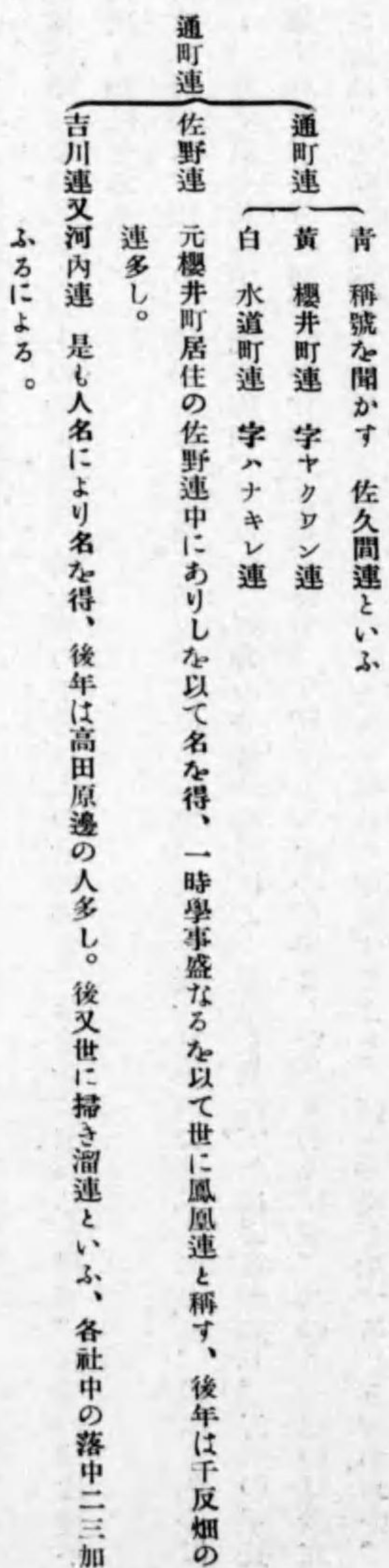
集合よりするものなり。然れども地方の好尚且年長の誘掖等にて文武藝の勤惰、風儀品行の善悪ありて、後年才徳の成否に關係あり、所謂人は善惡の友によるものなり。

然るに右の如く、各郷團結し他郷と交際を禁ずるが故に、時々相方の軋轢止まず、動もすれば争鬪を起し、多勢を以て道に要し、他郷の人の通行せるを、木竹及脇差等にて毆打し、或は年少に耻辱を與ふ。其の毆打耻辱に逢ひたる連中は、又々多勢を催し間を伺て必ず之に報す。故に一郷の人は成るべく集合して、他郷を往來せり。其の争鬪の裁決は時習館教師の受持となり、輕きは館中留置、重きは自宅謹慎他人面會を禁ず。是れ多く時習館生徒たるを以てなり。父兄縁者も争鬪に逢ひたる子弟の、勝を得て歸れば榮とし、敗を得て歸れば辱として、大に之を譴責す。是武治の世にて勇往を貴ひ退避を鄙めばなり。

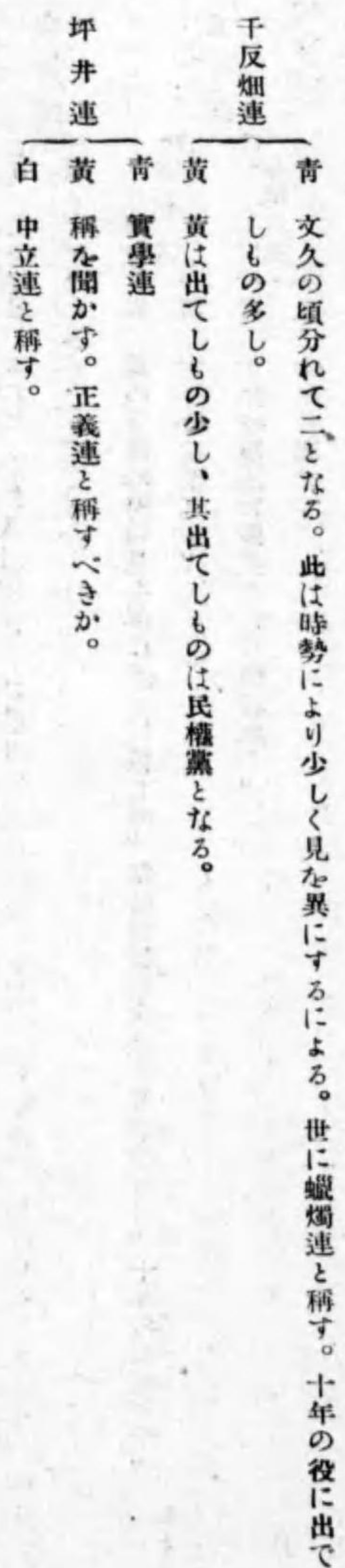
如此團體割據の勢をなし、一致せざるは各地方中拔群有力の人なく、彼是相似たる人物のみなるに因てなり。天明寛政の頃、齋藤權之助（名高壽號芝山）騎射、犬追物を興し、壯年子弟を誘導し、士風大に改まり、一時各郷統一せり。當年頭の左義長など、長銀鍊の爲め乘廻に付壯快なる事にてありしといふ。其の後文政天保の頃、柏木勝見病身ながら、學問を以て壯年子弟を誘ひ、亦一時大略其人に歸せしといふ。齋藤氏は坪井に居住して坪井連なり、柏木氏は安政橋通に居住なれば通町連なり、如此英傑出て、誘導すれば、各地の争鬪も止み一統するの勢なれども、其人なき時は地方に團結し、往々葛藤を生し間々大喧嘩に至ることあり。君公より度々告諭せらるゝも、子弟輩聞入れず、組頭も父兄も如何ともする能はざるの勢あり。是れ年長陰に命令を行ひ、年少者を教唆するに因る。寧父兄の命に背くも、年長の命に背くべからずといふ如き有様なり。是太年の餘習にて其の弊たる實に多しといへども、社中然諾を重じ、廉耻を貴び鄙吝の行をいやしみ、所謂武士道を維持す。若し少しく懦弱なる所行、婦女金錢等に思を寄するものあれば、衆の容れざる所となり、士人たるの資格を失ふものゝ如し。其の世道人心を維持するの功亦大なりと謂ふべし。廢藩後年少の品行壞頽せるに比すれば、同年の論にあらず。

右團結世局切迫なるに従ひ、漸次争鬪を止め、各地互に相通するの勢となり、次第に解放に赴き居たるも、丁丑の役の如き、全く社論を以て進退を決す。兵燹後各地に索居するに及んで、状況遂に變じ以て今日に至れり。

郷黨團結區分の概略



嘉永の末通町以下一時に合併し、數百人の多人數となりしが、幾何もなくして復元の如く分離せり。時に通町に残りし人多し。因て通町も亦紛議を生じ、初（青黄）と白と分れ大争鬪あり、幾何ならず青黄又分れ、青と白は年少の人少し。大略中年以上なり。年少は大略黄に歸せり。白に年少あるは後年に加はるものなり。今に至り通町の正閥を彼是稱するもの、分離の際二三年長の意に合ふに原因するものなれば辨別すべからず。





山崎連 青 山崎實學と稱す。  
黄 宮川連と稱す。

京町連 柳川連 青 此の分離時勢の見を異にするに似たり。當時敬業學會はより設立せり。十年役に應ぜず。  
黄 十年役に應ぜず。

赤尾口連 青 十年役池邊氏隊長となり悉皆應ず。  
黄 十年に應ぜず。

高麗門連 新設の社中ならん。初は山崎町邊に出たりしが、文久元治の頃、二三の文武の業を誘掖する人ありて、一社を起し、敬業の舉に加はり、大に其の名を顯はす。

建部連 青 是も新設の社なり、始は千反畑邊に出でたり。  
黄 其下賤の職をなす千軒屋敷に近きを以て世にカメトリ連と字す。

春日連 是は建部流の稽古場の團結ならんか。

一、郷黨團結は當時馬乘士以上の者に限る。徒士席の士分以上の者に限る。落席者は加ふるを得ず。其等の輩は後年別に所々團結せるあり。

一、郷黨の分離は、因より大義の合はざる事あるといふにあらず。二三年長者意思の合はざるにより、或は男色等により、畢竟私を免れず。就中柳川、千反畑、坪井の分離は時勢により意見を異にするによるが如し。二三の年長者分離すれば、其餘は何方にか分屬せざるを得ず。父兄たるもの心を痛ましむるも力及ばず。其の人一己の見識立たざる限は、大略勢の強き方に従はざるを得ず。双方力を極めて掠取するより、往々争擾を生ずること少からず、其弊亦甚しと云ふべし。

少年時代

——當時の社會教育と熊本少年——

村上典吾

自今五十年前の事を偲べば、今日社會風紀の頹廢弛緩我等は目を蔽ふて即目正視するに禁へない。我等幸にして七八歳より西南戦争後の十歳位まで、最も緊張したる氣分をもつて、嚴肅なる寮團氣の裡に人となり、生死苦樂をも盟ひ少年の嬉戲をも「通町連」と稱する熊本城下に於ける士分の子弟の一部分を劃する集團たる當時社會教育團體の薫化陶鑄と稱するよりも寧ろスパルタ的の最も深刻なる鞭撻策勵を受けたものである。聞説く戊辰後に於て薩長土肥聯合軍の攻圍を受け、一死宗社に殉せし白虎隊や、西南役に於ける三州社の兵兒や、恐らく同一のものたりしやを想像せらる。我等の戀ひ慕うて神聖にして狎るべからざる此少年の一隊則ち熊本「通町連」と同一組織精神の下に活躍し、又士分の子弟に絶對の權威を揮ひ其精神をも支配し尙ほ當時の社會に取りては畏敬をも拂はれしものであつた。

當時西南の雄鎮我熊本城下に於ける士分子弟の集團的ボーイスカウトとも稱すべき所謂「通町連」は城下八團體の其一であつて、上通下通を合して牛耳つて居たもので、八團體中でも我「通町連」と對抗して居た山崎連、坪井連、水道町連、京町連などが文武兩途をも勵み、志操意氣壯烈なるものがあつた。

我等は其當時（明治八九年頃）少年生活を概念すれば、家庭生活の其六分通りを除き餘分の生活を合して、極めて清白に謹嚴にして始終緊張の氣分を失はざりしことは、全く當時のボーイスカウト即ち「通町連」の一員たりてう觀念が後になり先になりて、緊縛を加へて、常住坐臥、もつばら其動作を監視したることによる。「通町連」の盟友悉く監視者の位地に立ち、その一點の非爲行が忽ち團體の集合席上に持出され嚴かなる先輩長者の前にて訊問糺彈せらるゝのみか、其結果甚だしきは鐵拳制裁を受けるのであつた。

申 合

- 一 假染めにも卑怯の振舞ひあるべからず
- 一 金銭を持ち菓子類を店頭より買喰ひすべからず
- 一 虚言を云はず約束を守ること
- 一 假令ひ姉妹たりと雖も婦女子と物云ふべからず
- 一 父母同行にても芝居見物を禁ずること

X

X

X

その當時我等少年は恰も一の牢獄中の人の如く、他の農工商の子弟若くは士族にしても、身分輕き人とは途連れをすることすら禁ぜられ、一口に云へば相當士分の家に生れた人でなければ、讀書遊戯を禁ぜられた。由りて我等は朝夕殆んど「通町連」今の縣教育會長赤星典太氏の家に往來し、凡そ七八才より十二三才まで殊に頻繁に讀書遊戯を爲せしもので、赤星氏の乃父晋策氏は殊に我等を愛し十八史畧、日本外史などの素讀を教へ眞田幸村父子の大陣に於ける忠義の筆録を爐邊に於て物語られたものだ。

X

X

X

かくの如く少年時より郷黨「通町連」の爲めに恐るべき自己の行爲を緊縛して制裁の下に人となりし我等は又外敵に對して何物をも恐れざる敵對行爲を教へられた。同連の年長者と俱に市中を散歩するに當り、大刀を横へ兩肩に風を切り適ま健兒の來るに逢ひ、年長者は我等に對し、最初より我等の敵にあらざるを知りつゝ「ぶつつかり」を命ずる。我等は萬敵對の愚を知るも卑怯と言はれるのと制裁の來るのを恐れて、勇躍一番、忽ち肉彈となり「ぶつつかる」のである。喧嘩の火蓋は切られる。年長者と健兒との格闘となるのである。かくして少年時よりの鬭争氣分は養成せらるゝのだから、平然水火をも蹈むべく、敢然死線をも彷徨すべきではあるまいか。夫れかくの如く叙し去り叙し來り

ては、封建社會の崩壊と俱に、當時士風の烈を想はしむるに足る士風の搖籃とも稱するに堪へし郷黨「通町連」また明治十二三年の頃舊士族の階級は次第に水平線下に没し去り、昭和の今日には無産主義、共產主義者我國に起り、猶ほ士君子の間に廉耻の制裁なく、ジャズの巷に明け、舞踏の火に陶醉し、人心の荒廢は殆んど言ふに忍びず、我等の「通町連」の少年時に思ひを馳す。果して是か非か、切に世の教育家に信頼して其の猛省奮起を促す所以である。

二、郡部に於ける狀況 農村では大同小異、若者組、若者連、子供組などいふ團體は大抵組織されて

ゐたものである。それ等は特別に集會して修養的の行事を爲すものもあつたであらうが、大体はそんな豫定的具案的のものはなかつたらう。主として年中行事を緣故とする集會親和、社寺を中心とする集會奉仕、或は合宿、或は警備、或は作業、之等の裡に物を知り、心を練つて育つたものである。

次に挙げる上益城郡小坂青年會は其の創設寛政年間であつて、以降相承け相繼いで今日に及べるものである。其の間盛衰もあつたであらうが、兎に角明治維新當時も其の遺風を守つて相當整つた形式と實質を有してゐたものと察することが出来る。斯かる意味で當時に於ける優良な此の種の團體と見て、本期頃の郡部農村地方の青年子弟の修養狀況を察する資料としたい。

上益城郡小坂青年會

(本調査ハ明治四十二年、上益城郡長ヨリ本縣知事ニ報告セシモノナリ)

小坂青年會ハ元若者中又ハ若者組ト稱シ今ヲ距ル事百十年前紀元二千四百五十九年寛政十一年創メテ規約ヲ設ケ續風ヲ主トシ又警備ニ任シ爾來今日ノ久シキニ至リ渝ルコト洵ニ稀有ノ青年會ナリ。規約ノ全文左ノ如シ

連判書物之件

- 一、仁義五常之道堅相守可申事
- 一、徒黨之企堅致問數事
- 一、第一盜或博奕等堅致問數事
- 一、喧嘩口論等決而致問數事
- 自然仕出候節此場逃去申問數事
- 一、他所出合之節禮儀取失申問數事
- 一、吉凶酒宴之節其座ニ而罷末申問數事
- 一、村方々付而万事順和之取行第一之事

右之條々堅相守可申候此ヶ條之趣相背申候者其座限ニ指放可申候此上者若者中急度相嗜可申候爲後日連判書物相認置申處如件

寛政十一年

小坂村 若者中

此規約ハ斯會ノ憲法、精神トモ謂フベキモノニシテ其創始者ノ誰タルヤ確ナラサレトモ父老ノ語ル所ニ依レハ當時農家ニアリテハ修學ヲナスモノ鮮ク僅ニ姓名ヲ記スルニ止マレル位ナル中ニ形助（現小坂列村長渡邊久藏祖父）と云フ者ハ文學ニ志シ兼テ書ヲ能クセシヲ以テ此人ノ立案ニ係ルナラント云フ

**會員** 元若者組ト稱セシ頃ヨリ現今ニ至レマデ同ジク年齢十五才以上三十五才迄トシ十五才ノ者ハ新參者ト唱ヘ傳令等ニ使役シ若シ年ニヨリ十五才ノ者ナキトキハ十六才ノモノ代リテ之レヲ努ム而シテ十七才ニ至リ更ニ本若者（本會員）トナル人會者ハ農業者ノ子弟ニシテ村内居住ノ者ニ限り入會シ得他町村ニ出奉公ノモノ又他町村ヨリ寄寓者ハ

一切加盟ヲ聽サス。

**役員** 元若者頭一人助一人世話役四人ヲ置キ年長者ヨリ順次之レニ任ジタリシカ維新後ヨリハ投票ヲ以テ選舉スルコト、ナリ現今會長一人副會長一人世話役六人ヲ置キ其任期ハ創立以來一ケ年トセルモ現今ハ再撰スルコトアリ。

御船川村ノ中央ヲ流レ東西二區トナレルヲ以テ便宜上東部ニ會長一人世話役四人西部ニ副會長一人世話役二人ヲ置ケリ。

**入會ノ手續** 昔時ハ男子十五才ニ達スルノ年正月十五日幼名ヲ改メ名親ナルモノ更ニ命名ヲナシ其者本人ヲ率ヒ同日若者中集合ノ場所ニ至リ若者頭以下先輩ニ對シ依願ノ挨拶ヲナス既ニシテ若者頭ハ放、新參者一同席定マルヲ待テ前記規約書ヲ恭シク朗讀（一同謹聽）了リテ新參者ニ對シ規約ニ違背セサルヤ否ヲ確ムレハ新參者ハ血判ヲナシテ

其違犯セサル旨ヲ誓フ斯クテ新參者ヨリ携ヘ來ル所ノ酒肴（酒ハ一升トシ肴ハ隨意）ヲ一同ニ披露スルヲ例トセシカ維新後百度改革セラレ改名ノ如キ容易ニ許サレサルヲ以テ名親ナルモノアル管ナク現今ハ實父又ハ近親ノ尊族率キテ依頼ヲナスコト、ナレリ又同時ニ血判ノ制ヲ廢シ自署セシカ現今ハ口頭ヲ以テ盟フニ止マレリ。

**會議** 定期會ハ一月十五日、春ノ彼岸、田植上リ、夏土用、秋ノ彼岸、ノ五回總會ヲ二宮神社内ニ開キ諸般ノ協議ヲナス。

會長ハ平素會員ノ操行上ニ注意シ又密告箱ヲ村内四通ノ處ニ設置シ時々之レヲ開函シ若シ密書アルトキハ事ノ大小ニ依リ或ハ役員ノミニシテ處理スル事アリ又ハ臨時總會ヲ開キ提議スルコトアリ其臨時總會ヲ開キタルコト未ダ會テナシ。

**矯風ニ關スル件** 前述世ノ變遷ニ伴ヒ血判ヲ變ジ口頭ヲ以テ誓フニ止マルモ其實現スル所ノ結果ハ毫モ昔日ニ異ラス。毎年果實或ハ野菜ノ熟スル時ハ其都度會長ハ新參者ヲシテ村内洩レナク警告セシムル所アリ。亦村内ノ者ハ警告ノ有無ニ拘ラズ之レヲ犯スモノナシ。小兒ト雖モ隣家ニ果實累累タルアルモ敢テ之レヲ眺メズ。畑ニ西瓜茄子等ノ

熟セルアルモ一人トシテ靴ヲ入ル、モノナシ。往時ニアリテハ之ヲ犯スモノハ四十匁ノ科料ヲ徴スル規約ナリシ以テ親ハ子ニ兄弟ハ弟妹ニ之レヲ諭告シ、大ニ謹慎寧ろ恐怖スル所アリ。兒戲ヲナスニモ地ニ西瓜畑ヲ畫キ他ノ者過リテ之レヲ履メバ四十匁出セヨト云フ程ナリシガ因襲ノ久シキ今ハ科料ナクモ犯サザル習慣トナレリ。地方ニアリテハ舊藩時代ヨリ大番小屋ナルモノヲ設ケ青年輩是ニ詰切り警備ヲナスハ能事タルモ間ニハ他人ノ成リ物畑ヨリ茄子、西瓜等ヲ盜ミ來ル事ナシトセズ。然ルニ小坂村ニハ往時ヨリ未ダ會テ如斯不良ノ行爲ヲナスモノナシト云フ。況ンヤ窃盜博奕等ヲナスモノアル管ナシ。

凡ソ町村風紀ノ良否ハ之レヲ青年行爲ノ如何ニ待ツ、本村青年ノ風習ハ延ヒテ村全般ニ及ビ頗ル勤儉平素緝陸ヲ專ラニシ風波起ラズ納税ノ如キ國縣村税及協議費ニ至ルマデ會テ不納ノモノナシ。明治十五年夏御船川ノ堤防破潰スル事百餘間小坂村ノ田地多ク流失シ被害甚大秋實皆無ニシテ悲惨云ハン方ナク田畑多ク他町村人ノ有トナレリ。

於是層勤勉朝ハ鷄鳴ニ起キ夕ニハ星ヲ頂キテ歸リ或ハ外國出稼ヲナス等專念精業セシカバ十余年ヲ經テ各々家運ヲ挽回シ加フルニ近年蠶業ニ獎勵シ多額ノ收繭アルヲ以テ今ハ家ニ給シ人ニ足ルノ狀況トナレリ。

**警備** 舊藩時代ハ舊役ト云ヒ、後消防組ト云ヒ火災水害等非常ノ責ニ任ジ會員ハ平素非常用提灯一張蠟燭貳本宛(以上會長ヨリ配付)及、鞋、脚絆等ヲ準備シ一令ノ下直ニ結束シ得ルコト、セリ。是ヲ以テ事アル毎ニ他ニ先チテ現場ニ驅ケ付ケ目覺マシク働キ官ヨリ褒ニ與リ又被害者ヨリ謝禮ヲ受ケタル事數々アリト云フ。

**基本財産** 會ニハ昔日ヨリ金貳拾圓ノ基本財産アリ。會長之レヲ保管シ他ニ貸付ケ年九歩ノ利ヲ得、之ヲ以テ總會ノ費用ニ充テタリ。

## 第四章 第二期

(明治五年の學制より  
同十二年の教育令まで)

### 第一節 概 説

一、歐米思想輸入の影響 此の期に當る數年間は所謂新政に對する反動の現はれた時で各地に諸種の叛亂が起つた程であるが、併し前章に述べた様な高等教育機關は日に日に隆盛に向ひ歐米思想の紹介に忙しかつた。當時紹介された思想に三つの色彩があつた。即ち

- 1、英米の功利主義 福澤諭吉によつて紹介された。
- 2、獨逸の國家主義 加藤弘之等によつて紹介された。
- 3、佛國の自由主義 中村正直等によつて紹介された。

之等の各思想は何れも極端に主唱せられて反面にその弊も表はれはじめた。例へば功利主義の極端に實現せらるゝ所に國粹も、固有の道德も顧みられず、自由思想の高潮せらるゝ所、天賦人權の要求となりて社會の秩序を無視するが如きがそれである。

二、教育思想の紹介 教育上の新思想も一般思想と相並んで頻りに紹介せられた。主なるものは、

○ウィツケルシヤムの著「學校通論」………箕作麟祥によりて、

○ハートの著「學室要論」……………和蘭人カステールによりて、

○ノルゼントの著「教師必讀」……………同

○ペーシの著「彼日氏教授論」……………同

◎スベンサー著「斯氏教育學」……………尺振八によりて、

スベンサーの教育學は其の他の人によりても翻譯せられて、當時最も廣く讀まれてその影響も大なるものがあつた。

制度も相次いで紹介せられたが主として佛國のものであつた。之れ最も秩序整然たるがため、明治五年頒布の「學制」も大体は佛國の制度に倣つたものである。

## 第二節 教育行政

### 甲 全國狀況

一、學制の頒布 政府は明治初年より學制の調査を命じ、或は屢々歐米に視察員を派して實情を調査せしめてゐたが、明治四年七月愈々文部省が創設されて學制制定の仕事が進んで、明治五年八月三日（新曆九月五日）全國に向つて之が頒布をなすに至つた。

次いでその實施細則として「中學教則略」及び「小學教則」を頒布し、翌六年に至つても度々追加規則の布達があつた。

二、學制の精神 「學制」は明治新政の國是を教育上に實現せんとした具体的の方案であるから、この精神を掴むことは即ち新時代の教育理想を知ることになる。今、當時頒布に際して太政官から發した「學事獎勵に關する被仰出書」を掲げて之を窺ふことにしよう。

人々自ら其の身を立て其の産を治め其の業を昌にして以て其の生を遂るゆゑんものは他なし身を修め智を開き才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず。是れ學校の設けあるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商工百技藝及び法律天文醫療等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし。人能く其の才のあるところに應じ勉勵して之に従事し、しかして後初めて生を治め産を起し業を昌んにするを得べしされば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪ふ徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過を生ずるなり。從來學校の設ありてより年を経ると久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外に置き學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尙に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。是すなほち沿襲の弊習にして文明普からず才藝を長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるもの學ばずんばあるべからず。之を學ぶには宜しく其の旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此の意を體認し其愛育の情を厚くし其の子弟をして必ず學に従

業せしめざるへからざるものなり 高上の學に至つては其の人の才能に任かすといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事  
 但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非されば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚だしきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮つて必ず學に従事せしむべき様心得へき事  
 右之通被仰出候條地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様便宜解釋を加へ精細申諭文部省規則に隨ひ學問普及致候様方  
 法を設可施行事

明治五年壬申七月

太 政 官

右に依つて充分其の精神を知り得るのであるが、殊に「一般の人民必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す」として普通教育の普及を理想としてゐた點や、尙「幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」と宣して此の時既に義務教育の精神を明示してゐたこと等は明治新政勿々の場合としては實に驚く程の卓見であつたと稱したいのである。

三、學制の概要 「學制」は佛國のそれを基本として英米のを加味して作られた大組織のもので實に整然たるものであつた。其の詳細は固より本書の目的とするところでない。併し我が國最初のものであり、新政府の抱負も窺はれるからその概要だけを述べることにする。

1、學區 全國を分ちて八大學區(翌七年七大學區に改む)とし、每區に大學校一ヶ所を置き、一大學區を三十二中學區として每區に一中學校を置き、一中學區を二百十小學區として每區に一小學校を置くこととした。従つて全國の校數は八大學、二百五十六中學、五萬三千七百六十小學となるわけで、現今の小學校に比

しては余程小區域のものであつた。

2、監督 學事の監督は督學と學區取締とによつて行はれた。即ち文部省に督學本局を置き各大學本部に督學局を置き、督學局には督學を置き學事の調査監督に當らせ、各中學區には十名乃至十二三名の學區取締を置き一名に二十乃至三十の小學區を分擔せしめ區内の入學勸誘其の他一切の學事々務に當らせた。

3、小學校 小學校は左の數種に分ち設けた。

イ、尋常小學 上下二等に分ち下等は六才より九才まで、上等は十才より十三才までとし上下二等とも修むべきものとした。

ロ、女兒小學 前項尋常小學の教科の外に女子の手藝を加ふもの。

ハ、村落小學 僻遠の村落に教則を輕減省略して授くるもの、多く夜學とした。

ニ、貧人小學 貧人子弟の自活し難きものを入學せしめ、富豪の寄附金等によつて經營された

ホ、小學私塾 免許狀を有する教師が私宅に於て教へるもの。

ヘ、幼稚小學 六才未満のものを入學せしめ、小學校の豫備教育をなす。

4、中學校 中學校は小學を終つたものを入學せしめ、下等中學は十四歳より十六歳まで、上等中學は十七歳より十九歳までとした。其の他同程度の學校として、工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校等を置くこととした。諸民學校は男子十八歳女子十五歳以上の者に對し生業の餘暇學業を

授け又十二歳より十七歳までの者の生業を指導せんとするものである。

5、師範學校 「小學に教ふる所の教則及其教授の方法を教授する」學校と明示してある。其他大學、專門學校、教員、試験、授業料などについて規定されてゐるが茲には説明を省く。

四、學制 (明治五年八月三日發布)

大中小學區ノ事

- 第一章 全國ノ學政ハ之ヲ文部一省ニ統フ
- 第二章 全國ヲ大分シテハ大區トス之ヲ大學區ト稱シ每區大學校一所ヲ置ク
- 第三章 大學區ノ分別左ノ如シ
  - 第一大區 東京府 神奈川縣 埼玉縣 入間縣 木更津縣 足柄縣 印旛縣 新治縣  
茨城縣 群馬縣 栃木縣 宇都宮縣 山梨縣 静岡縣
  - 計 一府十三縣東京府ヲ以テ大學本部トス
  - 第二大區 愛知縣 額田縣 濱松縣 犬上縣 岐阜縣 三重縣 度會縣  
計 七縣愛知縣ヲ以テ大學本部トス
  - 第三大區 石川縣 七尾縣 新川縣 足羽縣 敦賀縣 筑摩縣  
計 六縣石川縣ヲ以テ大學本部トス
  - 第四大區 大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 堺縣 和歌山縣 飾磨縣 豊岡縣  
高知縣 名東縣 香川縣 岡山縣 滋賀縣
  - 計 二府十一縣大阪府ヲ以テ大學本部トス

第五大區 廣島縣 島取縣 島根縣 北條縣 小田縣 石鐵縣 神山縣 山口縣  
濱田縣

計 九縣廣島縣ヲ以テ大學本部トス  
第六大區 長崎縣 佐賀縣 八代縣 白川縣 美々津縣 都城縣 鹿兒島縣 小倉縣  
大分縣 福岡縣 三浦縣

計 十一縣長崎縣ヲ以テ大學本部トス  
第七大區 新潟縣 柏崎縣 置賜縣 酒田縣 若松縣 長野縣 相川縣  
計 七縣新潟縣ヲ以テ大學本部トス

第八大區 青森縣 福島縣 磐前縣 水澤縣 岩手縣 秋田縣 山形縣 宮城縣  
計 八縣青森縣ヲ以テ大學本部トス

總計三府七十二縣

第四章 北海道ハ當分第八大區ヨリ之ヲ管ス他日別ニ區分スベシ

第五章 一大學區ヲ分テ三十二中區トシ之ヲ中學區ト稱ス區毎ニ中學校一所ヲ置ク全國八大區ニテ其數二百五十六所トス

第六章 一中學區ヲ分テ二百十小區トシ之ヲ小學區ト稱ス區毎ニ小學校一所ヲ置ク一大區ニテ其數六千七百二十所全國ニテ五万三千七百六十所トス

第七章 中學區以下ノ區分ハ地方官其土地ノ廣狹人口ノ疎密ヲ計リ便宜ヲ以テ都區村市等ニヨリ之ヲ區分スベシ

第八章 一中區内學區取縮十名乃至十二三名ヲ置キ一名小學區二十或ハ三十ヲ以テ持タシムベシ此學區取縮ハ專ラ區内人民ヲ勸誘シテ務テ學ニ就カシメ且學校ヲ設立シ或ハ學校ヲ保存スベキノ事或ハ其費用ノ使用ヲ計ル等一切其受持所ノ小學區ノ學務ニ關スル事ヲ擔任シ又一中區内ニ關スル事ハ互ニ相論議シ專ラ便宜

ヲ計リ區内ノ學事ヲ進歩セシメン事ヲ努ムベシ

第九章

學區取締ハ地方官ニ於テ之ヲ命スベシ

但其人名ハ本省督學局ニ届クベシ督學局ハ第十章第五章ニ見ユ

第十章

學區取締ハ其土地ノ居民名望アル者ヲ撰ムベシ

但戸長里正等ヲシテ兼ネシムルモ妨ゲナシトス

第十一章

學區取締給料ハ當分其土地ノ情態ニヨリテ之ヲ定ムベシ、此給料ハ土地ヨリ出スベキモノトス然レトモ事實止ヲ得ザルモノハ姑ク官ヨリ其幾分ヲ助給スベシ

第十二章

一般人民華士族農工商及婦女ノ學ニ就クモノハ之ヲ學區取締ニ届クベシ若シ子弟六歳以上ニ至リテ學ニ就カシメザルモノアラバ委シク其由ヲ學區取締ニ届ケシムベシ私塾家塾ニ入り及ヒ止ムヲ得ザル事アリテ師ヲ其家ニ招キ稽古セシムルモ皆就學ト云フベシ

第十三章

學區取締ハ毎年二月區内人民子弟六歳以上ナルモノ、前年學ニ就モノ幾人學ニ就カザルモノ幾人ト第一號ノ式ノ如ク表ヲ作り之ヲ地方官ニ出シ地方官之ヲ集メテ四月中督學局ニ出スベシ

第十四章

官立私立ノ學校及私塾家ヲ論ゼズ其學校限り定ムル所ノ規則及生徒ノ増減進否等ヲ書記シ毎年二月學區取締ニ出スベシ學區取締之ヲ地方官ニ出シ地方官之ヲ集メテ四月中督學局ニ出スベシ

學校ヨリ出ス書記ハ三紙トシ一紙ハ學區取締ニ留置キ一紙ハ地方官ニ留メ一紙ハ督學局ニ出スヲ法トス

大學及外國教師アル校ニ於テハ主ニ地方官督學局ニ出スモ妨ゲナシ

但大學及外國教師アル校ニ於テモ學區取締其ノ心得ノ爲メ規則竝ニ生徒ノ増減進否等ヲ知ラン事ヲ求メバ丁寧ニ之ヲ告グベシ

第十五章

大學本部毎ニ督學局一所ヲ設ケ督學ヲ置キ附屬官員數名之ニ充テ本省ノ意向ヲ奉シ地方官ト協議シ大區

中ノ諸學校ヲ督シ及教則ノ得失生徒ノ進否等ヲ検査シ論議改正スル事アルベシ

但大事ハ決ヲ本省ニ取リ小事ハ其時々之ヲ本省ニ開申スベシ

第十六章

督學局ニ於テハ毎年學區取締ヨリ出ス所ノ表竝ニ諸學校ヨリ出ス所ノ書記トヲ以テ學校及生徒進歩ノ狀態竝ニ六歳以上ノ男女學ニ就クモノ幾人就カザルモノ幾人等ノ表ヲ製シ本省ニ送り本省ニテ之ヲ上梓公告スベシ

第十七章

督學局ハ總テ地方官ト協議スベシトイヘドモ直ニ學區取締ヲ呼出シ本局ノ意向ヲ論示スルコトアルベシ

第十八章

地方官ハ總テ督學局ニ協議スベシ

但督學局完全ナラザルノ間ハ總テ本省ニ申出スベシ

第十九章

地方官ニ於テハ學務專任ノ吏員一二名ヲ置キ部内ノ學事ヲ擔任セシムベシ其ノ人名ハ兼テ本省竝ニ督學局ニ届ケ置クス

○學校ノ事

第二十章

學校ハ三等ニ區別ス大學中學小學ナリ學校教則書ハ別冊アリ

○小 學

第二十一章

小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ學バズンバアルベカラザルモノトス之ヲ區分スレバ左ノ數種ニ別ツベシ然レドモ均ク之ヲ小學ト稱ス即チ尋常小學、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾幼稚小學ナリ

第二十二章

幼稚小學ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルナリ

第二十三章

小學私塾ハ小學教科ノ免狀アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ稱スベシ

第二十四章

貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入學セシメン爲ニ設ク其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テス是專ラ仁惠ノ心ヨリ組立ルモノナリ依テ仁惠學校トモ稱スベシ



第二十五章 村落小學ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケザルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教フルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學バシム是等ハ多ク夜學校アルベシ。

第二十六章 女兒小學ハ尋常小學教科ノ外ニ女子ノ手藝ヲ教フ

第二十七章 尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ズ卒業スベキモノトス教則別册アリ

下等小學教科

- 一、綴字 讀並盤上習字
- 二、習字 字形ナ主トス
- 三、單語讀
- 四、會話讀
- 五、讀本 解意
- 六、修身 解意
- 七、書讀 解意並盤上習字
- 八、文法 解意
- 九、算術 九々數位加減乘除但洋法ヲ用フ
- 十、養生法 講義
- 二、地學大意
- 三、理學大意
- 三、體術
- 四、唱歌 當分之ナク

上等小學ノ教科ハ下等小學教科ノ上ニ左ノ條件ヲ加フ

- 一、史學大意
  - 二、幾何學罪書大意
  - 三、博物學大意
  - 四、化學大意
- 其地ノ形情ニ因テハ學科ヲ擴張スル爲メ左ノ四科ヲ酌シテ教ル事アルベシ

- 一、外國語學ノ一二
- 二、記簿法
- 三、畫學
- 四、天球學

下等小學ハ六歳ヨリ九歳マテ上等小學ハ十歳ヨリ十三歳マデニ卒業セシムルヲ法則トス但事故ニヨリ一概ニ行ハレザル時ハ酌スルモ妨ゲナシトス

第二十八章

右ノ教科順序ヲ踏マズシテ小學ノ科ヲ授ルモノ之ヲ變則小學ト云フ  
但私宅ニ於チ之ヲ教ルモノハ之ヲ家塾トス

○ 中 學

第二十九章

中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校、商業學校、通辨學校、農業學校、諸民學校アリ此外廢人學校アルベシ

下等中學教科

- 一、國語學
- 二、數學
- 三、習字
- 四、地學
- 五、史學
- 六、外國語學
- 七、理學
- 八、畫學
- 九、古言學
- 十、幾何學
- 十一、記簿學
- 十二、博物學
- 十三、化學
- 十四、修身學
- 十五、測量學
- 十六、奏樂當分缺ク

上等中學教科

- 一、國語學
- 二、數學
- 三、習字
- 四、外國語學
- 五、理學
- 六、罪書
- 七、古言學
- 八、幾何代數學
- 九、記簿法
- 十、化學
- 十一、修身學
- 十二、測量學
- 十三、經濟學
- 十四、重學
- 十五、動物地質礦山學

下等中學ハ十四歳ヨリ十六歳マテ上等中學ハ十七歳ヨリ十九歳マデニ卒業セシムルヲ法則トス

第三十章 當今中學ノ書器未ダ備ラズ此際在來ノ書ニヨリテ之ヲ教フルモノ或ハ學業ノ順序ヲ踏マズシテ洋語ヲ教ヘ又ハ醫術ヲ教フルモノ通シテ變則中學ト稱スベシ

第三十一章 當今外國人ヲ以テ教師トスル學校ニ於テハ大學教科ニ非サル以下ハ通シテ之ヲ中學ト稱ス

第三十二章 自宅ニアリテ中學ノ教科ヲ教ルモノ教師タルベキ證書ヲ得ルモノハ中學私塾ト稱スベシ其免狀ナキモノハ之ヲ家塾トス

第三十三章 諸民學校ハ男子十八歳女子十五歳以上ノモノニ生業ノ間學業ヲ授ケ又十二歳ヨリ十七歳マデノ者ノ生業ヲ導カンガ爲メ專ラ其業ヲ授ク故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムベシ

第三十四章 農業學校ハ小學ヲ經テ農業ヲ治メントスルモノ、爲ニ設ク

第三十五章 通辯學校ハ專ラ通辯ノ事ヲ主トス或ハ商人等交易ノ爲メ專ラ通辯ノミヲ志スモノ此校ニ入ル

第三十六章 商業學校ハ商用ニ係ル事ヲ教フ海内繁盛ノ地ニ就テ數所ヲ設ク

第三十七章 工業學校ハ諸工術ノ事ヲ教フ

○大 學

第三十八章 大學ハ高尚ノ諸學ヲ教フル專門科ノ學校ナリ其學科大畧左ノ如シ

理 學 化 學 法 學 醫 學 數 理 學

第三十九章 小學校ノ外師範學校アリ此校ニアリテハ小學ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス當今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非ザレバ小學ト雖モ完備ナル事能ハズ故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小學校教師タル人ヲ四方ニ派出セン事ヲ期ス

○教 員 ノ 事

第四十章 小學教員ハ男女ヲ論セス年齡二十歳以上ニシテ師範學校卒業免狀或ハ中學免狀ヲ得シモノニ非ザレバ其任ニ當ル事ヲ許サズ

第四十一章 中學校教員ハ年齡二十五歳以上ニシテ大學免狀ヲ得シモノニ非ザレバ其任ニ當ル事ヲ許サズ

第四十二章 大學校教員ハ學士ノ稱ヲ得シモノニ非ザレバ許サズ以上三章ハ其目的ヲ示ス數年ノ後ヲ待テ之ヲ行フベ

シ後章ハ現今ノ位ニ應ジテ之ヲ許スモノトス

第四十三章 私學私塾及家塾ヲ置カント欲スル者ハ其屬籍住所事歴及學校ノ位置教則等ヲ詳記シ學區取締ニ出シ地方官ヲ經テ督學局ニ出スベシ

第四十四章 私學私塾教員タルモノ總テ規則ニ違ヒ或ハ不行狀アル時ハ之ヲ譴責シ又ハ之ヲ止メシムル事アルベシ

第四十五章 師範學校ニ於テ教授ヲ受ケル教員ハ他ノ職務ヲ兼ネ及他ニ轉ズベカラザルヲ法ス

第四十六章 小學教員ハ男女ノ差別ナシ其才ニヨリ之ヲ用フベシ

第四十七章 教員生徒ヲ教授スルノ功他ニ秀越スルモノアル時ハ公私學校私塾ヲ問ハズ督學局地方官ト協議シ之ヲ本省ニ乞テ之ニ褒賞ヲ與フ

生徒及試業ノ事

第四十八章 生徒ハ諸學科ニ於テ必ズ其等級ヲ踏マシムル事ヲ要ス故ニ一級毎ニ必ズ試験アリ一級卒業スル者ハ試験狀ヲ渡シ試験狀ヲ得ルモノニ非ザレバ進級スルヲ得ズ

第四十九章 生徒學等ヲ終ル時ハ大試験アリ 小學ヨリ中學ニ移リ中學ヨリ大學ニ進ム等ノ類

但大試験ノ時ハ學事關係ノ人員ハ勿論其請求ニヨリテハ他官員トイヘトモ臨席スル事アルベシ

第五十章 私學私塾生徒モ其義前二章ニ同ジ

第五十一章 試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ與フルコトアルベシ

第五十二章 生徒ノ内學業鋭敏後來大成スベキノ目的アレドモ學資ヲ納ル事能ハズ及其衣食ヲ給スル事能ハザルモノニハ費用ヲ給貸スル事アルベシ 但成業ノ後年割ヲ以テ之ヲ償フトモ或ハ官ニ奉事シア使役ヲ受ルトモ命ニ隨フベキノ證書ヲ出サシメ年限ヲ定メ其費用ヲ貸與ス是ヲ三等ニ分ツ 年割ヲ以テ償ヒ還スハ其學業ヲ離テ五年ノ後ヨリスベシ病死等アルトキハ之ヲ棄ツ

公費ヲ受ル二年ノ者

同 三年ノ者

同 五年ノ者

此生徒八大區ニ平分シテ全國千五百人ト限ル故ニ欠員アルニ非ザレバ増加スル事ヲ得ズ

二年公費ヲ受クル者ハ官ニ使役スル事四年償還スルハ六年ヲ以テス

三年ノ者ハ使役七年償還九年

五年ノ者ハ使役十一年償還十五年

此生徒一人ノ費用一年百二十兩一切官ニ於テ之ヲ賄フ

但使役ノ間ハ相當ノ歲俸ヲ給スルハ勿論タルベシ若其役ヲ奉セザルモノハ前ノ官費ヲ償フベシ

第五十三章

私學私塾生徒モ其義前章ニ同ジ

第五十四章

生徒ニ費用ヲ給貸スルニハ其父兄及本人ヨリ證書ヲ出サシメ且其修業シタル學科ノ證書ヲ出サシム檢査及別冊アリ

第五十五章

生徒ニ費用ヲ給貸スルニハ其學業ヲ授ケン教師ヨリ其生徒學業銳敏後來大ニ成ルベキノ目的アルノ狀竝ニ其會テ進級セシ處ノ學科ノ證書ヲ具ヘ幾年ノ公費ヲ給スベキ云々等教師見込ヲ詳記シ之ヲ督學局ニ達スベシ校長アル校ニ在テハ校長其見込ヲ添ヘ之ヲ達スベシ 督學局之ヲ地方官ニ議シ其貧困ノ狀ヲ詳ニシ而シテ後其學業ヲ試驗シ本省ヘ申達スベシ

第五十六章

但此生徒ハ公私大中小學ニ拘ハラズ且試験ハ地方官學務掛立會ヲ以テ法トスベシ 師範學校ノ生徒ハ第五十二章ニ定ムル所ノ生徒員數ノ内ヨリ之ヲ採ルベシ 但當今設クル所ノ師範學校ノ生徒ハ此限ニアラズ

第五十七章

第五十二章ニ定ムル所ノ生徒ノ外ニ公撰生ヲ設ク此ノ公撰生ハ他日之ヲ論定ス

海外留學生規則ノ事

第五十八章

海外留學生徒ハ都テ本省ニ於テ之ヲ管轄ス

第五十九章

留學免狀ハ本省ニ於テ渡スベシ 但渡海免狀ハ外務省ヨリ受取り相渡スベシ

第六十章

留學中諸般ノ事件ハ辨務使ヘ依頼シ其指令ニ從フベシ且生徒ノ中人撰ノ上生徒總代ノ者一人或ハ幾人辨務使ヨリ申付ベシ

第六十一章

留學ニ官撰ト私願トノ別アリ官私共都テ本省ニ於テ之ヲ達スベシ

第六十二章

官撰留學生ヲ撰ムニ二等ノ差アリ一ヲ初等留學生トシ一ヲ上等留學生トス

第六十三章

初等留學生ハ中學卒業ノモノヨリ撰ム上等留學生ハ大學ノ學科卒業ノモノヨリ撰ム

第六十四章

初等留學生ハ稟性誠實達敏ニシテ十九歳以上二十五歳迄ノ者小學初級ヨリ順次進級シ中學ノ課程ヲ卒業セシ證書アルモノヲ公ニ撰學スベシ

第六十五章

但國內大學校ニ入りテ研業セン事ヲ願フ者ハ撰ニ當ル人トイヘトモ其情願ニ任スベシ 初等留學生ヲ撰ムニハ其學業ヲ授ケン教師ヨリ生徒中學卒業試験ノ證書ヲ具ヘ其撰學見込ヲ詳記シ之ヲ督學局ニ達ス督學局之ヲ試験シ甲第モノハ即チ其試験ノ始末ヲ詳記シ本省ニ出シ其允可ヲ得ルヲ法トス 但試験ノ時ハ本省官員ハ勿論其請求ニヨリテハ他官員タリトモ臨席スルコトアルベシ

第六十六章

官撰留學生ハ第六十四章第六十五章ニ定ル所ノ規則ニ隨ヒ其進級ノ順序確實ニシテ後來成業ノ目的アルニ於テハ生徒公私ノ差別アル事ナシ

第六十七章

官撰留學生ノ學科ハ官ヨリ命ズベシト雖モ當人ノ望ミト其教師ノ見込トニヨル事アルベシ故ニ當人ノ望ミ某ノ科ヲ修業スルニアレバ教師ノ思考果シテ適當スルヤ否ヲ詳記シ試験ノ節教師ヨリ之ヲ出スヲ法ト

ス

但此記載ハ兩紙ヲ出スベシ一紙ハ之ヲ本省ニ留メ一紙ハ之ヲ辨務使ニ遣ハス

第六十八章 官撰留學生外國へ着セバ某地ニアリテ某ノ學校ニ入り某ノ人ニ從テ某科ヲ學ブ等ノ事ヲ詳記シ本省へ届クベシ

但シハケ月ヲ越テ其報ナキ時ハ即辨務使ニ掛合ヒ呼戻スベシ

第六十九章 官撰留學生ハ外國ニアリテ學科進級ノ時ハ必ズ本省ニ届クベシ

第七十章 官撰留學生歸朝ノ時ハ其外國ニアリテ研業ノセシ所ノ狀ヲ具シ本省へ出スベシ本省ニ於テ之ヲ試験スルヲ法トス

但外國ニ於テ大學卒業ノ免狀アルモノハ試験ニ及バズ

第七十一章

大學校ニ於テ專門ノ學科ヲ卒業セシモノハ官撰ヲ以テ順次順次トハタトヘバ大學科卒業ノモノ一人若クハ二人ハ半年若クハ一年ヲ經テ人ヲ探リテ上等生ノ撰ニ當ツベシ而シテ下等生ノ撰ニ當ツベシ云フ海外ニ派出シ其業ヲシテ一層精密鍊熟セシム是ヲ上等留學生トス

第七十二章 初等留學生ハ通常年限滿五年ニ過グベカラズ

第七十三章 上等留學生ハ通常年限滿三年トスベシ

第七十四章 初等留學生ハ一年ノ定員百五十人ト定ム

第七十五章 上等留學生ハ定員ナシトイヘトモ多キモ三十人ニ過グベカラズ

第七十六章 大學設置ノ日ニ當ツテ中等留學生ヲ設クルハ其時ニヨルベシ

第七十七章 初等留學生學資

初二年 九百ドル

但止ムヲ得ズ都下ニ滞在スベキヨノハ千ドルヲ給スベシ

後三年 千ドル

但往返途中旅費ハ定限ノ外タリ支度料ハ上程前學資一ヶ月分ニ當ル高ヲ賜フ

第七十八章

上等留學生學資 千五百ドルヲヨリ千八百ドルヲ迄

但往返旅費支度料前章ニ同ジ

第七十九章

私願留學生ハ官費ニ拘ラズトイヘドモ學科上ニ於テハ官撰留學生ニ准ズベシ唯精密ノ検査ヲ受ケザルノ

私願留學生ハ官費ニ拘ラズトイヘドモ學科上ニ於テハ官撰留學生ニ准ズベシ唯精密ノ検査ヲ受ケザルノ

第八十章

留學私願ノモノハ其教師ヨリ見込ヲ詳記スル事第六十五章ノ如クシ之ヲ本省ニ出スベシ本省ニ於テ其見込書ヲ以テ検査ノ上可否スベシ

但研業セシ所ノ學科規則ニ入ラザルモノハ留學ノ名義ヲ免サズ

第八十一章

私願留學ハ年限其人ノ望ムニ任スベシ 但一ケ年大槩六七百ドル以上ヲ費スニ非ザレバ留學爲シ難キヲ以テ其員數ヲ出ス事能ハザルモノ

ハ之ヲ許サズ

第八十二章

留學中居所轉換ハ官私共止ムヲ得ザル事故アルニ非ザレバ容易ニ許サズ必辨務使ノ指揮ヲ待ベシ

第八十三章

留學中疾病事故等アルトキハ其費別ニ辨務使ヨリ受取り私費留學ノモノハ此地ニ於テ之ヲ本省へ上納スベシ

第八十四章

公費ノ生徒ハ上程ノ節學費一年分ヲ翌年ヨリハ前半年分米國ハ前年九月歐洲ハ前年七月後半年分米國ハ其年ノ三月歐洲ハ其年ノ正月本省ヨリ辨務使へ廻送スベシ私費ノモノモ之ニ同ジ故ニ私費ノ分ハ前以テ本省ニ納ムベシ

第八十五章 官撰留學生ハ歸朝ノ上必官ニ奉職スルカ又ハ官費ヲ償還スルカ共ニ命ニ隨フベキノ証書ヲ出ス事等第五十二章ニ同ジ

但奉職十一年償還十五年ヲ限トス

第八十六章 生徒留學中言行ヲ慎ミ學業ヲ勉メ國体ヲ汚サ、ルヤウ日夜心ヲ用ユベシ若懶惰或ハ不行狀ニシテ前途ノ見込ナキモノハ直ニ之ヲ呼戻スベシ

第八十七章 其地ノ辨務使ニ於テ常ニ生徒ヲ監視シ毎年生徒ノ勤惰進退等明細表ヲ作り之ヲ本省ヘ送り即本省ニ於テ上梓公告スベシ

第八十八章 時ニ因テ留學ノ定規ヲ變ズベキ件々ハ本省ト辨務使ト絶ヘズ往復商量シテ之ヲ改ムベシ

○ 學費ノ事

第八十九章 學事ニ關係スル官金ハ定額ニヨリ本省ニ於テ一切之ヲ管知スル事

但教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰グベカラザル論ヲ待タズ且廣ク天下ノ人々ナシテ必ズ學ニ就カシメン事ヲ期スレバ政府正租ノ悉ク給スル所ニアラズ然レトモ方今ニアツテ人民ノ智ヲ開ク事種メテ急務ナレバ一切ノ學事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未ダ然ル可カラザルモノアリ是ニ因テ官力ヲ計リ之ヲ助ケザルナ得ズトイヘトモ官ノ助ケアルヲ以テ從來ノ幣ニ依著ス可ラズ 御布告

第九十章 凡人民ヲシテ學ニ就カナムル勉メテ廣普ナルヲ欲ス故ニ官金ヲ以テ學事ヲ助クルモノ、如キハ必ズ民ノ及バザルモノヲ助クルニアリ決シテ偏重ノ事アルベカラズ 士ヲ學バシメテ農工商ヲ學バシメス或ハ富者ス或ハ一人ニ數百金ヲ費シテ學バシメ衆人ニ衣食ヲ給シテ學バシメ貧ナル者學ブ事ヲ得

第九十一章 生徒衣食ノ費用或ハ官金ヲ以テ之ニ給シ以テ當然トス是從來ノ弊ナリ公私學校ノ生徒衣食ノ用ヲ供スル事一切之ヲ廢止スベシ

第九十二章

當今學事ヲ助クルニ官金ヲ以テスルモノ左ノ目的ノ外ニ出ヅベカラズ

一、外國教師ノ俸給並ニ外國人ニ係ル費用 方今才藝ヲ進ムルニハ外國藝術ノ實用ヲ採ルニアリ即外國教師ヲ假助ク

一、大學校ノ營繕及大學校ニ備フベキ書籍器械 學校營繕ノ如キハ完全ナルニ非ザレバ姑息ノ弊止マズシテ生徒ノ不究理舍密其他百工技術必器械ヲ以テ之ヲ教授ス此等ノ費生徒悉ク辨シ得ル能ハズ仍テ官ヨリ之ヲ助ク

一、中學校ニ於テモ前ニ同ジ

一、生徒ニ費用ヲ給貸スルノ費 第五十二章ヲ見合スベシ 及留學生公撰生ノ費用

一、學區ヲ助クル費用 第九十八章第九十九章第百章ニ載スル所ヲ見合スベシ

第九十三章

諸學校ニ於テ需ツ所ノ費用ノ條件左ノ如シ

一、教師ノ歳俸或ハ其住宅ノ屋賃

一、學區取締給料

一、學校僕役入費

一、學校造營及修理ノ入費或ハ人家ヲ借テ學校トスル時ハ其借賃

一、學校諸器械教授器械或ハ修復

一、學校ニ用ル薪炭油筆紙墨ノ費

一、試業ノ入用

一、休術器械ノ入用

此數件ノ全費ハ生徒之ヲ辨ズベキモノナリ然レドモ悉ク生徒ヨリ出サシムルトキハ生徒ノ力及バズシテ學業之方爲ニ滯稽スベシ故ニ官ヨリ之ヲ助クト雖トモ生徒固ヨリ幾分ノ受業料ヲ納メザル可ラズ



第百四章 變則中小學費用ハ地方官ノ見込ニヨリ之ヲ處分スベシ  
但其實ヲ具シ本省ニ届クベシ

第百五章 凡大中小學校ノ營繕ハ公私共務テ安全ナルヲ期ス若目前ノ速成ヲ欲シテ事姑息ニ涉ラバ到底得ル所ナカ  
ルベシ故ニ其力ヲ計リ今年其一ヲナシ明年其二ヲナシ順次進歩數年ヲ期シテ全國ノ完整ニ至ルヲ要ス  
但生徒學業ノ事ニ至リテハ一日モ忽ニスベカラズトイヘトモ廣ク全局ヲ見テ宜ク本末順序ヲ誤ルベカ  
ラズ

第百六章 本省定額金ノ遺拂ハ毎年七月中明細ニ記シ上梓公告スベシ

第百七章 諸學校ニ於テ毎年費ス所ノ金額ハ學校ノ實情ニヨリテ之ヲ定ムベシ其公私共遺拂ハ第二號式ノ如ク明細  
表ヲ製シ毎年二月七月中督學局ニ出スベシ

第百八章 器械書籍ハ學校必要ノモノトス心ヲ用ヒテ完備セシメズンバアル可ラズ諸學校所在ノ書器ハ第三號式ノ  
如ク表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スベシ

第百九章 凡諸學校ヲ設立スル必ス維持保護ノ目的ヲ要ス即第四號式ノ如ク表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スベシ  
明治五年壬申七月

(諸表様式は省略する)

### 乙、本縣狀況

一 行政區劃の變動 明治五年六月十三日、熊本縣を白川縣と改めたので、肥後は白川八代之二縣と  
なつてゐたが、更に六年一月に至つて八代縣を廢し、肥後全部を白川縣と稱するに至り、明治九年二月

には三度改めて肥後全部を熊本縣と稱ふることゝなつた。

縣廳は明治五年に今の二本木町に移轉したが、同九年に至つて古城堀端に移され、次期に入つて(十  
九年)現在の南千反畑町に移つたものである。

明治十一年七月二十二日大政官布告をもつて「郡區町村編制法」といふものが出されてゐる。

#### ○郡區町村編制法 (明治十一年七月二十二日大政官布告第十七號)

第一條 地方ヲ畫シテ府縣ノ下郡區町村トス

第二條 郡町村ノ區域名稱ハ總テ舊ニ依ル

第三條 郡ノ區域廣濶ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一郡ヲ劃シテ數郡トナス

第五條 每郡ニ郡長各一員ヲ置キ每區ニ區長各一員ヲ置ク、郡ノ狭少ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六條 每町村ニ戶長各一員ヲ置ク又數町村ニ一員ヲ置クコトヲ得 但シ區内ノ町村ハ區長ヲ以テ戶長ノ事務ヲ兼ヌ  
ルコトヲ得

(第四、七、八、九條省略)

之によつて本縣としては翌十二年一月二十日に至り次の布達が發布されてゐる。

#### ○甲第五號 一月二十日

今般太政官第十七號布告ニ據リ従前ノ大小區劃ヲ廢シ郡區トナシ郡區ノ分轄及郡區役所ノ位置別冊ノ通相定候條此旨布達候事

此の従前の大小區劃といふのは明治四年に町村の分合を行つて大區小區に整理したものを指すのであ  
るが此の時に至つて之を廢し郡區に改めたものである。其の別紙としてあるものは郡區所屬の町村まで

一々挙げたものであるが、茲には唯、其の郡區及役所の配置だけを挙げて見よう

熊本區	熊本區役所	新町三丁目
飽田郡託摩郡	飽田託摩郡役所	春日村
菊池郡合志郡	菊池合志郡役所	隈府町
山鹿郡山本郡	山鹿山本郡役所	山鹿町
玉名郡	玉名郡役所	高瀬町
阿蘇郡	阿蘇郡役所	内牧町
上益城郡	上益城郡役所	邊田見村
下益城郡宇土郡	下益城宇土郡役所	宇土町
八代郡	八代郡役所	八代町
葦北郡	葦北郡役所	佐敷町
球磨郡	球磨郡役所	人吉町
天草郡	天草郡役所	町山日村

二 本縣學務課狀況 縣廳文書に於て纏つた處務章程の見當るのは明治八年十一月公達「府縣職制並事務章程」に基いて、縣に於て定めた「熊本縣廳例規」である。その以前明治六年頃の書類に於て、庶務課、聽訟課、租稅課、出納課等の課名が見當る。而して教育事務はその庶務課に於て行はれたのである。次いで明治八年二月右庶務課の分掌が改正された中で學校掛といふのがあつて教育に關する事務を掌つてゐたことになつてゐる。その内容は凡そ次の十一月の例規と同じであるから、茲には省くこととする。

る。

明治八年十一月の「熊本縣廳例規」では分課章程、文書條例、文例書式、廳中雜則の四項が定められてゐる。其の分課章程の骨組だけを掲げて其の大綱を見れば次の様になつてゐる。

○分課章程

- 第一課 庶務科、職務科、戶籍科、徵兵科、驛遞科、社寺科、記録科、編輯科、受付科、接受科、
- 第二課 勸業科、接受科、博物科
- 第三課 租稅科、改正科、地理科、土木科、接受科、
- 第四課 規律科、計算課、徵役科、囚獄科、贓物科、雜務科、接受科
- 第五課 (分課なし) (學務關係の課である。別項に詳記する)
- 第六課 出納科、精算科、公債科、用度科、現金科、接受科、

右の中第五課が即學務關係であつて之には分科は設けてない。其の事務内容は次の様に示されてゐる。

○第五課

- 課長一員ヲ置キ課中事務ノ責任ヲ保ス 事務ノ掌管左ノ如シ
- 第一條 學校ヲ設立シ教則ヲ一定スルコト
- 第二條 學校永久保存ノコトヲ計ルコト
- 第三條 教員ヲ監督スルコト



- 第四條 教則ノ良否ヲ監スルコト
- 第五條 生徒ヲ試験シ免狀ヲ與ヘ或ハ階級ヲ昇降シ、賞與等ノコトヲ調理スルコト
- 第六條 學區取締ノ勤惰ヲ具狀スルコト
- 第七條 教員取締ノ給料其他學事ニ係ル費用ヲ計算具狀スルコト
- 第八條 私學校開業願ヲ調理スルコト
- 第九條 師範學校ノ事務ヲ調理スルコト
- 第十條 補助金寄附金ノ出納ヲ明ニシ其他學務ニ係ル一切ノ費用ヲ調理計算スルコト

其の後明治十一年八月政府は曩の府縣職制並事務章程を廢して新に「府縣官職制」を定めた。従つて縣に於ても前記の分課章程を改めて、「熊本縣各課事務章程」なるものを定めた。

それが明治十二年一月二十三日である。それによると廳内事務の全構成は次のやうになつてゐる。

- 庶務課——從前の第一課
- 勸業課——同斷 第二課
- 租稅課——同斷 第三課
- 警察課——同斷 第四課
- 學務課——同斷 第五課
- 地理課——同斷 第一課中地理科土木科
- 出納課——同斷 第六課

即ち此の時學務課といふ名稱が現はれてゐる。その學務課の分擔事務は次のやうになつてゐる。

○學 務 課 (明治十二年一月二十三日制定)

- 第一條 師範學校醫學學校廢止ノ事
- 第二條 中小學校廢止ノ事
- 第三條 學校職制章程及校則教則等ノ事
- 第四條 學齡ヲ調査シ就學不就學ノ人員ヲ取調フル事
- 第五條 生徒ヲ試験シ卒業證書附與及ヒ賞與等ノ事
- 第六條 補助金寄附金等ノ事
- 第七條 學校敷地ノ明細表ヲ製スル事
- 第八條 學事統計表ヲ製スル事
- 第九條 學校寄附金額及賞與ノ事
- 第十條 地方稅賦課方法ニ參與スル事
- 第十一條 病院種痘箱顯敵院病因箱廢設ノ事
- 第十二條 病院職制章程及ヒ院則等ノ事
- 第十三條 醫術種痘產婆開業願ノ事
- 第十四條 惡病流行豫防法ノ事
- 第十五條 賣藥營業願ノ事
- 第十六條 藥舖取締ノ事
- 第十七條 管内病死者ノ計表ヲ製スル事
- 第十八條 病院寄附金額及賞與ノ事
- 第十九條 病院其他衛生ニ係ル費用ノ事

之に次いで明治十二年二月七日更に學務課では課内事務を明細に分擔してその系統を大いに組織立てゝゐる。次に掲げる。

○學務課事務分掌並に文例帳簿編製規則 (明治十二年二月七日)

第一章 要 領

- 第一條 本縣事務章程ニ基キ管掌ノ事務ヲ整理スルハ勿論ト雖モ尙亦稽滯ナキタメ其事務ヲ分テ五トス曰本務曰衛生曰視學曰報告曰調査是ナリ
  - 第二條 各主任ハ判任官ヲ以テシ等外吏之ニ從フ其分掌ノ事務ハ主任者主トシテ之ヲ擔理シ其調ヲナシ其案ヲ立テ課長ノ檢印ヲ受ケ長次官ニ出シ決ヲ受ケ之ヲ所分スルモノトス故ニ擔任ノ事ニ錯誤アルハ其責主任者ヲ主トシ課長之ニ次キ等外吏又之ニ次ク
  - 第三條 各擔任ノ事務他へ關涉スル件ハ擔任者且其案ヲ作り該主任者へ協議シテ之ニ連印セシムベシ
  - 第四條 廣ク衆庶ニ示シ益アルト認ムルモノハ勿論凡報告書ニ記載スヘキ事ハ課長へ稟議檢印ヲ受ケ之ヲ報告主任者へ回致スヘシ
  - 第五條 諸願伺等ノ文書成規アル文例ニ違フカ又ハ尋問ヲ要スルモノハ總テ其文案ヲ草シ課中回議ノ上課長檢印ヲ受ケ正本へ付箋シ又ハ別ニ添書ヲ付シテ之ヲ却下シ其副本ハ議案ト共ニ綴リ置クヘシ
  - 第六條 學校病院等ノ定額其他支出金ヲ出納課ヨリ請取ルトキハ其金額及ヒ事由ヲ記セシ一通ノ請取證書ヲ製シ主任者ノ調査印ヲ捺シ課長ノ檢印ヲ受ケテ回課へ回致シ現金ト交換セシ後之ヲ其帳簿ニ記載シ交付ノ手續ヲナスヘシ
- 但病院其他ノ收入金モ本條ノ手續ヲ以テ之ヲ領受シ別ニ帳簿ヲ制シテ其出納ヲ明ニスベシ

第二章 本 務

- 第七條 師範學校中小學校醫學校等ノ廢立分合ヲ調理スル事
  - 第八條 師範學校中小學校醫學校等役員教員ノ能否ヲ監視スル事
  - 第九條 各學校ノ職制章程及校則教則ヲ編制スル事
  - 第十條 學區取締等ノ能否ヲ監視スル事
  - 第十一條 學區取締ノ職制章程ヲ編制スル事
  - 第十二條 教育上ニ關スル諸規則ヲ編制スル事
  - 第十三條 學資寄附金其他學事ニ關スル褒賞ヲ調理スル事
  - 第十四條 師範學校教育會議ノ開閉ヲ整理シ及其諮問議案ヲ起草スル事
  - 第十五條 各地ノ教育會議ヲ管理スル事
  - 第十六條 學資寄附金ヲ成規ニ照シ内務省へ上申スル事  
上申期限左ノ如シ  
金拾圓以上 毎年一月、四月、七月、十月 金拾圓以下 同七月  
但奏任官並ニ華族ノ寄附金ハ其時々上申スベシ
  - 第十七條 學齡就學不就學ノ人員ヲ調査スル事
- 第三章 衛 生  
(教育に直接關係ないことばかりであるから省く)
- 第四章 視 學
- 第卅五條 視學官心得書ニ依リ各學校巡視督學スル事
  - 第卅六條 生徒ヲ試験シ其褒賞ヲ與フル事

- 第卅七條 學區取締學校吏員訓練授業生等ノ能否ヲ視察スル事
- 第卅八條 教育上ニ關シ奇特ノ行為アル者ヲ具狀スル事
- 第卅九條 學校ノ盛衰人情ノ歸向等ヲ監別スル事
- 第四十條 學齡不就學誘導ノ方法ヲ監査シ及ヒ臨時其父兄ヲ説諭スル事
- 第四十一條 奇才異能ノ者ハ勿論學術秀俊ノモノハ其姓名ヲ記シ具狀スヘキ事
- 第四十二條 歸廳ノ上ハ五日間ニ其復命書ヲ作り之ニ試験表ヲ附シ上陳スル事

第五章 報 告 (省略)

第六章 調 査

- 第五十三條 師範學校及小學補助金縣立學校費小學校補助費病院收入金ノ請拂ヲ調査シ之ガ計算ヲ明カニシ兼テ各學校各病院等ノ費用申牒ヲ勘査スル事
- 第五十四條 小學補助金成規ニ照シ支出ノ豫算ヲ立其殘金ヲ各小學校ヘ配賦スル事
- 第五十五條 縣立學校及病院監獄病院種痘館驅蠱院等經費定額金翌年度ノ豫算ハ前年度縣會開設三十日前之ヲ取調其決算ハ翌年度七月廿日限結締スヘキ事  
但小學校補助費モ本文ニ準ス
- 第五十六條 學區取締等ノ給料旅費ヲ成規ニ照シ支給スル事
- 第五十七條 各小學校豫算決算並ニ寄附金出納等ノ申牒ヲ査定スル事
- 第五十八條 各學校病院等出納表ヲ編製シ報告係ヘ回致スル事
- 第五十九條 金錢出納上ノ事ニ依リ出納課ト往復スル事

第七章以下は、文例、帳簿、編製、保管のことなどであるから之も略する。文例の中に郡區長宛のもの、學校長學區取締等宛のもの、町村吏員宛のもの等によつて其の用語を異にし、敬語に程度を分つた等面白い反面を見ることが出来る。

右事務分掌の第一條に事務を分つて五つとし、本務、衛生、視學、報告、調査を擧げてある。之によつても明かであるやうに、視學といふのは一つの事務であり作用であつて、また當時に於ては地方には視學といふ職名はなかつた。視學が置かれたのは、郡視學が明治二十三年、府縣視學が明治三十年となつゐる。それで當時の視學とか視學官員とかいふのは學務課員の事務名であり、事務から來る所の別名見たやうなものと解すべきである。

當時の課員が視學といふ事務を行ふ事項は前記事務分掌の第四章によつて明かであるが、尙同第三十五條に「視學官心得書」云々とあるやうに、別に課員の巡視に關し心得書が出来てゐる。それは明治十年二月一日に公布されたもので、前記事務分掌より一ヶ年前に定められたものである。そして其の説明にもある如く西南役後教育の沈滞を憂へ特に學務當局の巡視を多くして之を獎勵監督しようといふ趣旨によつたものである。

○視學巡迴官員心得書 (明治十一年二月一日公布)

當縣管内各小學校生徒ノ儀專ラ學區取締及教員等ニテ之ヲ担任執行シ視學官員ハ事務ト都合ヲ以テ臨席可致ノ所昨年兵亂ノ爲メ生徒ノ學業大ニ却步シ殊ニ兵燹ニ罹リシ學校ノ内未タ再築ニ至ラザル所ハ生徒其業ニ就クニ由ナクシテ空シク貴重ノ光陰ヲ費ス者尠ラズ之カ爲メ不得止再築費ノ幾分官費ヲ以テ助成スル次第ニ有之中ニハ一二有志父兄アリ

ト雖モ區内競テ其義務ヲ竭スノ舉アルヲ見ズ實ニ兵亂後トハ乍申興學之御趣旨ニ對シ焦慮ノ廉尠カラズ依テ學事興隆ノ爲メ當分春秋兩度ニ視學官員ヲ特派セシメ親シク各地學事ノ景況ヲ視察シ併セテ生徒ノ諸學科ヲ試驗爲致候答ニテ今般別冊之通視學官員心得書制定候條爲心得此旨相達候事

その内容は四十七條から成つてゐるが前半は全部生徒の試験實施法であつて別に初等教育の項に於て掲げたものもあるから、勿論同一ではないけれども煩を避けて之を省き、後半指導監督方面の條項を左に掲げることゝしよう。

前 畧

第二十六條 教員授業ノ精粗誘導ノ厚薄及生徒ニ對スルニ寬嚴其宜ヲ得ルヤ將タ偏重偏輕ノ弊アルヤ否ヤヲ監視シテ其當否ヲ督スヘシ

第二十七條 教員其心得書ノ條件ヲ遵守スルヤ否ヤヲ監視シ若シ不注意ノ事アレハ之ヲ督責スヘシ

第二十八條 教員ノ中ニ於テ拔群精勤シ教導行届キ著シク生徒進歩ノ實効ヲ奏セシ者ハ其狀ヲ具申スヘシ

第二十九條 教員ノ中若教授ヲ怠リ或ハ生徒ノ望ヲ失スル者アレハ之ヲ督責シ且ツ其進退スヘキ事故アルニ於テハ區長學區取締戶長等へ篤ト諮問ヲ遂ケ其意見ヲ具狀スヘシ

第三十條 學區取締各學校巡回ノ度數並ニ教育接遇ノ親疎且其職務章程ヲ遵奉兼テ學事ニ精勵スルヤ否ヤヲ監視シ若シ不注意ノ事アレハ之ヲ督責シ尙進退スヘキ事故アルニ於テハ其意見ヲ具狀スヘシ

第三十一條 區長戶長兼テ學事ニ注意スルヤ否ヲ監視シ若シ不注意ノ事アレハ之ヲ督責シ尙進退スヘキ事故アルニ於テハ其意見ヲ具狀スヘシ

第三十二條 授業上必用ノ書籍器械等具備スルヤ否ヲ監視シ若シ備ハラザルモノアル歟或ハ校外外不清潔ノ事アレハ之ヲ督責スヘシ

第三十三條 學齡就學ノ多寡及ヒ父兄ノ學事ニ競進スルヤ否ヲ視察シ若シ就學ノ者少ク學校繁盛ナラザル所ハ其區長學區取締戶長等ヲ督責シ或ハ父兄ヲ集メ興學ノ趣旨ヲ解諭シテ之ヲ誘導スヘシ

第三十四條 貧民子弟就學ノ方法ヲ調査シ其當否ヲ監視シテ改良ノ方法ニ注意スヘシ

第三十五條 風教文化ニ防害アル弊害ヲ視察シテ之ヲ矯正スルノ方法ニ注意スヘシ

第三十七條 學資金不足ノ爲メ經費支へ兼テ生徒ノ教授充分ナラザル所ハ其區長學區取締戶長等ヲ督勵スヘシ若實際止ヲ得サル事故アルニ於テハ其情況ヲ悉シ之ヲ開陳スヘシ

第三十九條 生徒授業料ノ制限及徴收ノ方法ヲ調査シテ其當否ヲ監視スヘシ

第四十條 教員ノ給料延滞ナク支給スルヤ否ヲ監視シ若シ延滞スルコトアルニ於テハ其區長學區取締戶長等へ之ヲ督責スヘシ

第四十二條 各校生徒學業ノ優劣及ヒ賞與ノ差等ハ第二號表式ノ通り編製シテ之ヲ上陳シ且秋季ノ試験ヲ畢リシ後ハ春秋二學期ノ試験ヲ合セ第一號表式ノ年表ヲ編製スヘシ

第四十三條 第一號第二號表式ハ刊刷シテ之ヲ一般へ報告スヘシ

第四十四條 一中學區毎ニ各地學事ノ景況即左ノ事故ヲ調査シ其比較表ヲ製シテ之ヲ上陳シ且一般へモ之ヲ報告スヘシ

第一項 學校ノ盛衰

第二項 學校ノ多寡及建築借家ノ別

第三項 學齡就學ノ多寡及學業ノ進否

第四項 學事ニ勤勞アル者ノ多寡

第五項 學事ニ裨益アル事件ノ多寡

第六項 學資寄附ノ人員及金額ノ多寡